

## 市川市立中山小学校外 15校冷暖房機賃貸借特記仕様書

この仕様書は、市川市(以下「賃借人」という。)が発注する下記の業務に関して、賃貸人が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

### 1. 概要

#### (1) 件名

市川市立中山小学校外 15校冷暖房機賃貸借

#### (2) 目的

本賃貸借は、夏期の冷房および冬期の暖房を備えることで、良好な教育環境を維持することを目的とし、中山小学校外 15校の普通教室に冷暖房設備を設置するもの。

#### (3) 契約概要

- ① 賃貸人が所有する冷暖房機器を賃借人が契約期間内使用する賃借業務。
- ② 稼働確認後、契約期間内の冷暖房機器及びその付帯設備の維持管理業務(ただし賃貸人の責に帰さない事由による損傷・故障等に伴う修繕・補修は含まない。)

#### (4) 契約期間

履行期間 契約日の翌日から令和23年9月30日まで

(内訳) 設置期間 契約日の翌日から令和8年9月30日まで

賃貸借期間 令和8年10月1日から令和23年9月30日まで

ただし、令和8年9月1日より冷暖房機の運転が可能な状態とすること。

#### (5) 施行場所 市川市中山1丁目1番5号外 15箇所

#### (6) 対象教室および機器配置場所

別途『基本計画書』を参照のこと。

### 2. 機器仕様

設置する機器の熱源方式は基本計画書に従い、電気ヒートポンプエアコン(以下、「EHP」という。)またはガスヒートポンプエアコン(以下、「GHP」という。)とし、以下の仕様を満たすものとする。

#### 【電気式】

- ① 原則マルチ方式とする(設置状況により協議の上、変更も可とする)。
- ② 最大30HPとして分割すること(系統の区分け等についての指定はない)。

#### 【ガス式】

- ① 原則マルチ方式とする(設置状況により協議の上、変更も可とする)。
- ② 設置位置やガス排出口の延長により臭気対策を講じること。
- ③ 最大30HPとして分割すること(系統の区分け等についての指定はない)。

#### 【共通】

- ① 各教室等の室内温度を、以下の通り調整できる冷房・暖房能力を持った機器を選定すること。
  - ア. 夏期(6月～9月) 26度以下
  - イ. 冬期(11月～3月) 20度以上
- ② 冷暖房設備に対する塩害への対策として、JR総武線より北側を標準仕様、南側を耐塩害仕様とする。
- ③ 設置する機器については令和7年以降に製造されたものとする。
- ④ 省エネルギー省ランニングコストの製品を選定すること。
- ⑤ グリーン購入法の判断基準の対応品、または相当品とすること。
- ⑥ 冷媒はHFC系冷媒R410AまたはR32相当とする。

※以下の機器型番を参考に同等品の性能を有する機器を納入すること。

【参考 製造者別型式一覧】

EHP 機器一覧表

室内機	ダイキン工業	パナソニック	日立
天吊り 140 形	FXYHA140AA	CS-P140T6U	RPC-GP140KA

室外機	ダイキン	パナソニック	日立
30HP	RXYA850A	PA-P850UX6	RAS-GP850TS
26HP	RXYA730A	PA-P730UX6	RAS-GP730TS
20HP	RXYA560A	PA-P560UX6	RAS-GP560TS
16HP	RXYA450A	CU-P450UX6	RAS-GP450TS
10HP	RXYA280A	CU-P280UX6	RAS-GP280TS

GHP 機器一覧表

室内機	ダイキン工業	ヤンマー	パナソニック	アイシン
天吊り 140 形	FGXFP140NA	HHGP140K3 YZHP140NA	S-G140TU1	AXHP140NA

室外機	ダイキン工業	ヤンマー	パナソニック	アイシン
30HP	GXUBP850GA	YNZP850L1	U-GH850U1DR	AWYGP850G2ZD
25HP	GXUBP710GA	YNZP710L1	U-GH710U1DR	AWYGP710G2ZD
20HP	GXUBP560GA	YNZP560L1	U-GH560U1DR	AWYGP560G1ZD
16HP	GXUBP450GA	YNZP450L1	U-GH450U1DR	AWYGP450G1ZD
10HP	GYBP280G	YNZP280L1	U-GH280U1DR	AWYGP280E5ZD

※耐塩害仕様については、メーカー毎に相当品もしくは必要オプションを選定のこと。

### 3. 設置仕様

設置は、以下の記載内容と同等またはそれ以上の仕様とすること

#### (1) 基 础

- ① 室外機の基礎はコンクリート基礎とし、仕様については国土交通省大臣官房官庁営繕部機械設備工事標準図に準ずること。なお、使用するコンクリートの強度、基礎施工要領について施工計画等で事前に市担当者の承認を得ること。地震等による転倒、ずれ等の防止に配慮し、基礎ボルト計算書を提出し、市担当者の承認を得た後に施工するものとする。
- ② 室外機周辺は維持管理用空地を確保し、防護ネットまたはフェンス（H = 2500 mm以上・3面以上・鍵付き出入り口付き）を設置すること。既存のフェンス等がある場合には、極力再使用すること。ただし、破損や錆等がある場合は修繕を行い、修繕が難しい場合は新規に設置すること。
- ③ 着工後に掘削作業などで本工事の施工に障害となる埋設物が確認された場合は、市担当者と協議の上で対応を行なうこと。

#### (2) 機器据付

- ① 機器設置に使用するアンカーは耐震計算を行った上で選定し、機器設置時にアンカーの引張強度の確認試験を実施すること。既存のアンカー等を使用する場合も同様の確認試験を実施すること。また、アンカーの耐震計算書を作成し、別途提出すること。
- ② 室外機は、SUSボルト+ダブルナット仕様とし、メーカーが定めるメンテナンススペースを遵守し機器の調整及び点検空間を確保すること。屋上に設置をする場合は、防振装置を備え、建物に振動が伝わらないように対策を施すこと。
- ③ 天吊形室内機設置はスラブ軸体、若しくは鉄骨より吊材にて支持し、吊材の長さが1.0mを超える場合には振れ止めを設置すること。
- ④ アスベストの囲い込みが施されている施設において、天井ボード取り外しを含めた天井への施工を禁止とする。壁に支持材を設けて室内機を設置すること。
- ⑤ 天井面より吊りボルトが露出する場合は化粧管で保護すること。なお、施工上支障があり本仕様書に従うことが難しい場合は市担当者と協議の上で対応を行うこと。
- ⑥ 設置場所に照明器具、火災報知機、人感センサー等がある場合は機能上の問題が生じない位置に移設し天井を補修すること。
- ⑦ 機器搬入に伴う重機（クレーン・ユニック）の使用は、事前に市担当者及び学校へ連絡の上、警備員を配置して十分注意の上で作業を行うこと。

### （3）配管

- ① 冷媒管及び継手は断熱材被覆銅管及び被覆銅管継手とし、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編 共通工事 第2章 配管工事に則るものとする
- ② 冷媒管の被覆について、屋外はSUSまたはガルバニウム鋼板とし、屋内露出部分は軟質性樹脂カバーと同等以上の性能を有するものを使用する。また、既存の配管を再使用する場合、保温材や外装材棟に破損がないか確認すること。破損している場合は適正に修繕を行うか、新たに保温材や外装材を取り付けること。
- ③ ドレン管の管種については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に準拠する事。施工は機械設備工事管理指針に準ずる。ドレン排水は既設排水設備に放流するか、または地上に放流すること。既存のドレン管等を再使用する場合は、管内に異物等がないか通水試験等で確認し、詰まり等があった場合は通水するよう対処すること。
- ④ ドレン配管は逆勾配、トラップなどのないようにすること。
- ⑤ 配管の吊り、支持等は、横走り配管にあっては吊り金物による吊り及び形鋼振れ止め支持、立て管にあっては、形鋼振れ止め支持および固定とし、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）によるものとする。
- ⑥ 児童生徒の立ち入る範囲で地上60cm以内程度に冷媒管を設置する場合は、堅固な材料で外装の保護を行うなどして防護対策を講じること。
- ⑦ 天井内配管が生じる場所は適切な位置に天井点検口を設けること。

### （4）配管貫通

- ① 配管は主要構造部（壁・柱・床・はり・屋根又は階段）に新規で貫通させないこととし、窓または構造上重要でない間仕切り壁などを貫通させることとする。なお、窓を貫通する場合は、建築基準法にて定められた不燃材を加工・取り付けた上で貫通させること。
- ② 貫通部から雨漏りが生じないように処理を行なうこと。また、外壁に配管の支持材を取り付ける場合は、コンクリートに水が浸透しないようボルト緊結部分に処理を行なうこと。

### （5）配管気密試験

- ① 冷媒管の試験は機械設備工事管理指針に準ずること。
- ② ドレン管は必ず通水試験を行うこと。

#### (6) 受変電設備

- ① 変電室の変圧器については、必要に応じて容量変更をすること。変圧器を更新する際に既存の変電室内に収まらない場合は、別途空調専用の変電所を増設すること。また、必要に応じて主遮断器及びそれ以降の幹線入替を見込む。既設空調用サブ変電所が設置されている場合においても必要に応じて変電室の変圧器容量増加や関連部品の交換なども見込む。なお、受変電設備の改修の際には、電気主任技術者の立会いのもとに行うものとする。
  - ② 受変電設備の改修に起因して、賃貸借期間中に学校施設内にトラブルが発生した場合は、修理に係る費用及び原因究明に係る費用を賃貸人が負担する（ただし賃貸人の責に帰さない事由による損傷・故障等に伴う修繕・補修は含まない）ものとする。また、回復後、原因及び是正内容などを記した報告書を賃借人へ提出すること。
  - ③ 改修に伴い取り外した設備に、P C B が基準値以上に含まれている場合は、以下の優先順位で適切に処理すること。
    - 1) 変電室内にスペースが確保できる場合は、内部に残置する。
    - 2) 前項によらない場合は、雨対策を施した堅固なボックス等に収めて保管する。
- ※ 保管場所については市担当者と協議の上、決定すること。
- ④ 受変電設備内に責任分界点を設定し、責任分界点より上流側は賃借人の所有、責任分界点より下流側は賃貸人の所有とする。
  - ⑤ 変電室の変圧器容量を変更する必要がある場合、変更した変圧器については工事完了後ただちに賃借人に無償譲渡する。

#### (7) 機器一次側配線

- ① 原則として、変電室より電源を分岐取り出し、手元盤は室外機設置場所付近の外壁などを利用して設置すること。
- ② 校舎間をまたぐ電源配線の場合、原則として地中埋設とする。その際、既設の管路に空きがある場合は使用可とする。
- ③ 配管及びボックス類・支持金物はS U S 又は溶融亜鉛メッキとする。また、異種金属による接触腐食が懸念される箇所は防食処理を行なうこと。
- ④ 電源供給ルートは原則として配管仕様とするが、既設のケーブルラックなどが使用できる場合は、賃借人と協議の上、施工すること。
- ⑤ 使用するケーブルは原則としてエコマテリアル仕様（E M）とする。

#### (8) 機器二次側配線

- ① 電源線及び信号線の配線の仕様、サイズの選定は「電気に関する技術基準」および「内線規程 JEA8001」準ずるものとする。電気配線は、JIS C3342 [600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル平2心または3心（VV F）] に規定するもの、またはこれと同等以上のものを使用すること。電源線および信号線の配線は冷媒管と共に施工とすること。
- ② リモコン線は公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）準ずる。原則として、メタルモール・メタルボックス（2個用薄型）仕様とする。

#### (9) ガス配管

- ① ガス事業者の工事約款を参考に施工すること。
- ② 施工に先立ち、市担当者へ施工図を提出し、承認を得た後に施工するものとする。
- ③ 責任分界点を設定し、所有権は以下のとおりとする
  - ・本工事においてガス配管を新規に取出した場合は、敷地内のガス配管については賃貸人の所有とする。
  - ・敷地内の既設ガス配管から分岐した場合は、分岐部にバルブを設け、バルブ以降を賃貸人の所有とする。

- ・敷地内の既設ガス配管を増径して分岐した場合は、敷地内の既設ガス配管（本工事施工範囲外）を工事完了後ただちに市に無償譲渡し、分岐部バルブを設け、バルブ以降を賃貸人の所有とする。

（10）既存機器撤去

- ① 既存の室内機及び室外機の撤去については、市川市が行うものとする。  
ただし、機器に接続されていた配管その他一式は、再使用が可能なものは極力再使用するため、既存撤去範囲を協議により決定するものとする。

（11）仮設

- ① 外部仮設足場は枠組本足場とし、フェンス等で安全対策を施すこと。
- ② 養生は関係個所全般とし、ゴミ・ホコリなどが飛散しないように徹底すること。
- ③ 資材置き場及び、廃材置き場は学校担当者と打合せの上、決定すること。また適切に養生すること。
- ④ 設置中の危険個所には、バリケード、囲い、カラーコーンなどを施し、立ち入り禁止を掲示すること。

（12）制御機器について

- ① 室内機リモコンは有線リモコンで各教室に設置し、キーボックスの中に収納のこと。
- ② 各校、エアコンの運転・停止を職員室で一括管理できるようにすること。

（13）設置留意点

- ① 冷暖房機設置に際しては、児童・生徒・職員の安全に十分配慮するとともに、日常の学校活動に支障をきたさぬよう、原則として夏休み期間（7月中旬から8月末まで）に行うものとする。ただし、夏休み期間以外についても、学校運営に支障をきたさないよう施工できる場合については、発注者及び学校と協議の上、施工を行えるものとする。
- ② 冷暖房機設置前に、学校担当者と室内機、室外機の設置場所・資材置き場・スケジュール・安全対策・学校行事予定・使用トイレ・鍵の管理・近隣対策等について十分打ち合わせること。
- ③ 日常の作業実施に当たっては、事前に市および学校担当者に対する開始・終了の報告を徹底すること。
- ④ 学校休業日の作業は、事前に学校担当者と協議の上実施すること。機械警備が設けられている学校については、警備会社に連絡を取り、保安業務及び機械警備の解除（警備会社実施の場合は有料）について協議すること。なお、費用が発生した場合は賃貸人の負担とする。
- ⑤ 救助袋等緊急避難設備の障害にならないよう十分に確認すること。
- ⑥ 近隣民家への騒音対策を講じること。
- ⑦ 既存構造物の形状変更は必要最低限に止めること。
- ⑧ 既存設備などの保守・点検の障害にならないよう十分に確認すること。
- ⑨ 設備等が「校章」、「時計」などの景観上の障害とならないよう配慮を徹底すること。
- ⑩ 学校敷地内に大型車両の搬入出がある場合は、警備員を配置し、安全管理を行うこと。
- ⑪ 校庭に重機等の大型車を乗り入れる場合は、生徒および学校利用者の安全を確保し、必要かつ十分な区画・養生を実施すること。
- ⑫ 設置に際し、賃借人が特に指定する場合はその内容に従うこと。
- ⑬ 冷暖房機の設置終了後、機器・設備図（紙・及びJ w - c a dなどの電子データ）及び取り扱い説明書などの図書ならびに設置中の写真を市担当者に提出すること。  
また、学校担当者に機器の操作方法を十分に説明すること。

- ⑯ 設置した盤、機器に賃貸借物件である旨表示すること。また、室外機と室内機の組み合わせが相互にわかるような表示を冷暖房機本体に施し、完成図に記すこと。
- ⑰ 設置期間中に発生した設備などの汚れ及び破損・物損は、これらが賃貸人の責に起因する場合、賃貸人の責任において現状復帰すること。
- ⑱ 作業中に生じた事故・損害の一切の責任は、これらが賃貸人の責に起因する場合、その責任を負うものとする。
- ⑲ 仕様書等に記載なき事項についても、設置・使用上当然必要な事象については、賃貸人の負担により完全に実施すること。
- ⑳ 賃貸人は、賃貸借物件の引渡し以降、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものがあるときは、特別の定めのない限り、賃貸借期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完の責めを負うものとする。
- ㉑ 室外機の設置位置は、『基本計画書』の配置図を参考とし、学校との十分な打ち合わせの結果、位置を変更する必要がある場合には、市担当者と協議すること。
- ㉒ 本仕様書に記載なき事項については、令和7年度建築工事標準仕様書・機械設備工事標準仕様書・電気設備標準仕様書を参考に市担当者と協議の上、対応すること。

#### 4. 維持管理業務に関する仕様

##### (1) 業務内容

賃貸借期間中において、空調設備を常に正常に安全かつ良好に使用できるよう維持管理業務を行うものとする。

##### (2) 実施体制

- ① 維持管理業務を総合的に管理する維持管理業務責任者を1名配置すること。
- ② 維持管理業務責任者は、以下の要件を満たす者とする。
  - ア. 事業者又は維持管理業務受託事業者の常勤の自社社員であること。
  - イ. 本事業の目的や趣旨、内容を十分に理解していること。
  - ウ. 現場で生じる課題及び市や学校の要望に対し、的確な判断ができること。
- ③ 維持管理業務責任者は、設計業務責任者、工事監理業務責任者と兼務することはできない。
- ④ 事業期間中に正当な事由により業務責任者を変更する場合は、「業務責任者変更届」（様式第2号）を市に提出すること。

##### (3) 業務仕様（維持管理業務全般）

- ① 本事業において空調設備を整備した教室の温熱環境が、常に良好となるよう維持管理業務を行うこと。
- ② 空調設備の定期点検、清掃、消耗品及び部品の交換、修繕、更新などを行うこと。なお、オプション品、及び室内外機、熱交換器、ドレンパン等の清掃・洗浄は対象外とする。詳細については、別途『メンテナンス要綱』によること。
- ③ 予防保全の視点を持って維持管理業務を行うこと。
- ④ 不具合が見つかった場合は、速やかに対処方法を検討し、市に報告のうえ、改善対策を講じること。
- ⑤ 作業員は、メーカーから修理・点検に関する研修を受けている等、空調設備に関する専門的な知識を有していること。また、いかなる故障等にも迅速に対応できる技術を有すること。
- ⑥ 維持管理期間において、本書に定めた性能基準が満たされない場合は、早急に改善策を検討し、市の指示に基づき、改善すること。
- ⑦ 市又は学校から空調設備の取扱い方法や操作方法等について、質問を受けた場合は、適切に説明及び助言を行うこと。

- ⑧ 市又は学校からの問合せや照会等には、最低でも平日の午前 8 時から 18 時までの間は連絡を受けられる体制とすること。点検・修理業務は営業日・営業時間内に実施するものとし、営業日・営業時間外に実施する場合は別途事業者が定めた費用を支払うものとする。なお営業時間とは 9 時から 17 時とする。
  - ⑨ 事業者は、維持管理業務にあたり、交換部品費、補充部品費、出張費、作業費、諸経費等の経費を負担すること。
  - ⑩ 現場にて、維持管理業務を行うための光熱水費は市の負担とする。
  - ⑪ 賃貸借期間中、自らを被保険者とした損害保険（賃貸借対象設備に付保する動産総合保険をいう。）に加入すること。また保険料は事業者が負担する。
  - ⑫ 本書に記載がない事項については、その都度市と協議すること。
- (4) 保守点検業務
- ① メーカーが推奨する定期点検、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が定める簡易検査及び定期点検、その他必要な項目の点検を実施すること。なお、賃貸借期間中に関係法令の改正等があり、保守点検の内容に変更が生じた場合は、市に報告のうえ、適切に対応すること。
  - ② 毎年の点検は、第1回目を4月から6月、第2回目を10月から12月に実施し、室外機の外見目視や部品劣化の確認、室内機のフィルター目詰まりの確認、外観異常の確認等を点検項目とすること。
  - ③ GHP の場合は、以下の本点検を実施すること。
    - ア. 第1回本点検
      - ・設置後 5 年経過又は室外機運転時間 10,000 時間到達時のいずれか早い時期に実施すること。
    - イ. 第2回本点検
      - ・設置後 10 年経過又は室外機運転時間 20,000 時間到達時のいずれか早い時期に実施すること。
    - ウ. 第3回本点検
      - ・室外機運転時間 30,000 時間到達時に実施すること。ただし、賃貸借期間中に運転時間が 30,000 時間に到達しない場合は実施しない。
- ④ 室内機については、フィルター清掃を年2回行うこと。
- ⑤ 点検により、消耗劣化部品や不具合箇所を早期に発見し、改善工事を実施すること。
- ⑥ 賃貸借期間終了の1年前に、その時点の空調設備、電気設備の状況及び今後の保全のために必要となる資料の作成を行い、市に提出すること。
- ⑦ 業務実施にあたっては、日程等を事前に市及び各学校と協議し決定すること。
- ⑧ 業務実施にあたっては、児童、教職員、学校関係者の安全に十分配慮するとともに、日々の学校活動に支障が生じないよう十分に配慮すること。
- ⑨ 作業後の片づけは、事業者の責任において行い、空調設備等の状態を再確認すること。
- ⑩ 業務実施に伴い、施設及び設備、備品等を破損した場合は、責任をもって取り換え又は修繕を行うこと。
- ⑪ その他、本書に定めのない事項については、その都度、市と協議すること。
- (5) 故障対応等
- ① 緊急時に備え、故障発生時に電話で応答できる体制を整えること。また、緊急時の急措置及び連絡方法については、市及び各学校と事前に打ち合わせておくこと。
  - ② 機器の故障等による不具合又は仕様未達成の状況が発生した場合は、事業者の責任により速やかに修理等の対策を実施すること。
  - ③ 市又は学校から、運転不良、騒音、温熱環境不良及び機器の故障等による不具合発生の連絡があった際は、速やかに当該学校を訪問し、点検及び修理等を行うこと。

- ④ 訪問は、原則として連絡を受けた当日（当日が難しい場合は、翌営業日）に行うこと。
  - ⑤ 当日中の修理等が困難な場合は、市又は学校から連絡を受けた日から 10 日以内に修理又は交換等を行うよう努めること。
  - ⑥ 修理等が長期にわたる場合は、市と協議のうえ、適切な代替措置を講じること。
  - ⑦ 改善工事等が必要な場合は、設計業務、施工業務、工事監理業務で規定する要件を満足すると認められる体制及び資格を有する者等が実施すること。また、必要に応じて市の立会いによる確認をうけること。
- (6) 付随業務
- ① 維持管理業務にあたり、諸官庁への各種許可申請、届出等がある場合は、事業者の責任において適切に許可申請、届出を実施すること。
  - ② 市から電気、ガスの消費量の計測記録及び室外機の運転時間計測記録の提供を求められた際には、紙及びデータにて提供すること。
  - ③ 必要に応じて市が行う現況確認に協力すること。
- (7) 書類の提出
- 維持管理業務に関する以下の書類を作成し、市へ提出すること。
1. 維持管理業務計画書（着手時）  
賃貸借業務開始の 1 か月前までに、「維持管理業務計画書」を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、賃貸借期間中に内容を変更する場合は、事前に市と協議すること。
  2. 年間維持管理計画書（各年度 1 回）  
各業務年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）の維持管理業務開始の 1 か月前までに「年間維持管理計画書」を作成し、遅滞なく市に提出すること。ただし、初年度については賃貸借業務開始の 1 か月前までに提出すること。
  3. 半期業務報告書（各年度 2 回）  
賃貸借期間中、保守点検報告（メーカーが定める定期点検、その他必要に応じて実施した保守点検の実施記録）及びフロン類の簡易・定期点検記録を整理した「半期業務報告書」を各年度 2 回（上半期及び下半期）作成し、市に提出すること。ただし、初年度及び最終年度については各 1 回の提出とする。
  4. 使用実績報告書（各月 1 回）  
賃貸借期間中において、毎月使用したエネルギー量及び室外機の運転時間を施設ごとに報告書にまとめ、半期に一度、市に提出すること。

## 5. 提出書類及び報告書

賃貸人は、次に示す書類を賃借人に提出するものとする。

### (1) 各業務開始前

#### ① 設計

名称	種別	数量	備考
設計図書 ・設計図（空調設備） ・設計図（電気） ・設計図（ガス）	紙 A 3	1	

② 機器据付工事

名称	種別	数量	備考
機器承認図書 施工計画書 • 施工体制 • 工事管理業務責任者および現場代理人選定通知書 • 仮設計画 • 使用機器および材料通知書 • 機器承認図書 (納品機器仕様書) • 施工図 • 工程表 • 組織体制表 • 緊急連絡表 • 官公庁届出書類 • 下請負契約書	紙 A4 または A3 とする	2	分割施工時はその都度提出 詳細な工程表はその都度提出

(2) 業務完了後

① 完成後 30 日以内

名称	種別	数量	備考
完成図書 • 完成図 • 出荷証明書 • 産業廃棄物管理表 (マニュフェスト関係) • フロン排出抑制法に基づく充填証明書 • 官公庁届出書類 • 試験成績表 • 試運転報告書	紙 A4 または A3 とする	2	

6. その他

- ① 貸借人は機器の設置及び保守管理に必要な光熱水費を負担する。
- ② 貸貸人は貸貸借期間中、自らを被保険者とした損害保険（貸貸借対象設備に付保する動産総合保険をいう）に加入する。また保険料は貸貸人負担する。
- ③ リース期間満了後の扱いについては、別途協議により、返却するか再リースするかを決定する。なお、再リースする場合、当初契約のリース料の 10 分の 1 以下を再リース料とする。また、当初の貸貸借時に含んでいた撤去費用を再リース契約に引き継ぐこと。（ただし、賃金水準又は物価水準の変動による契約変更の協議に応じることとする。）
- ④ この契約を定める条項その他について疑義が生じた場合は、市担当者と協議して解決すること。

- ⑤ 冷暖房機の設置に際しては、下記に連絡を取り、各校のガスインフラ敷設状況を必ず確認すること。
- 京葉ガス株式会社 法人営業部公共グループ  
市川市市川南2-8-8 電話047-325-4532
- ⑥ 市川市環境保全条例や市川市火災予防条例および、その他関連法令に基づく必要書類など、法令等により提出が必要な書類を適切に提出すること。
- ⑦ その他、以下の事項に留意すること
- ア. 本業務にあたって、市内の会社と可能な限り連携をとるよう努めること。
  - イ. 賃貸借物件にかかる公租公課は賃貸人が負担すること。
  - ウ. 賃貸人は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。
  - エ. 冷暖房機設置に伴う、配管、配線、防護柵の取り付け、室外機の設置、（変電設備の容量アップ及び、所轄官公庁などへの届出、主任技術者の立会いなどを含む）並びに賃貸借期間中の冷暖房機の保守点検費など関連する全ての経費は契約金額（賃貸料）に含まれるものとする。  
また、リース期間満了後の本契約の対象となる冷暖房機及び付帯するすべての設備の撤去費用は、本契約に含まれるものとする。ただし、既存再使用部分については撤去の対象外とする。なお、撤去費用に関して賃金水準または物価水準の変動による変更契約の協議に応じるものとする。
  - オ. 本仕様書に定めのない事項については、市担当者と協議の上、処理すること。
  - カ. 賃貸人は暴力団等排除に係る契約解除に関する特約事項を遵守すること。

## 7. 適用基準等

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則、要綱を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求仕様と照らし適宜参考とすること（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等はすべて公募時点において最新版を適用すること。

なお、本事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。

- ① 法令等
  - 建築基準法
  - 消防法
  - 労働基準法
  - 労働安全衛生法
  - 電気事業法
  - 騒音規制法
  - 振動規制法
  - 学校保健安全法
  - 計量法
  - 建築士法
  - 建設業法
  - 建築物における衛生環境の確保に関する法律
  - エネルギーの使用の合理化に関する法律
  - 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
  - 石綿障害予防規則
  - ガス事業法
  - フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

電気設備に関する技術基準を定める省令  
その他関連する法令等

② 条例等千葉県建築基準法施工条例  
市川市環境保全条例  
市川市環境保全条例施行規則  
市川市火災予防条例  
市川市火災予防条例施行規則  
市川市下水道条例  
その他関連する条例、規定等

③ 基準・指針等  
学校環境衛生基準 [文部科学省]  
公共建築工事標準仕様書  
(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]  
建築工事標準詳細図 [国土交通省]  
公共建築設備工事標準仕様書 [国土交通省]  
公共建築改修工事標準仕様書  
(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) [国土交通省]  
建築設備設計基準 [国土交通省]  
建築設備耐震設計・施工指針 [独立行政法人建築研究所監修]  
官庁施設の総合耐震計画基準 [国土交通省]  
建築工事管理指針 [国土交通省]  
電気設備工事管理指針 [国土交通省]  
機械設備工事管理指針 [国土交通省]  
建築保全業務共通仕様書 [国土交通省]  
工事写真の撮り方 建築設備編 [国土交通省監修]  
内線規程 [社団法人 日本電気協会]

# メンテナンス要綱

## 第1条（定義）

本要綱における空調機器のメンテナンス（以下、メンテナンスという）とは、第2条で定められた対象機器の遠隔監視業務、点検・整備業務、および故障修理業務を指す。

## 第2条（対象機器の限定）

本要綱の対象機器は、空調機器の室外機本体およびそれに接続されている室内機本体および標準コントローラ、遠隔監視用アダプタとする。

2. 以下に列記される機器等は本要綱の対象外となる。

- (1) 室外機本体に付属するメーカーの指定するオプション品（防振架台、拡張アダプタ、排気延長キット等）。
- (2) 室内機本体に付属するメーカーの指定するオプション品（ドレンアップキット、加湿器、空気清浄器・電気集塵器、自動昇降パネル・自動昇降装置、フィルター清掃機能付きパネル、高性能・中性能フィルター等）。
- (3) オプションリモートコントローラ（集中リモコン（複数室内機の個別制御が可能なもの）、スケジュールタイマー等）。
- (4) 配管、配線、ダクト等（冷媒管、ドレン管、燃料ガス管、給水管、電源線、制御線、ダクト等）。

## 第3条（通信開通）

賃貸人は、メンテナンスの実施にあたり、端末を設置し通信開通させるものとする。なお、端末とは遠隔監視端末をいい、端末等とは遠隔監視用アダプタと遠隔監視端末をいう。

2. 通信開通後、賃貸人の責によらず端末等を移設する必要がある場合は市がその費用を負担する。

## 第4条（料金に関する特則）

賃借人は次の場合、別途、所定の料金を賃貸人に支払うものとする。

- (1) 賃貸人が労働安全衛生規則に従い高所作業の危険を回避するための措置として作業床の設置等を行う場合の費用。
- (2) メンテナンスの障害となる建築物、フェンス等の撤去及び復旧に要する費用。
- (3) 本要綱第6条に定める業務の他に、賃借人の依頼で行う点検、調整部品交換等に要する費用。
- (4) 本要綱第2条に定める対象機器以外のメンテナンスを行う場合の費用。
- (5) 本要綱第7条に定める営業時間外の作業を行う場合の費用。

- (6) 重量物（エンジン・コンプレッサー等）の搬出入のために重量鳶やクレーン等を使用する場合の費用。
- (7) メンテナンスを行う際、賃貸人指定書式以外で報告をする場合またはメンテナンスの写真を提出する場合の書類作成費用。
- (8) 室外機運転時間が5万時間に到達した場合の当該対象機器に対するメンテナンス。
- (9) 造メーカーが定めるメンテナacesスペースが確保されておらず、メンテナンスのための十分な空間が確保されていない場合の費用（天井開口を要する場合など）

#### 第5条（メンテナンスの委託）

賃貸人は、本賃貸借業務に含まれるメンテナンス業務を、メンテナンス代行者に委託することができる。

#### 第6条（メンテナンスの業務内容）

賃貸人は、別途定める契約期間において、メンテナンスの業務として、下記の内容を実施する。

- (1) 遠隔監視業務  
対象機器の運転データと異常発報を通信回線により定期的に賃貸人が受信する業務を指す。
- (2) 点検・整備業務  
対象機器に関して、メーカーの定める室外機の点検周期や運転時間を勘案して、賃貸人所定の点検・整備、部品交換等を行う業務を指す。  
内容については別表のGHP定期点検表に示す。

表 GHP点検表

GHP定期点検表

点検項目	診断項目	GHP 本点検	GHP 简易点検	備考
運転状態確認	・点検作業前の運転状態(始動性等)確認、点検後データ取得	記録	記録	
エンジン系	エンジンスター	・状態(動作、端子の緩み、摩耗等)の確認	点検	点検
	エンジンオイル	・状態(オイル消耗量、漏れ)確認および交換または補充	交換または補充	点検
	エアエレメント	・状態(汚れ、ケース破損等)確認および交換および清掃	交換	点検
	オイルフィルタ	・状態(漏れ、変形、キズ等)確認または交換	交換	点検
	プローバイフィルタ※	・状態(亀裂、硬化、膨滑等)確認または交換	交換	点検 ※対象機種のみ
	排気ガスホース	・状態(漏れ、亀裂、硬化、膨滑、接続等)確認	点検	点検
	排気ドレンフィルタ・充填石	・状態(漏れ、詰り等)確認、清掃または充填石、フィルタ交換	交換または補充	点検
	点火プラグ	・状態(汚れ、摩耗等)確認または交換	交換	－
	バルブクリアランス※	・状態(異音等)確認または調整(吸気、排気クリアランス)	調整	－ ※対象機種のみ
	圧縮圧力	・状態(バラツキ等)確認または圧力測定	点検(測定)	－ 测定:20,000hrから
冷却水系	O2センサー※	・状態(緩み、差込、固定、干涉等)確認	交換	点検 ※対象機種のみ
	冷却水	・状態(消耗量、漏れ等)確認および補充または強化剤注入	補充	点検
	冷却水ポンプ	・状態(作動、異音、漏れ等)確認	点検	点検
	水電動弁※	・状態(漏れ、破損等)確認	点検	点検 ※対象機種のみ
	サーモスタット※	・状態(漏れ、破損等)確認	点検	点検 ※対象機種のみ
	冷却水ホース	・状態(漏れ、ひび割れ、劣化、接続等)確認	点検	点検
	ラジエター	・状態(破損、漏れ等)確認	点検	点検
冷媒系	圧縮機(コンプレッサー)	・状態(作動、異音、漏れ等)確認	点検	点検
	コンプレッサーベルト	・状態(劣化、摩耗、取付等)確認、調整または交換	交換	調整
	冷媒系統	・状態(固定、干涉、漏れ等)確認	点検	点検
燃料系	ミキサー	・状態(作動、汚れ等)確認	点検	－
	レギュレーター(ゼロガバナ)	・状態(作動、燃料漏れ、接続等)確認	点検	点検
	ガス電磁弁	・状態(作動、燃料漏れ、接続等)確認	点検	点検
	燃料(ガス)ホース	・状態(ひび割れ、劣化、燃料漏れ、接続等)確認	点検	点検
電装系	ハーネス・カプラ	・状態(緩み、差込、固定、干涉等)確認	点検	点検
	換気ファン・フィルタ※	・状態(作動、固定、破損、異音、振動、汚れ等)確認	点検	点検 ※対象機種のみ
	発電機(ハイパワー)※	・状態(固定、作動、異音、振動等)確認	点検	点検 ※対象機種のみ
	発電機ベルト(ハイパワー)※	・状態(劣化、摩耗、取付等)確認、調整または交換	交換	調整 ※対象機種のみ
室外機その他の	運転データ確認※	・状態(圧力・温度・エンジン回転数等)確認	点検	点検 ※対象機種のみ
	ファンモータ	・状態(作動、取付、異音、振動等)確認	点検	点検
	熱交換器	・状態(損傷、汚れ、腐食、漏れ等)確認	点検	点検
	外観・他	・状態(損傷、固定等)確認	点検	点検
	排気(点検後)	・状態(異色、異臭、漏れ等)確認	点検	点検
ルーム内状態	ルーム内状態	・状態(エンジンルーム、熱交内部、基板、排水詰り等)確認	点検	点検

●GHP本点検は当社が定める室外機の点検周期や運転時間に基づいて行います。

●毎年点検は本点検を行わない年に上表の简易点検を実施します。(毎年点検にてご契約の場合のみ)

●室内機のフィルター清掃は含まれません。(室内機フィルター清掃をご契約の場合のみ実施します)

●一部機器によっては、作業項目や交換部品が上表と異なる場合もございます。

### (3) 故障修理業務

賃借人の個別の依頼に基づき、対象機器の故障修理を行う業務を指す。なお、交換する部位など故障修理の方法、内容は賃貸人が決定する。

2. 賃貸人は、以下に列記される事由に基づくものについて、故障部位の診断や故障修理点検・整備、部品交換を免責されるものとする。免責事項について故障部位の診断や故障修理、点検・整備、部品交換を行う場合は、市は別途賃貸人所定の料金を賃貸人に支払うものとする。

(1) 賃借人の故意、過失もしくは不適当な使用管理(賃貸人またはメーカーの指導事項に従わない事等)によるもの。

(2) 賃借人が賃貸人の承諾を得ずに対象機器の改造や塗装等をし、または賃貸人が

指定する部材以外のものを使用したことによるもの。

- (3) 貸借人が賃貸人の承諾を得ずに対象機器を移設したことによるもの。
- (4) 異常電圧や停電、天災地変その他不可抗力によるもの。
- (5) 自家発電設備など商用電力以外の発電設備から出力される電力で機器を運転したことによるもの。
- (6) 音、振動、塗装の変色、錆等外観上の軽微な損傷等、対象機器の稼働に問題のない場合。
- (7) 故障修理に要する部材について、当該部材のメーカー保有年限経過後の欠品や製造終了等により修理不可能なもの。
- (8) 室外機・室内機の熱交換器フィンおよびドレンパン、ドレンポンプ、ドレンホース・ドレン配管の汚れ・詰まりにより生じた故障の修理および清掃・洗浄作業。
- (9) メーカーの指定するオプション品など対象機器以外の修理。
- (10) 対象機器のオーバーホール。
- (11) 施工に起因する故障の修理。
- (12) 冷媒系統内の不純物が原因となる故障の修理。
- (13) ショートサーキット等の設置環境に起因する故障の修理。
- (14) 賃貸人およびメンテナンス代行者以外の者が点検・整備あるいは故障修理を行ったことによるもの。
- (15) 対象機器以外のこれに付帯する設備、機器、配管および電気配線等その他関連設備（機器との接続部分を含む）の故障や不具合。
- (16) 消火器・受変電設備の点検・故障や不具合。
- (17) 対象機器の設置場所の周囲環境が、本事業開始時と比して著しく変化しこれによりメンテナンスの業務が著しく困難になった場合。
- (18) 故障時に空調を使用するための応急処置に関わる対応。
- (19) その他賃貸人およびメンテナンス代行者の責に帰さない修理不可能なもの。

## 第7条（メンテナンスの業務運営）

賃借人は、メンテナンスの業務が安全かつ円滑に実施されるよう、以下の通り賃貸人に協力するものとする。

- (1) メンテナンスの業務に要する電気、水道およびガスその他費用は賃借人の負担とする。
- (2) 賃借人は、メンテナンスの業務に必要な範囲で、賃貸人またはメンテナンス代行者が、賃借人の敷地および建物内に立ち入ることを許諾するものとする。
- (3) 賃貸人またはメンテナンス代行者が、対象設備機器の設置場所まで安全に到達でき同設置場所にて安全な作業ができるように、安全環境を整備するものとする。

- (4) 故障部位の診断や故障修理、点検・整備、部品交換は、営業日・営業時間内に実施するものとし、営業日・営業時間外に実施する場合は、別途賃貸人が定めた費用を支払うものとする。なお、営業日とは休日（日曜日および国民の祝日に関する法律に規定される休日並びに1月2日、1月3日、5月1日、12月30日、12月31日等）以外の日をいい、営業時間とは営業日の9時から17時をいう。
- (5) 賃借人は、対象機器、遠隔監視端末および遠隔監視用アダプタの移設、廃棄使用中止または変更をする場合、メンテナンスに関わる室外機・室内機の遠隔監視用アドレス・集中アドレス等を再設定する場合は、賃貸人に事前に連絡し、協議するものとする。対象機器等を移設する場合、賃借人は賃貸人に対して事前に周知を行い賃貸人またはメンテナンス代行者による移設前後の試運転を行い、機器に異常がないことを確認するものとする。また移設工事や試運転等の費用は賃借人の負担とする。
- (6) 学校施設の敷地内での作業を要する場合、市担当者または学校担当者が、これに立ち会うものとする。
- (7) 賃借人は、賃貸人が設置した遠隔監視端末及び遠隔監視用アダプタを善良な管理者の注意義務を以って管理するものとし、これを改造・改変等してはならないものとする。
- また、賃借人が遠隔監視端末及び遠隔監視用アダプタを紛失・毀損・滅失した場合は、賃借人は遠隔監視端末及び遠隔監視用アダプタを復旧する費用を負担する。あわせて、賃借人は遠隔監視端末及び遠隔監視用アダプタの損傷あるいは異常に気づいた場合にはすみやかに賃貸人へ連絡するものとする。

#### 第8条（包括的免責事項）

賃借人は、以下に列記される事由がある場合、当該事由発生以後、本要綱上の賃貸人の義務が免責されることを承諾するものとする。

- (1) 対象機器が廃棄されたとき。
- (2) 遠隔監視用アダプタ及び遠隔監視端末の故障、システムセンターの電気設備法定点検による停電、システムセンターコンピュータ設備更新作業、通信回線その他の通信異常があった場合。
- (3) 賃借人から本要綱第7条の協力が得られない場合。
- (4) 対象機器が、賃貸人の事前承諾なく交換されたとき
- (5) ストライキその他の事由による交通事情の悪化、部品調達先の倒産、その他賃貸人の責めに帰すべき事由によらずしてメンテナンスの一部、または全部が履行できない事情がある場合。

#### 第9条（不担保事項）

賃貸人は対象機器の故障発生等に伴う営業補償等の2次的損害に対する責任を負うものではない。また対象機器の性能保証を行うものではない。

# 市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借

基本計画書

令和8年1月

市川市教育委員会  
教育振興部 教育施設課

## 1. 概要

本賃貸借は、市川市内の小学校10校（167教室）、中学校6校（89教室）、計16校（256教室）の普通教室等に冷暖房設備を整備するものである。

## 2. 学校別整備対象教室一覧

小学校		方式	中学校		方式
1	中山小	EHP	1	第三中	GHP
2	大柏小	EHP	2	第六中	EHP
3	富貴島小	EHP	3	第八中	GHP
4	国府台小	GHP	4	下貝塚中	GHP
5	鶴指小	GHP	5	高谷中	EHP
6	宮久保小	GHP	6	大洲中	EHP
7	曾谷小	GHP			
8	百合台小	GHP			
9	幸小	GHP			
10	大和田小	EHP			

方式	学校数	更新室内機
EHP	7 校	120 台
GHP	9 校	138 台

	整備教室数	更新室内機
小学校	167 教室	169 台
中学校	89 教室	89 台
合計	256 教室	258 台

## 3. 学校別既存機器配置図

別紙

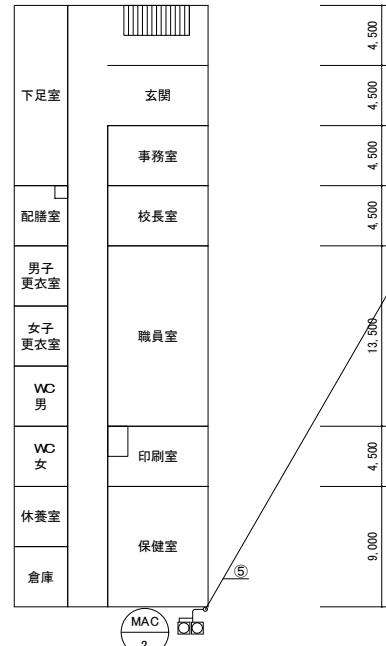
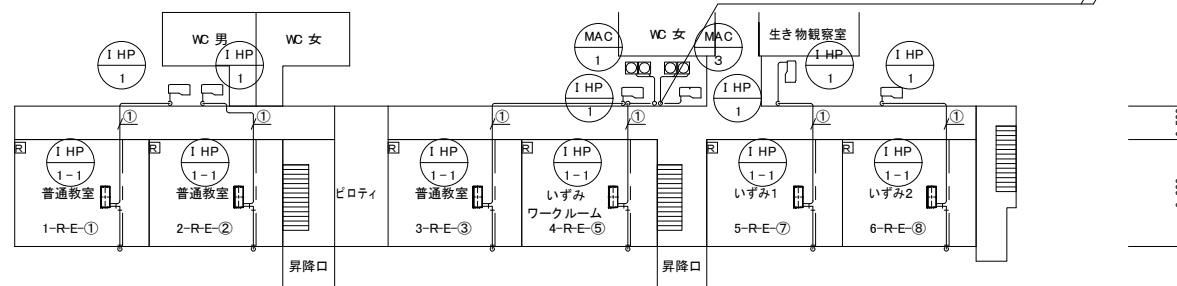
### 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機販貸借 (市川市立中山小学校)	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市中山1丁目1番5号)	機器表(中山小学校)	N.S	M01	

10,060 | 10,000 | 3,880 | 4,000 | 10,000 | 10,150 | 3,700 | 10,150 | 10,000 | 3,000

冷媒管サイズ表

①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ

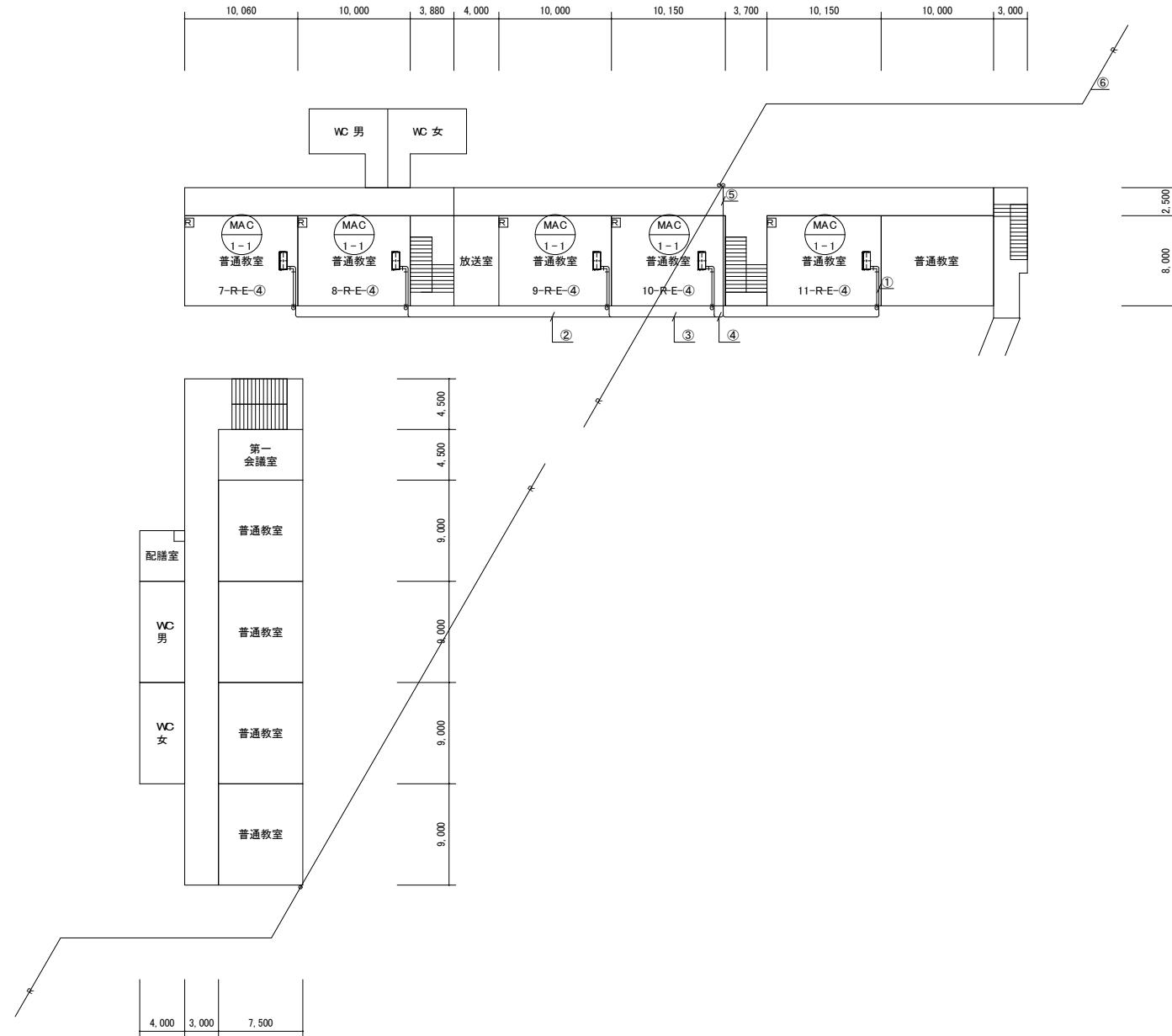


4,000 | 3,000 | 7,500

部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機販貸借 (市川市立中山小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立中山1丁目1番5号)	1階平面図(中山小学校)	A3:1/400	M02

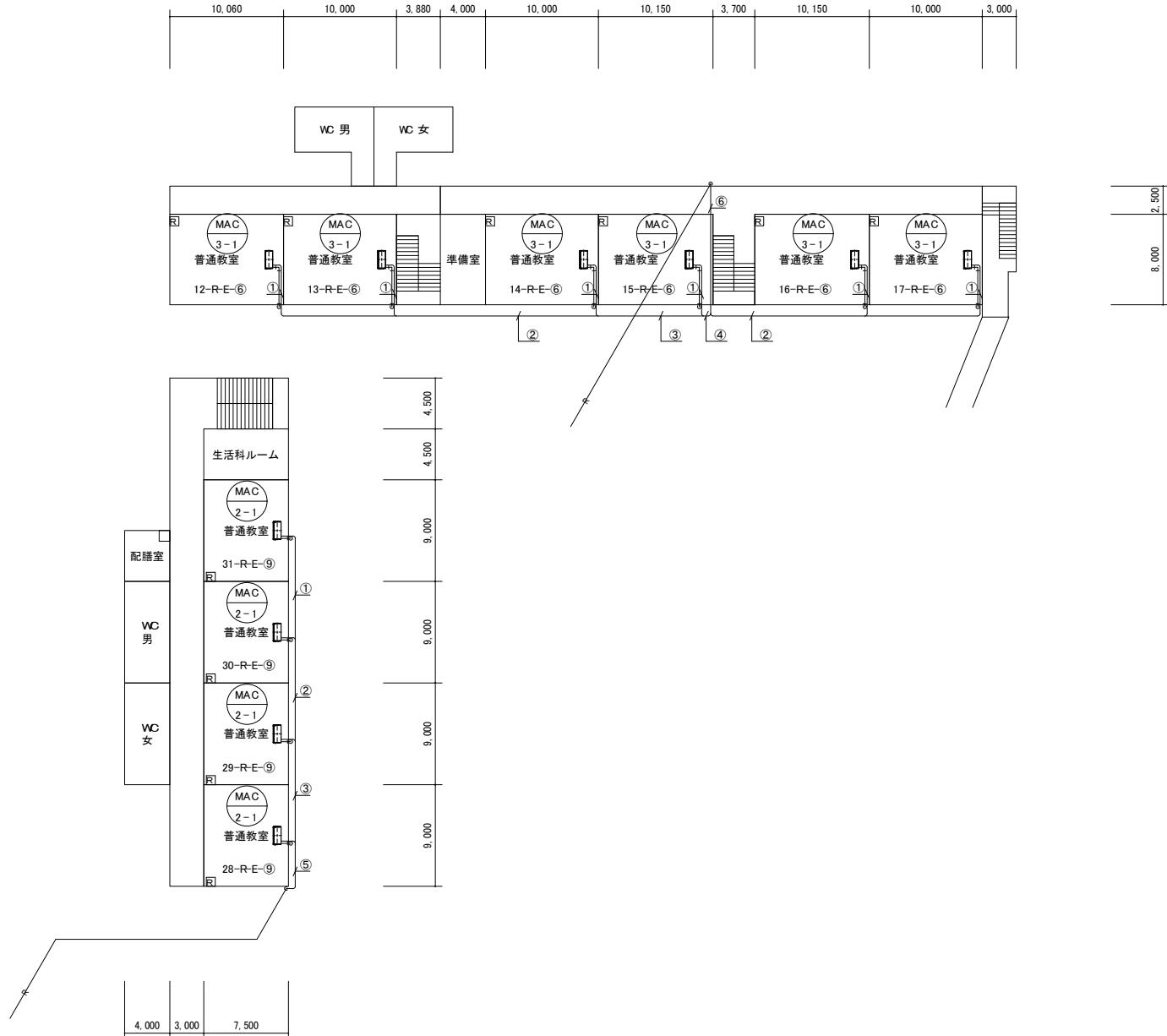
冷媒管サイズ表

①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ



冷媒管サイズ表

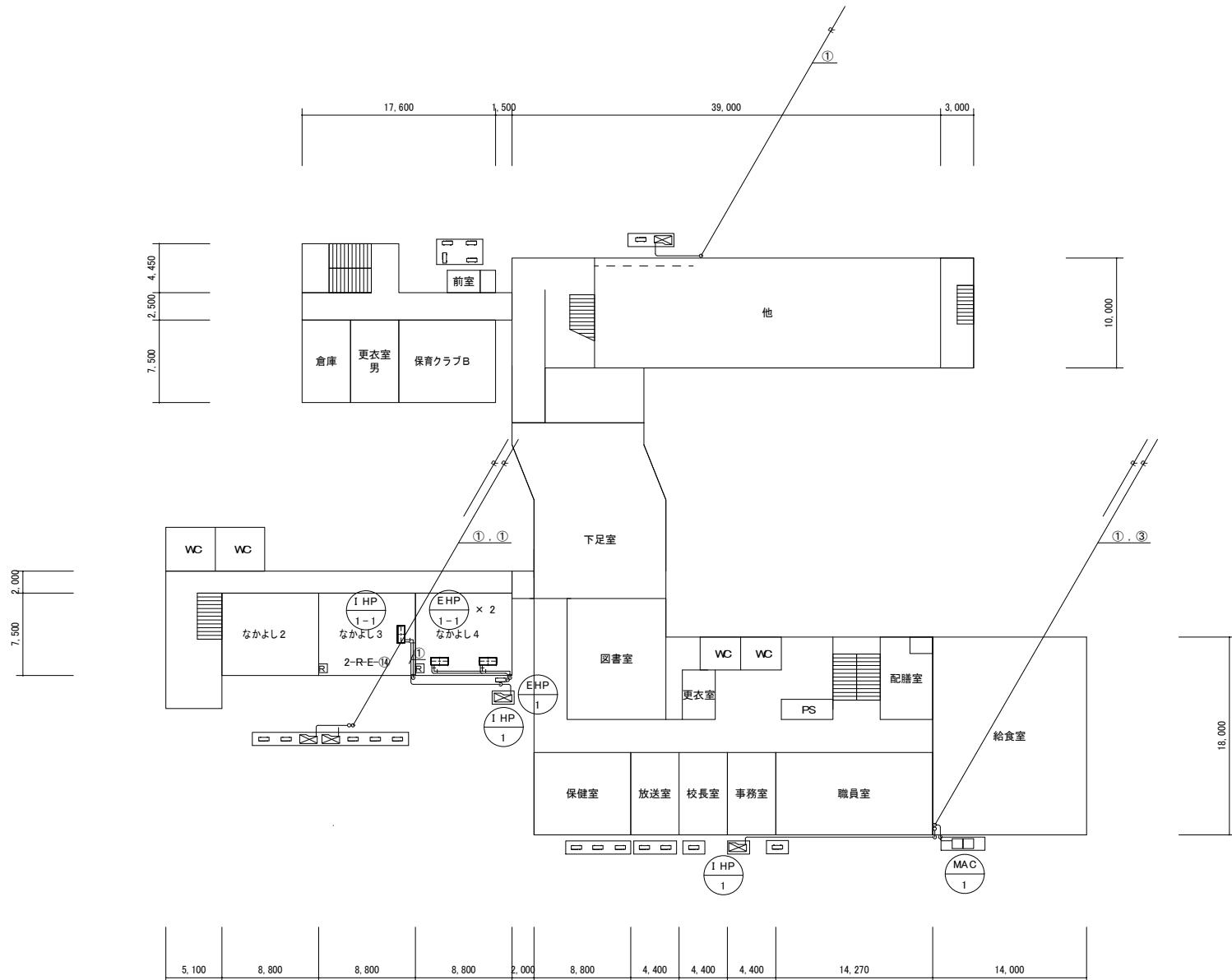
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ



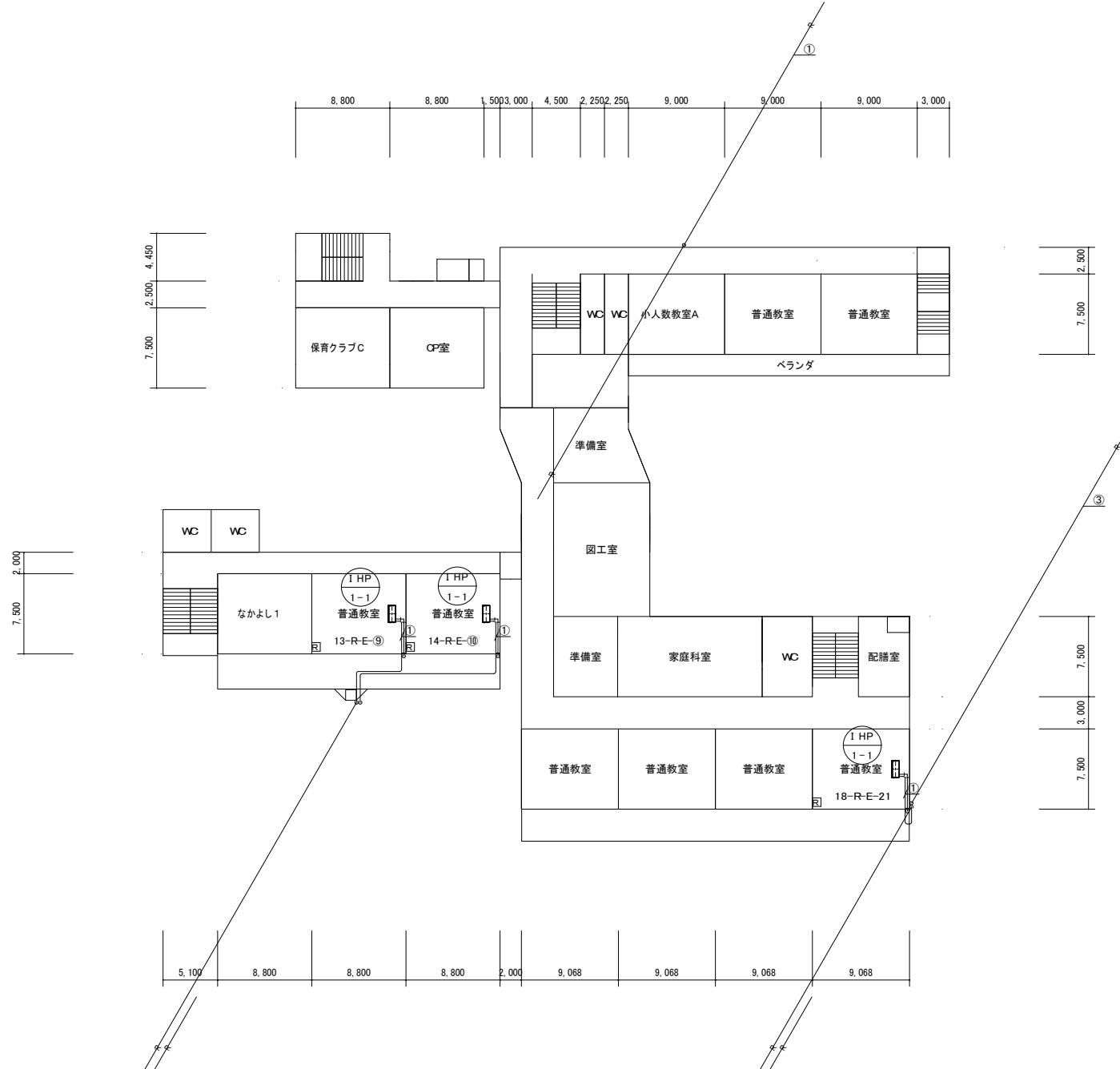
### 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機器賃貸借 (市川市立大柏小学校)	件名	施行場所	面図名称	縮尺	面図番号
								市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大野町2丁目187番地)	機器表(大柏小学校)	図示	M01	

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	28.58φ	15.88φ



冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	28.58φ	15.88φ

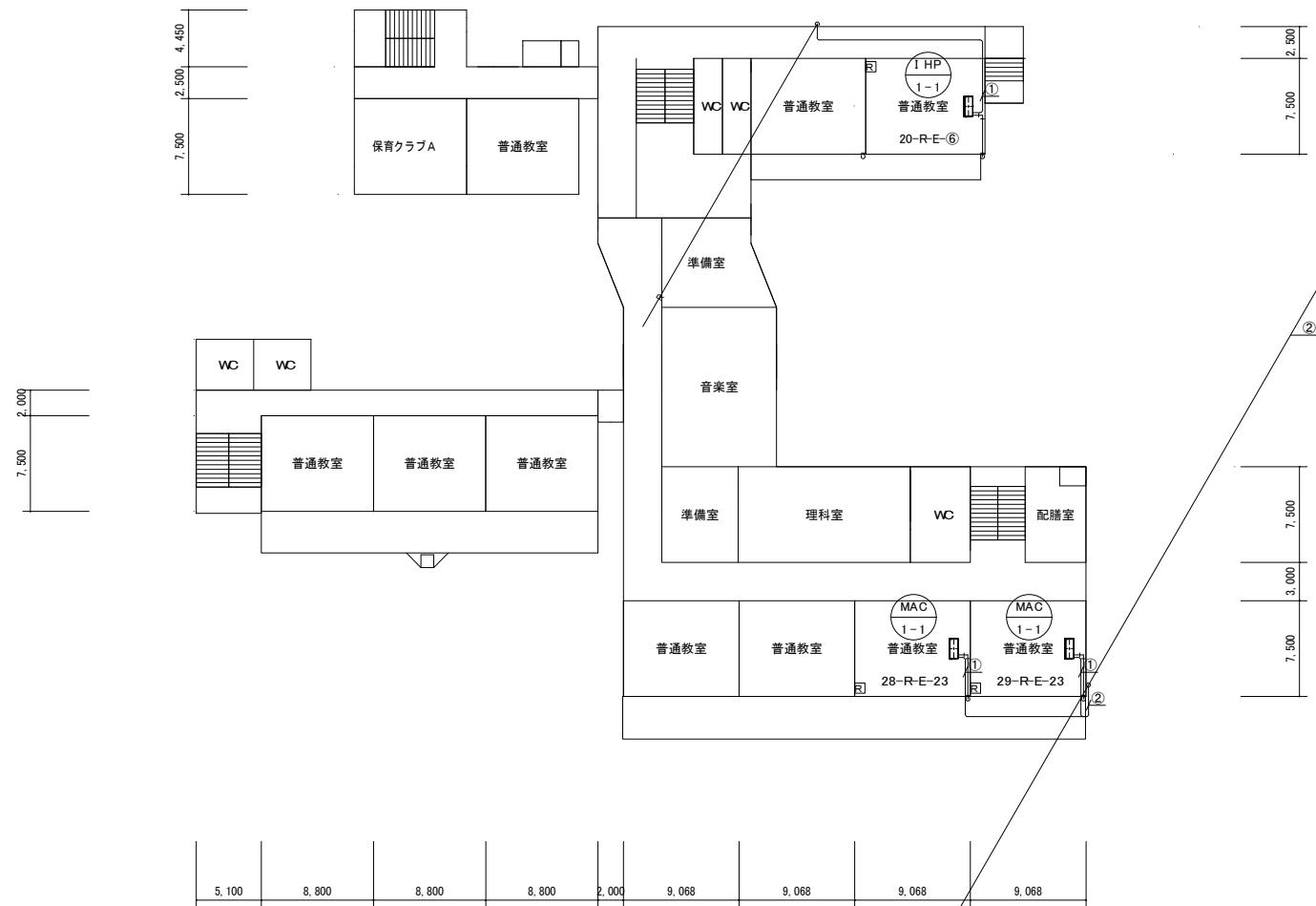


市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機販貸借 (市川市立大柏小学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大野町2丁目1877番地)	2階平面図(大柏小学校)	A3:1/400	M03

冷媒管サイズ表

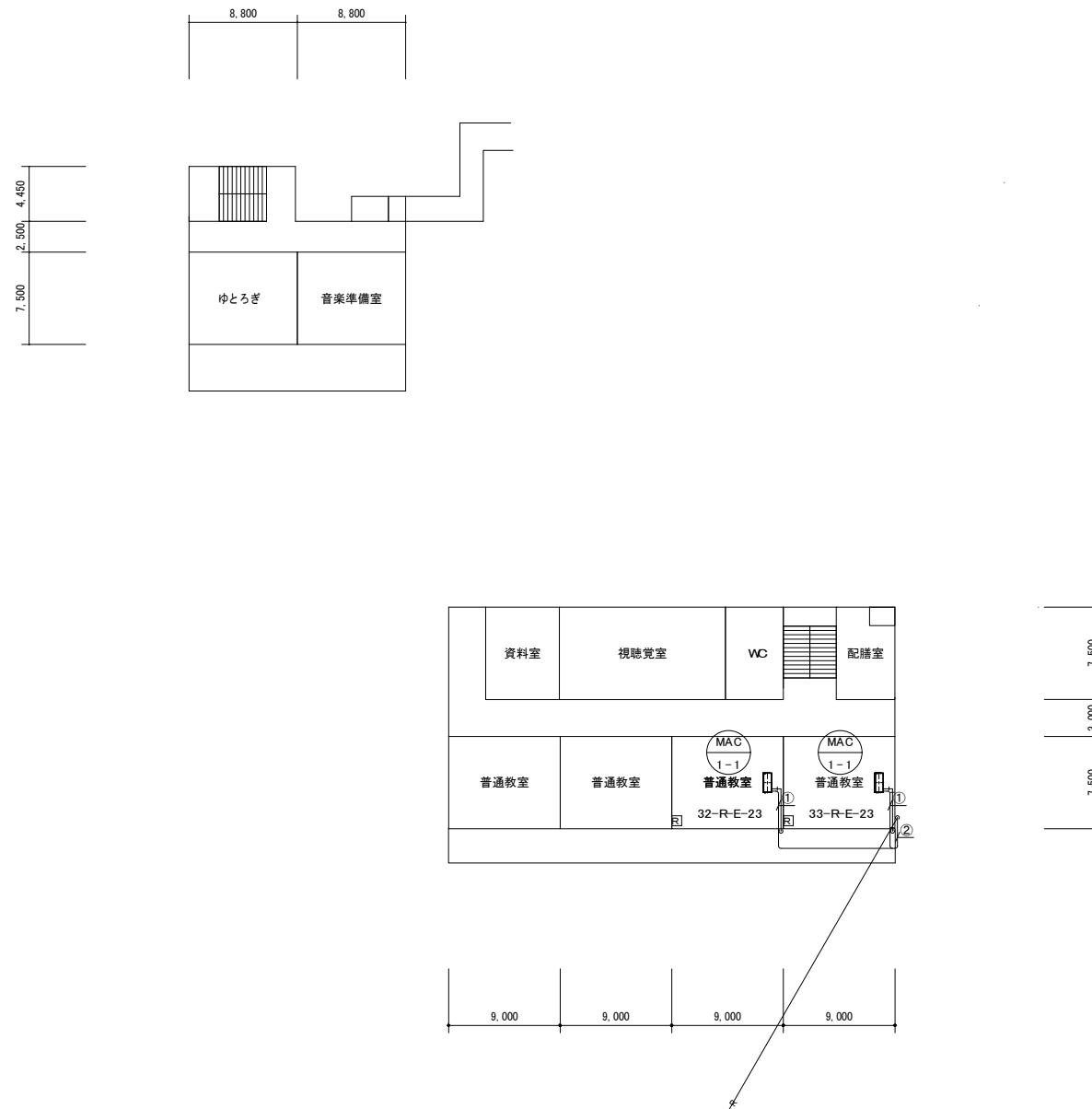
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	28.58φ	15.88φ

8.800 8.800 1,500 3,000 4,500 2,250 2,250 9,000 9,000



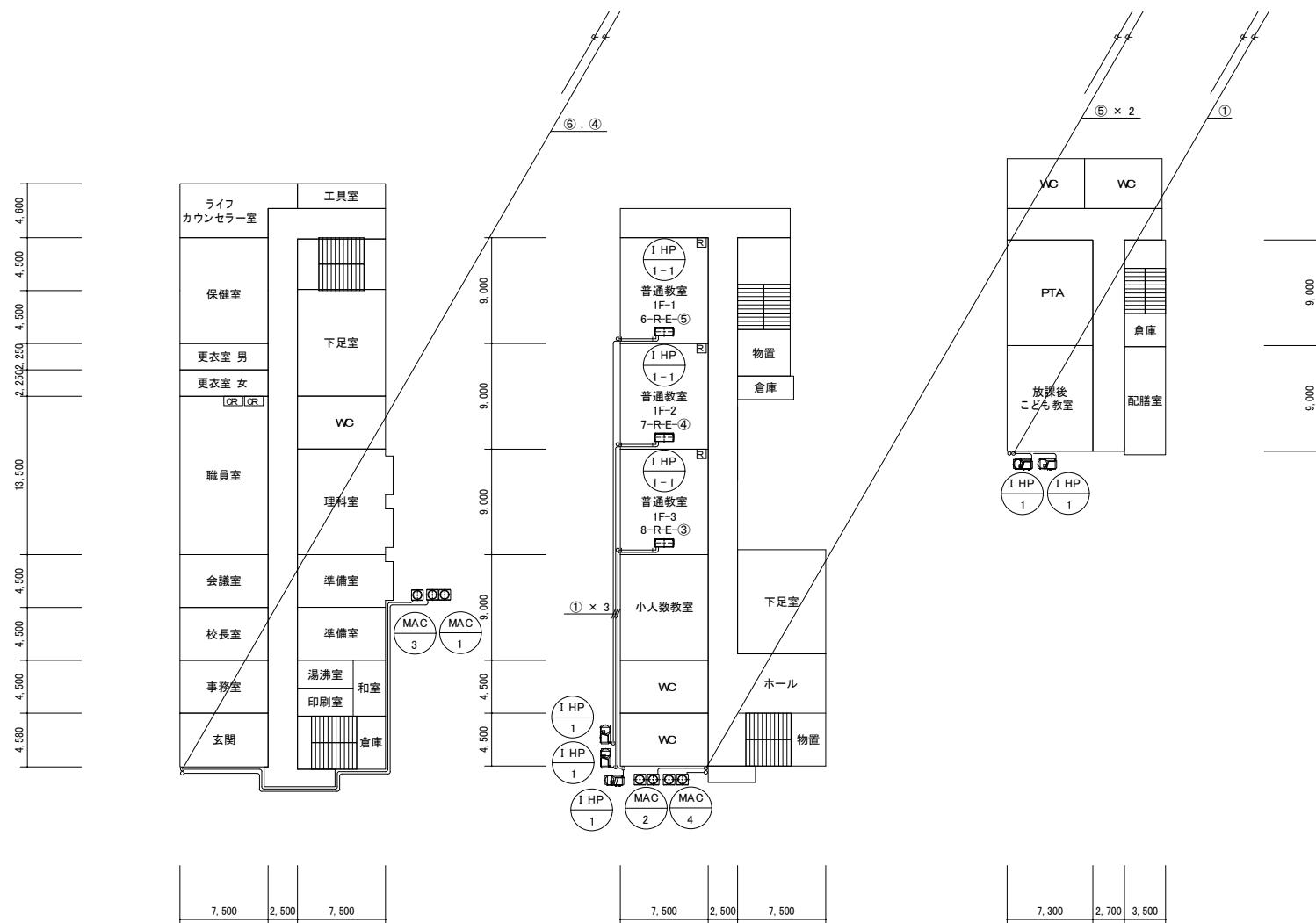
冷媒管サイズ表

①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	28.58φ	15.88φ



### 機器表【既存】

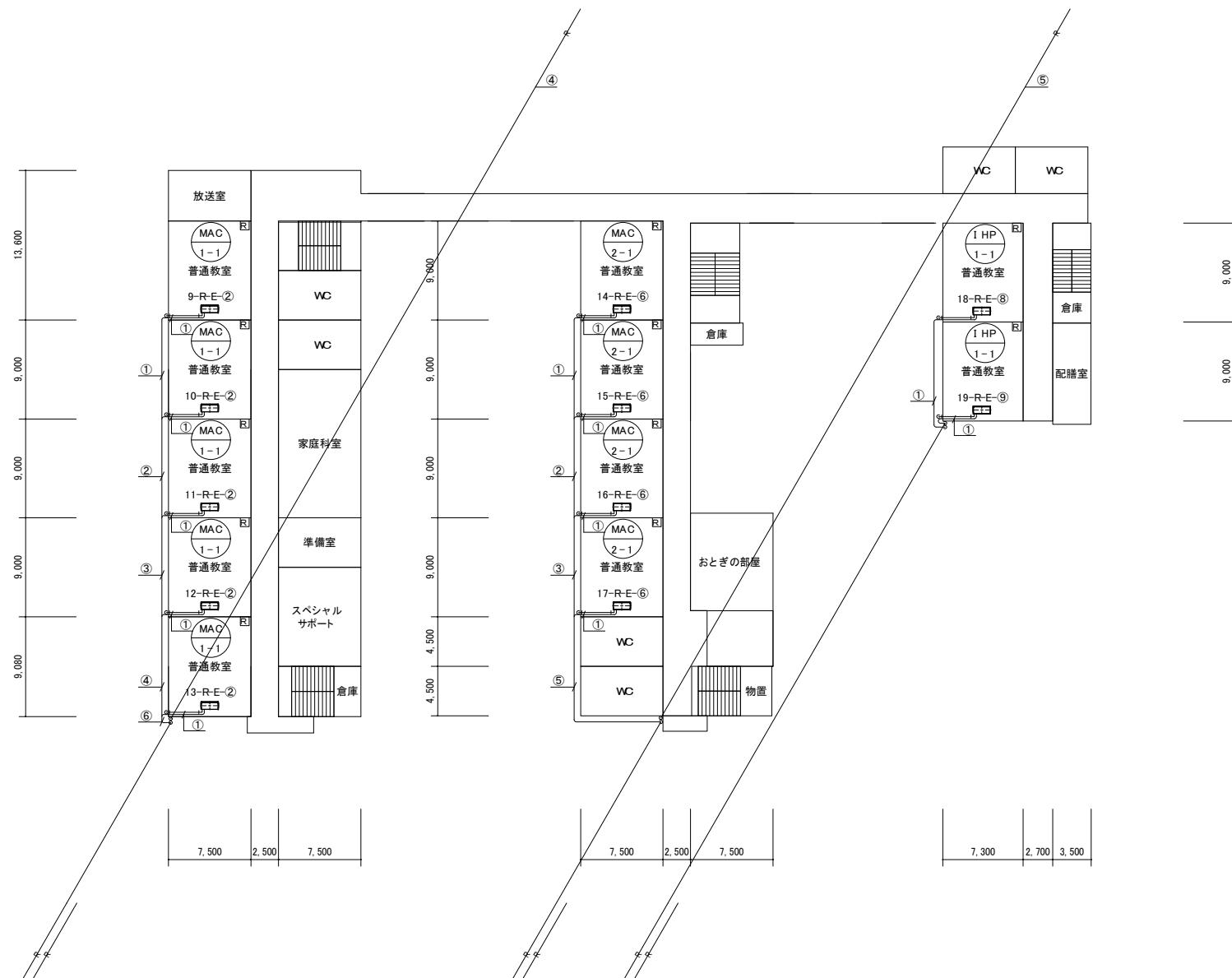
冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ
②	22.22 φ	9.52 φ
③	25.40 φ	12.70 φ
④	28.58 φ	12.70 φ
⑤	28.58 φ	15.88 φ
⑥	31.75 φ	19.05 φ



部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立富貴島小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市八幡6丁目10番11号)	1階平面図(富貴島小学校)	A3:1/400	M02

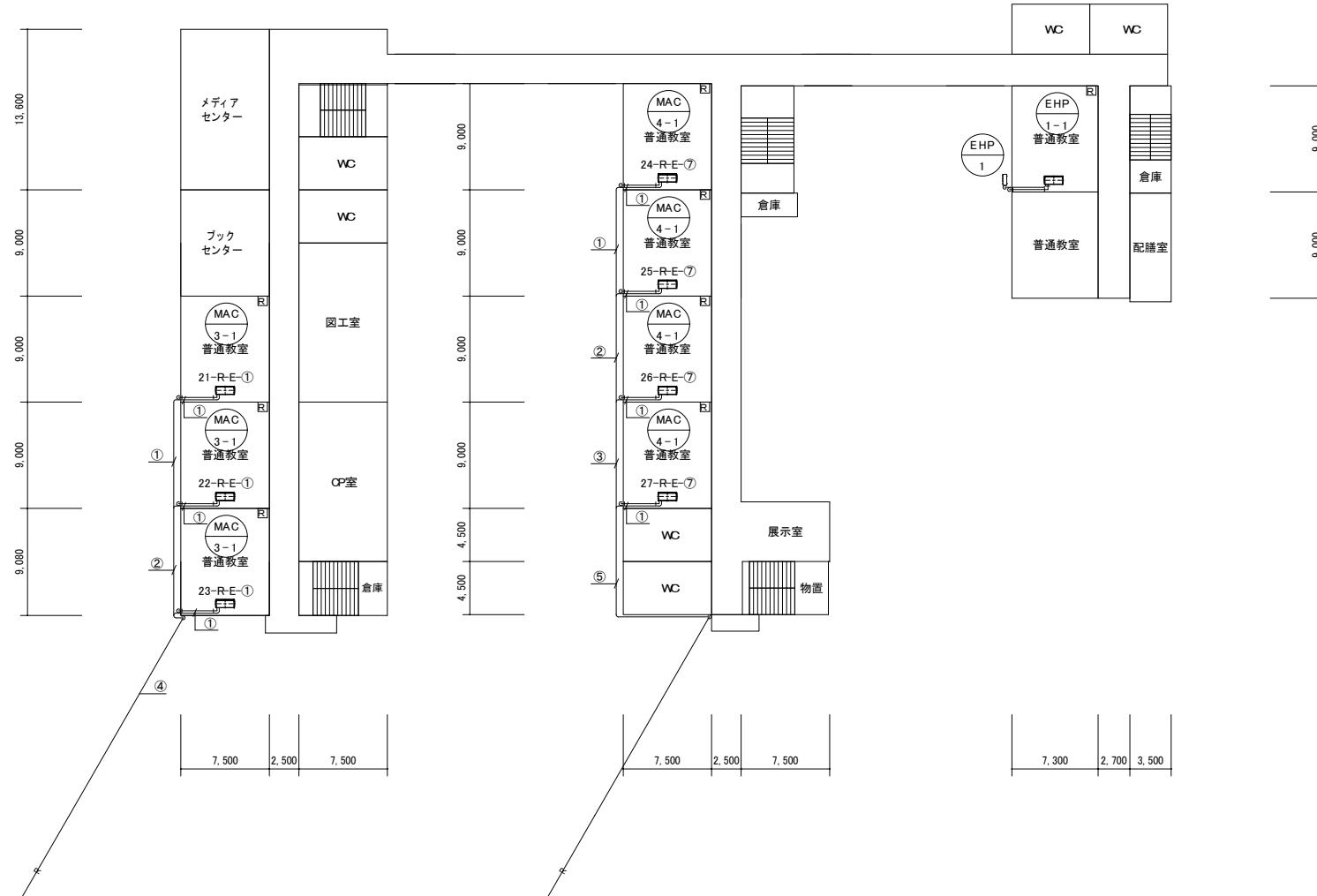
冷媒管 サイズ表

①	15.88 φ	9.52 φ
②	22.22 φ	9.52 φ
③	25.40 φ	12.70 φ
④	28.58 φ	12.70 φ
⑤	28.58 φ	15.88 φ
⑥	31.75 φ	19.05 φ



冷媒管サイズ表

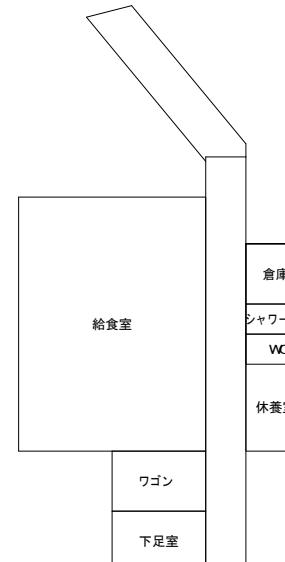
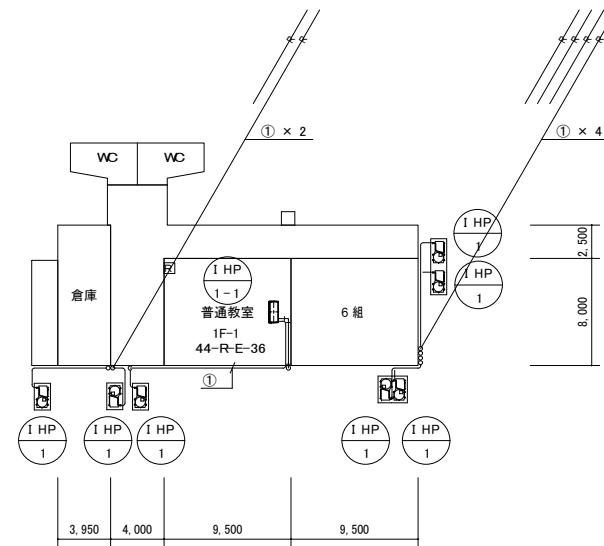
①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ



## 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機器賃借 (市川市立国府台小学校)	件名	施行場所	面図名称	縮尺	面図番号
								市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市国府台5丁目25番4号)	機器表(国府台小学校)	N.S	M01	

冷媒管サイズ表	
①	15.88φ 9.52φ

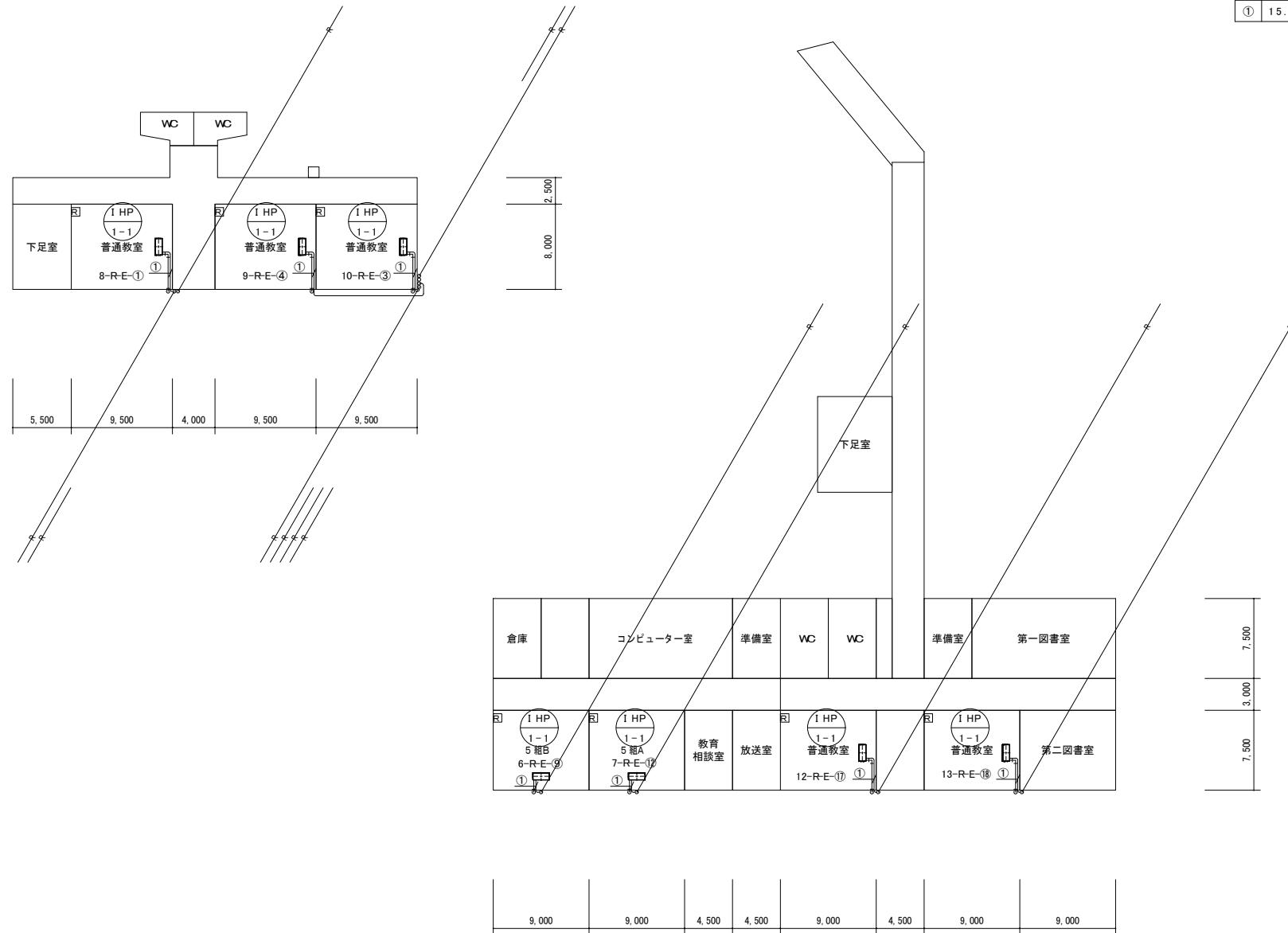


印刷室		職員室			WC	WC	WC	準備室	家庭科室
<hr/>									
玄関	事務室	校長室	更衣室	更衣室	保健室	5組C		準備室	理科室

4,500	4,500	4,500	2,250	2,250	9,000	9,000	4,500	4,500	13,500
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

3,000	7,500
-------	-------

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ



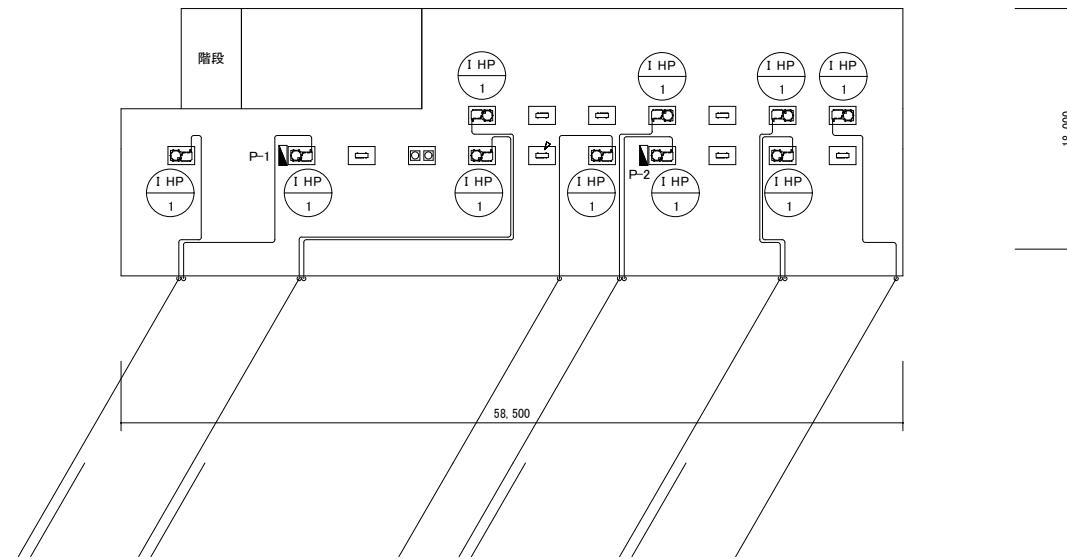
部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立国府台小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市国府台5丁目25番4号)	2階平面図(国府台小学校)	A3:1/400	M03

冷媒管サイズ表	
①	15.88φ 9.52φ



部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立国府台小学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市国府台5丁目25番4号)	3.4階平面図(国府台小学校)	A3:1/400	M04

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ

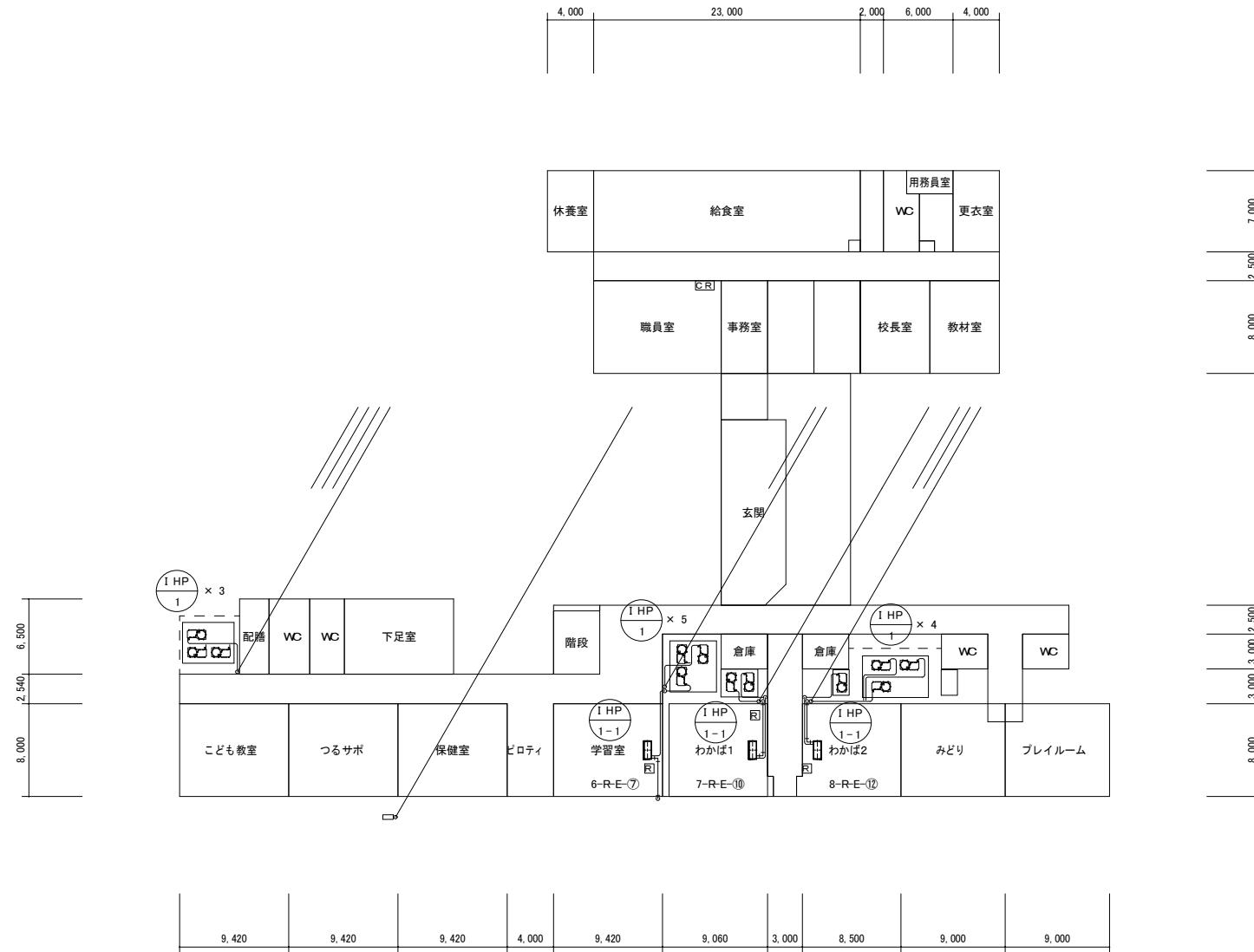


## 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機販貸借 (市川市立鶴指小学校)	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田4丁目11番1号)	機器表(鶴指小学校)	N.S	M01	

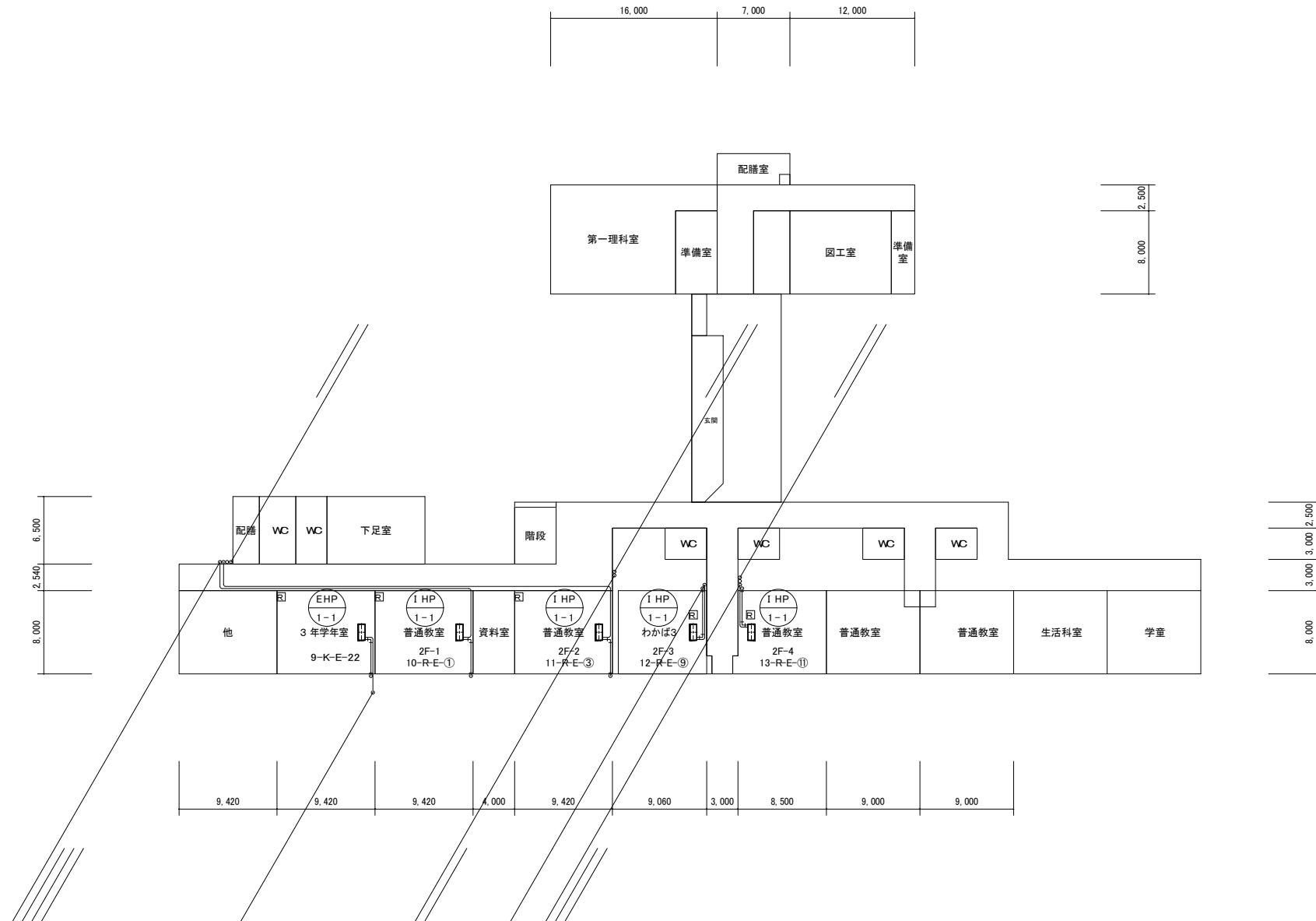
### 冷媒管 サイズ表

①	15.88 $\phi$	9.52 $\phi$
---	--------------	-------------



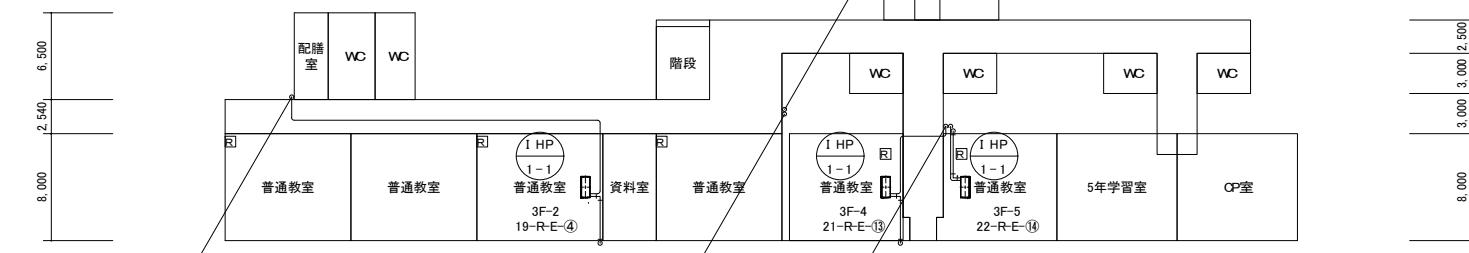
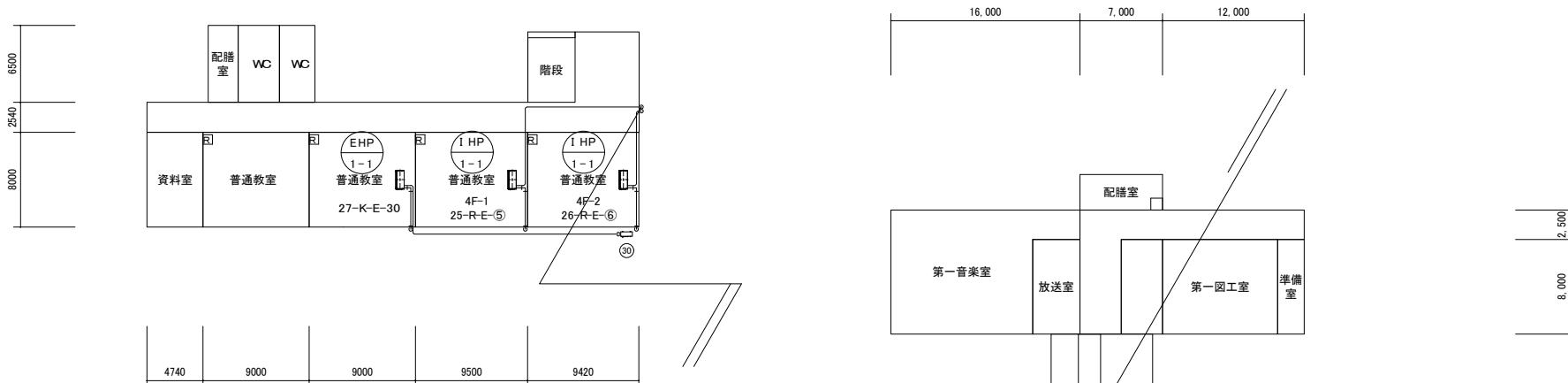
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖機賃貸借 (市川市立鶴指小学校)	件名	施行場所	面図名称	縮尺	面図番号

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ



部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立鶴指小学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田4丁目11番1号)	2階平面図(鶴指小学校)	A3:1/400	M03

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ



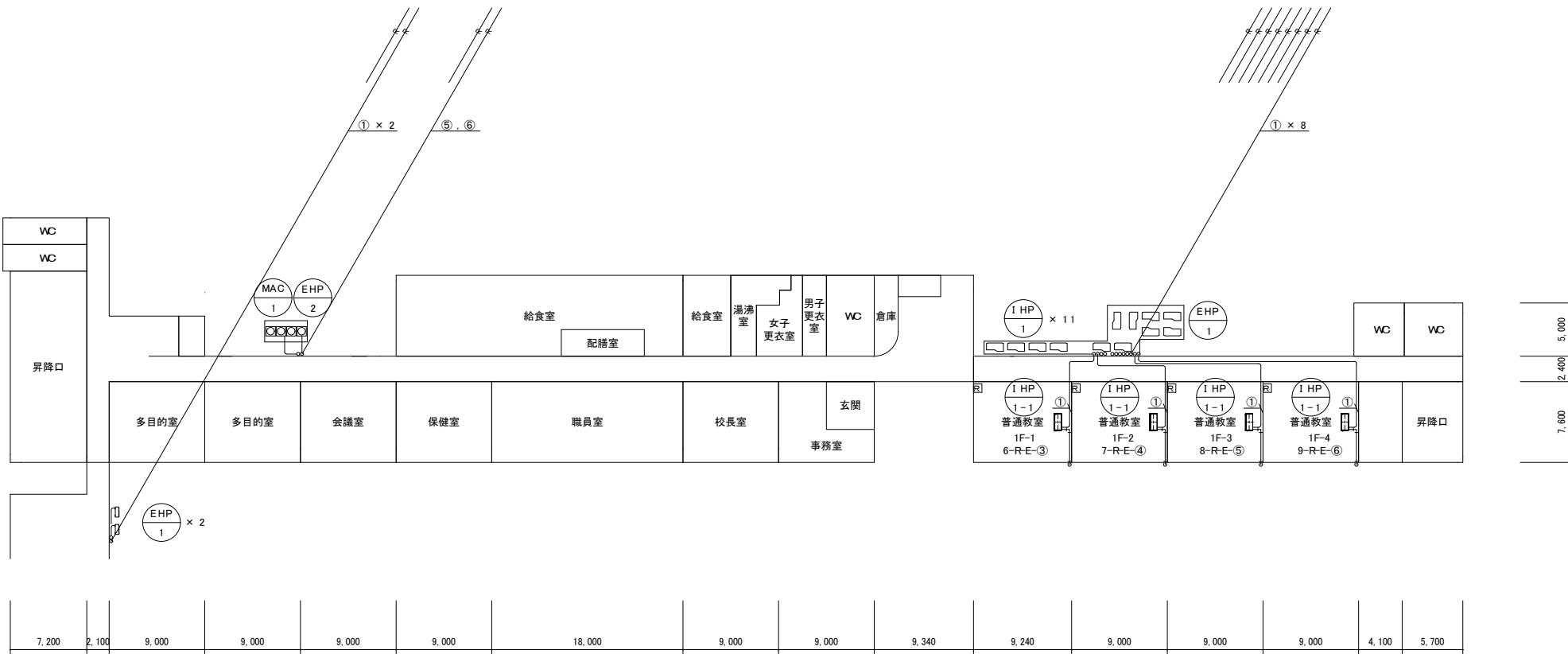
部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立鶴指小学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田4丁目11番1号)	3,4階平面図(鶴指小学校)	A3:1/400	M04

### 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立宮久保小学校)	件名	施行場所	面図名称	縮尺	面図番号

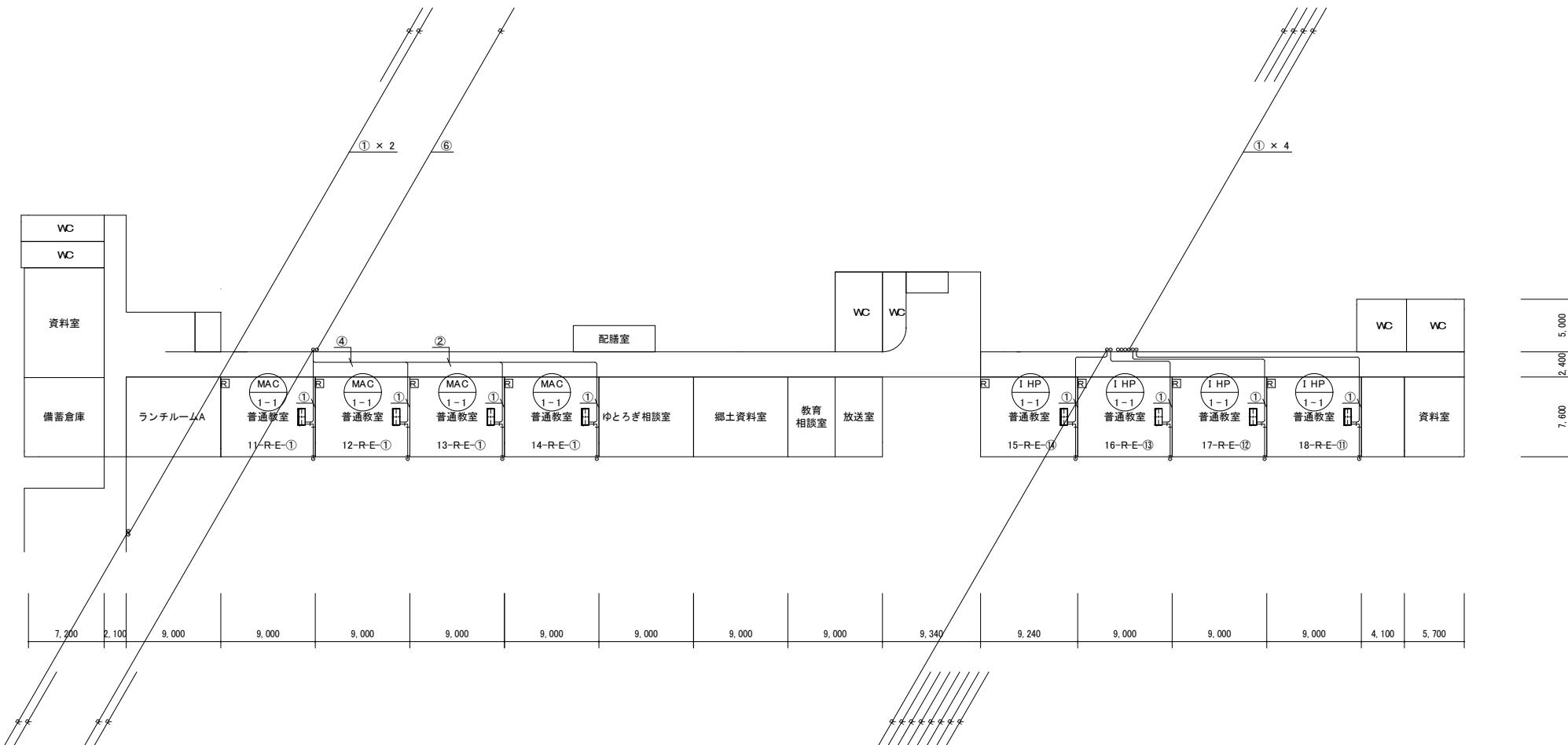
### 冷媒管サイズ表

①	15. 88 ♂	9. 52 ♂
②	22. 22 ♂	9. 52 ♂
③	25. 40 ♂	12. 70 ♂
④	28. 58 ♂	12. 70 ♂
⑤	28. 58 ♂	15. 88 ♂
⑥	31. 75 ♂	19. 05 ♂



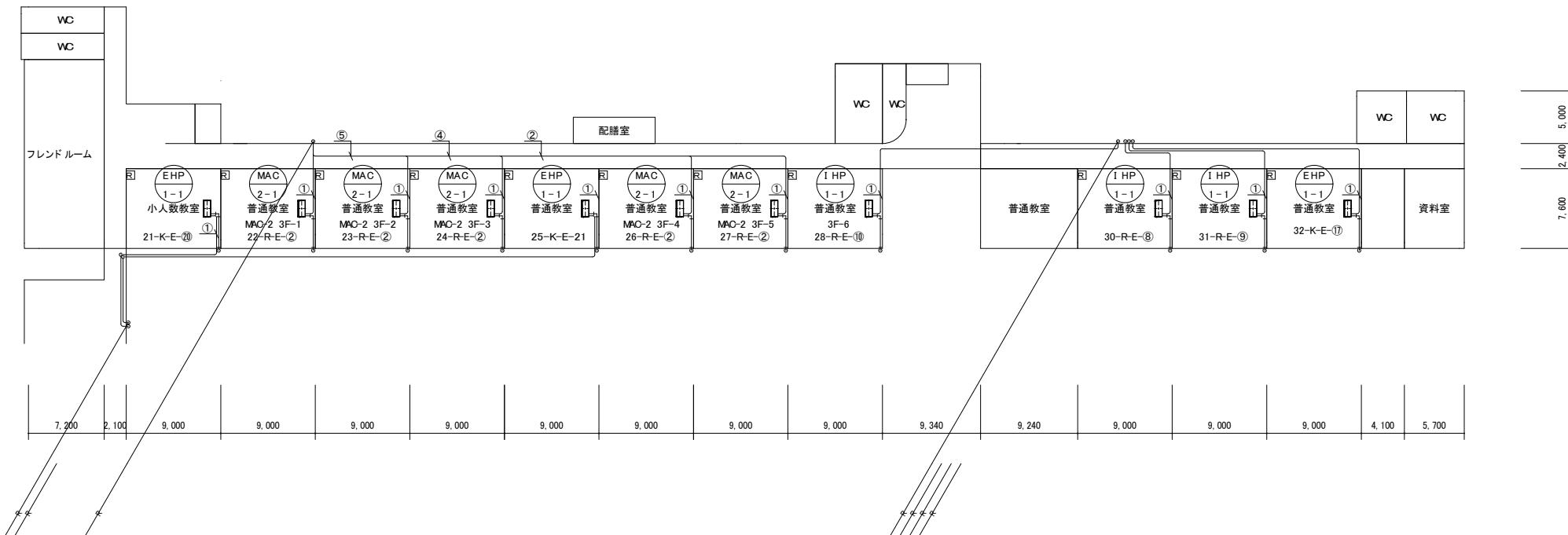
冷媒管 サイズ表

①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ



冷媒管 サイズ表

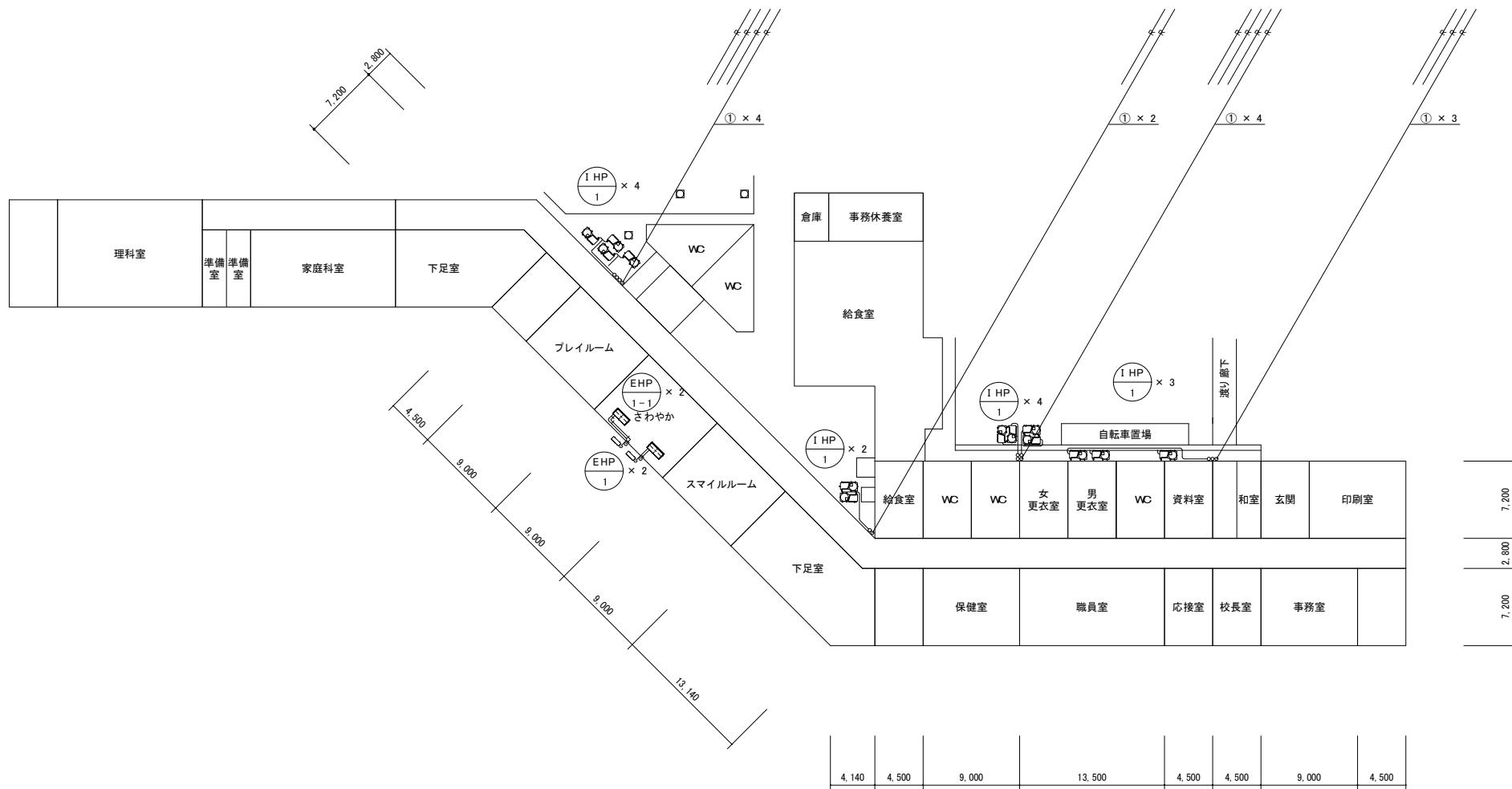
①	15.88 φ	9.52 φ
②	22.22 φ	9.52 φ
③	25.40 φ	12.70 φ
④	28.58 φ	12.70 φ
⑤	28.58 φ	15.88 φ
⑥	31.75 φ	19.05 φ



## 機器表【既存】

### 冷媒管 サイズ表

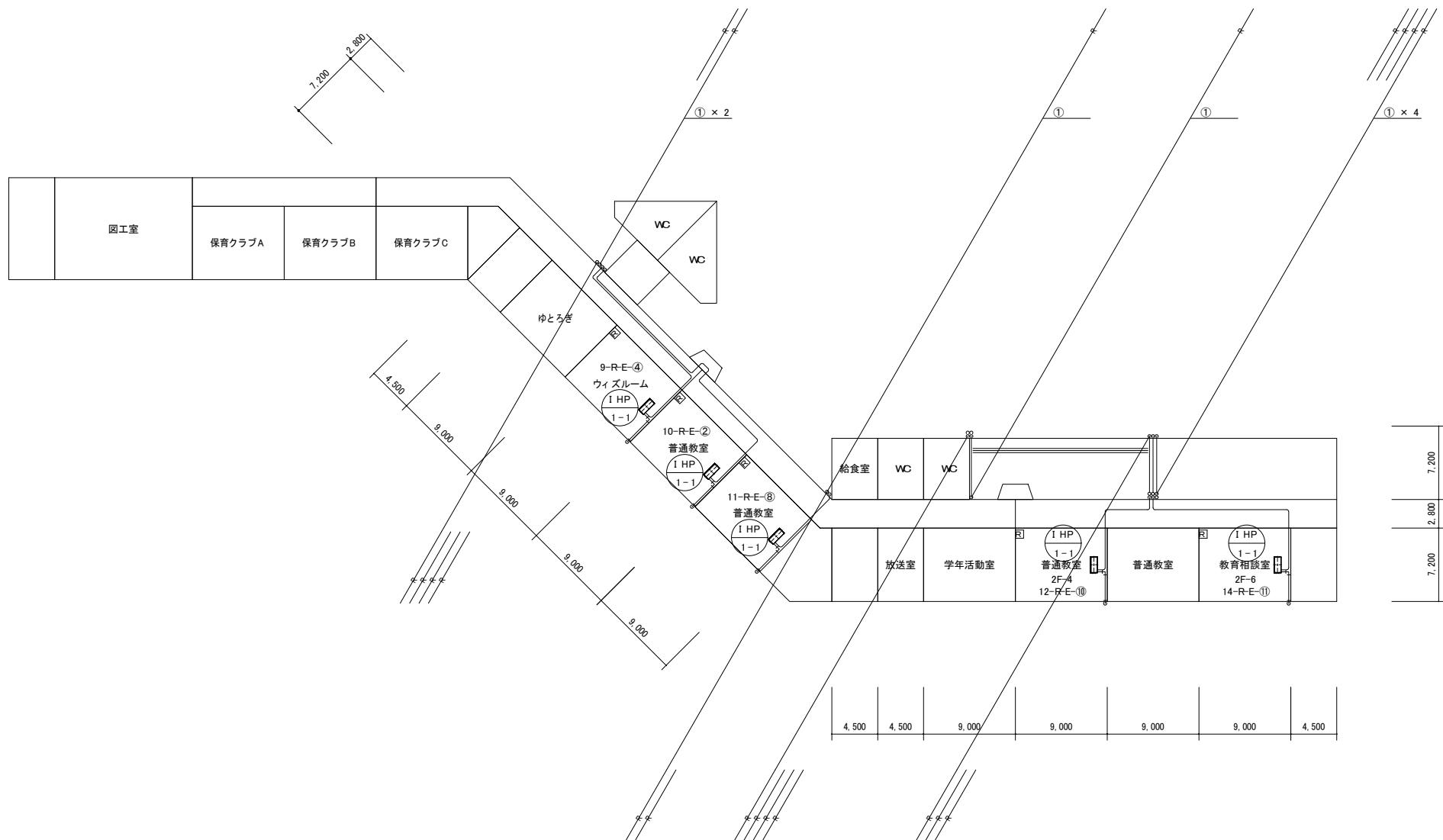
① 15.88  $\phi$  9.52  $\phi$

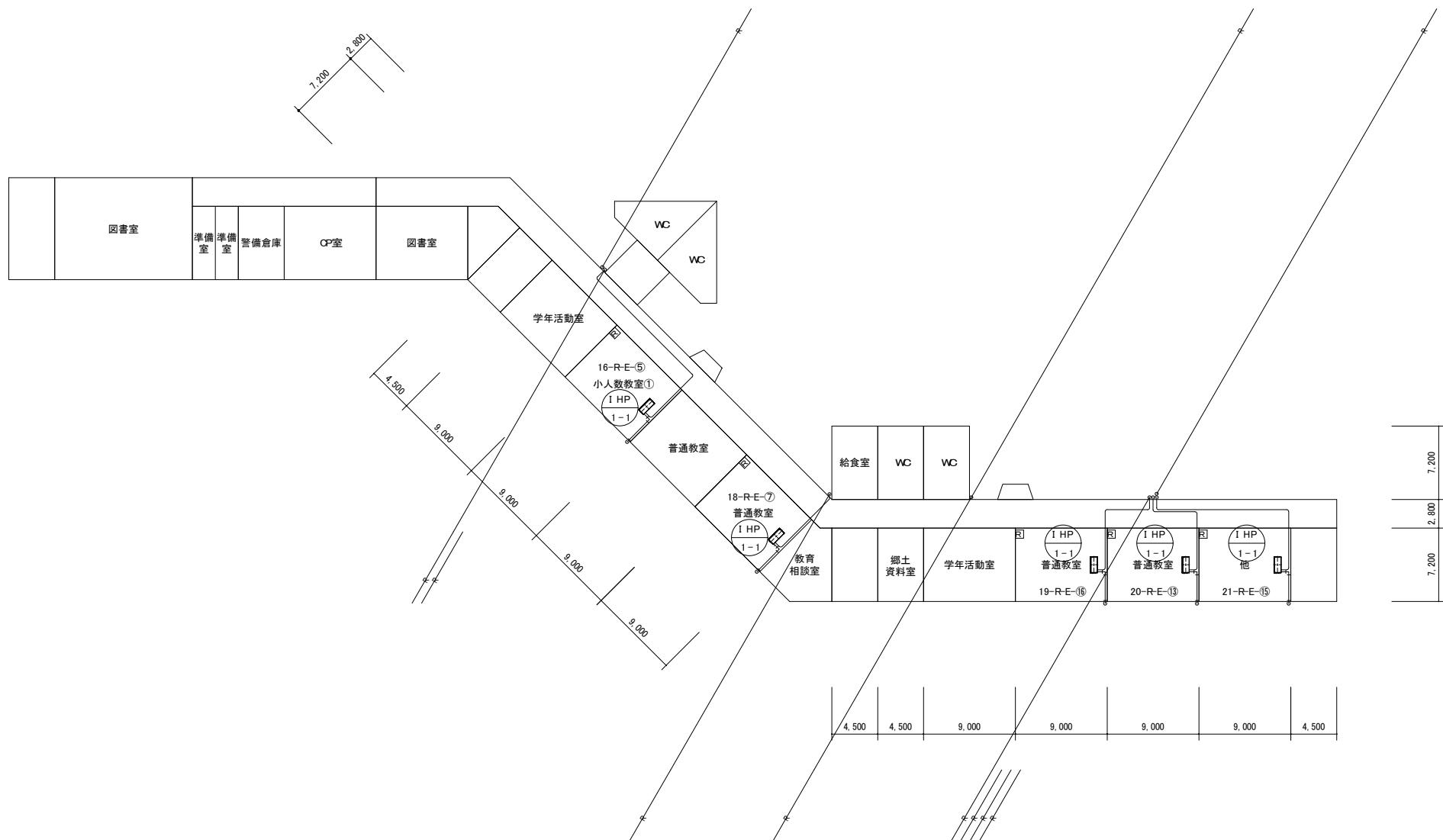


市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機質貸借 (市川市立曾谷小学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市曾谷7丁目18番1号)	1階平面図(曾谷小学校)	A3:1/400	M02

冷媒管サイズ表

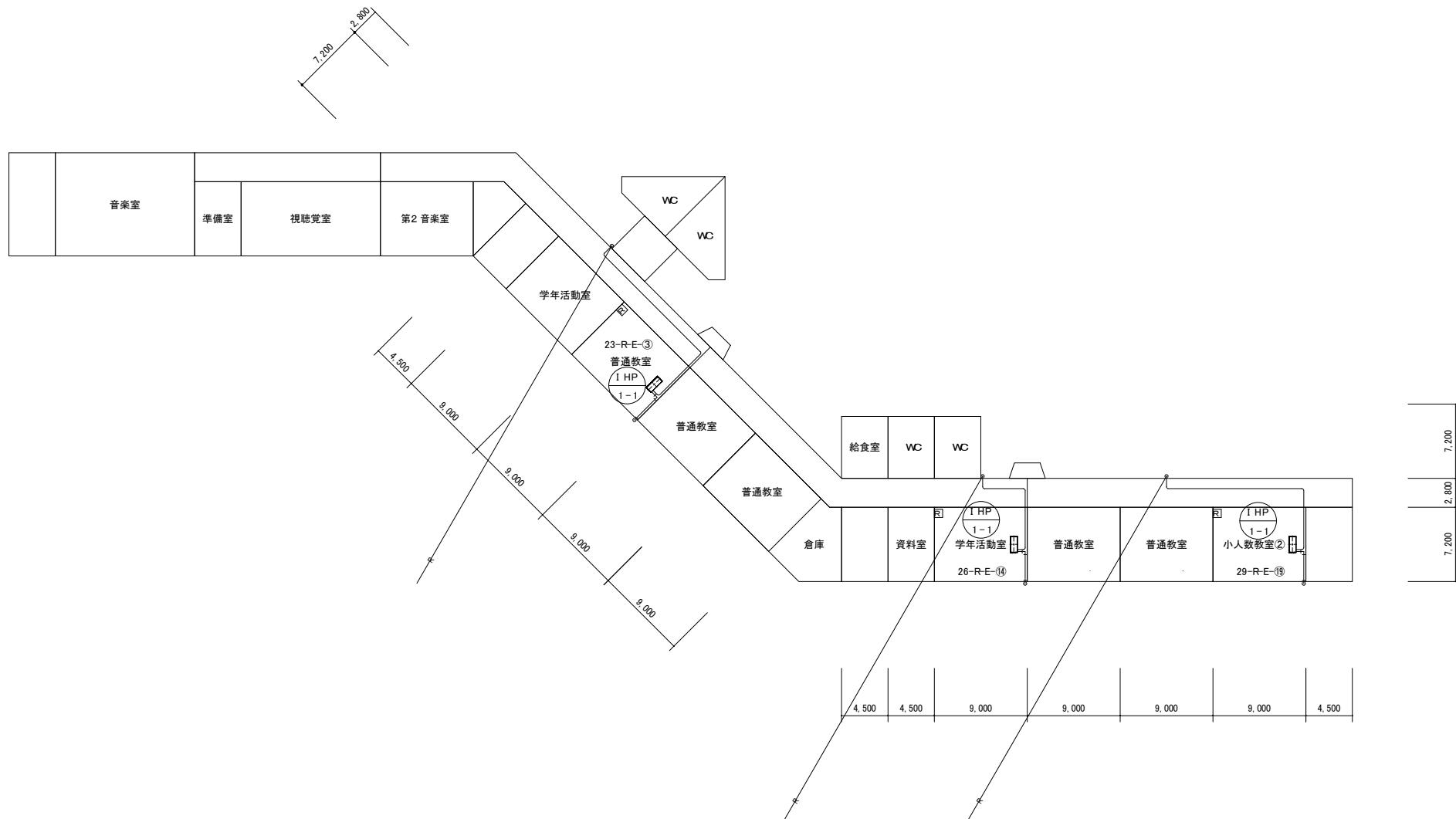
①	15.88 φ	9.52 φ
---	---------	--------





冷媒管サイズ表

①	15.88 $\phi$	9.52 $\phi$
---	--------------	-------------

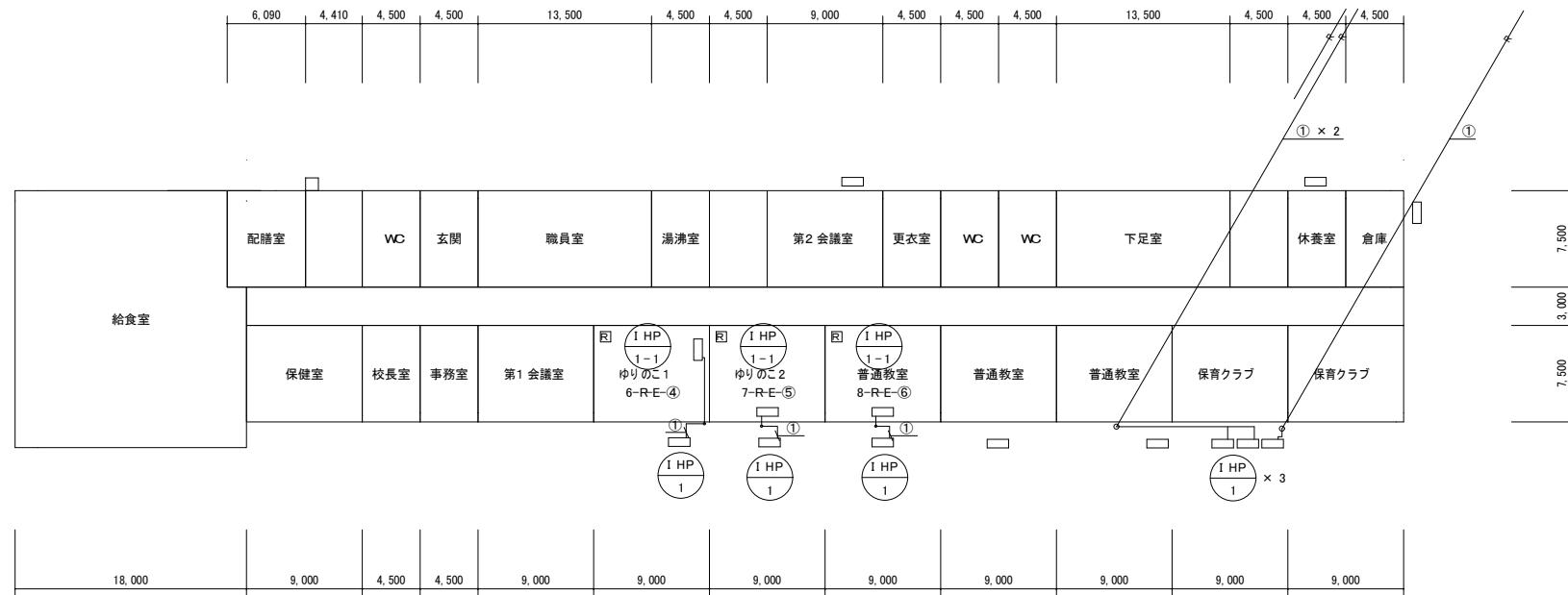


### 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立百合台小学校)	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市曾谷6丁目10番1号)	機器表(百合台小学校)	N.S	M01	

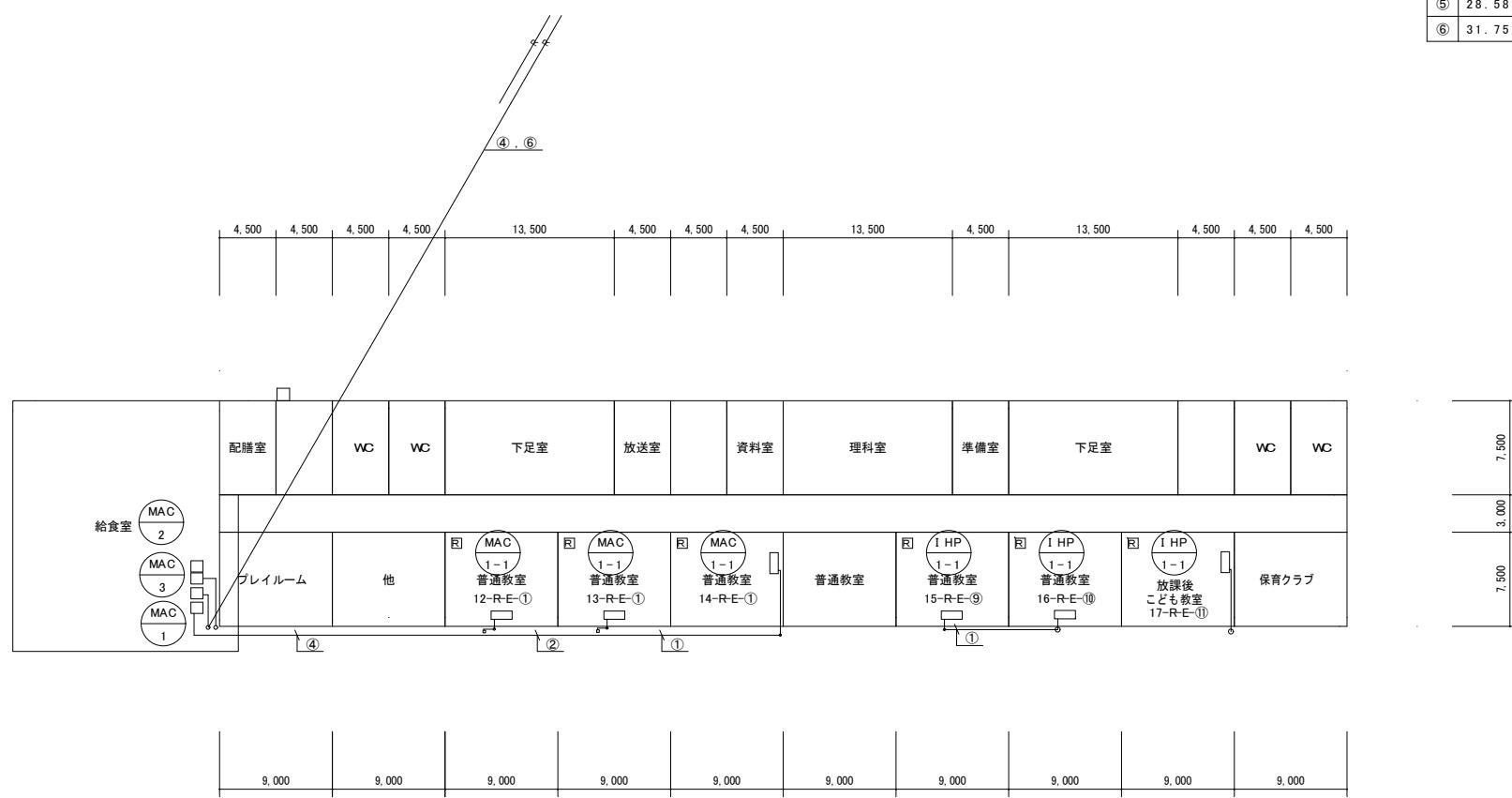
冷媒管サイズ表

①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ



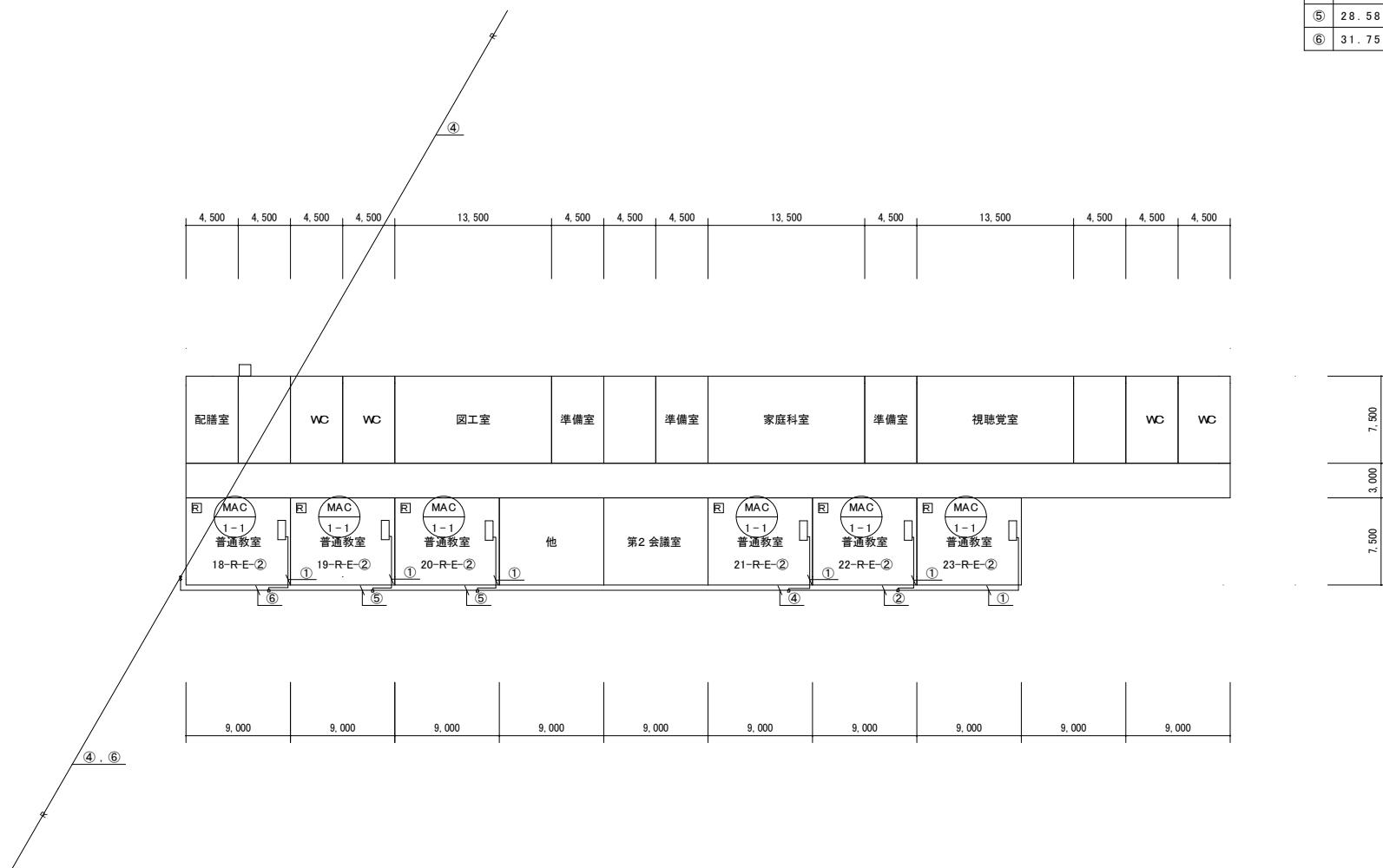
冷媒管 サイズ表

①	15.88 φ	9.52 φ
②	22.22 φ	9.52 φ
③	25.40 φ	12.70 φ
④	28.58 φ	12.70 φ
⑤	28.58 φ	15.88 φ
⑥	31.75 φ	19.05 φ



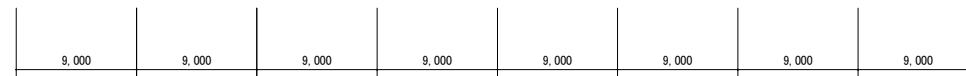
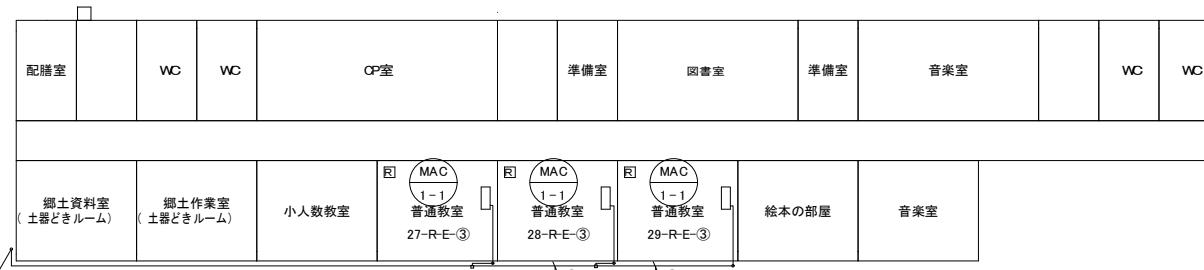
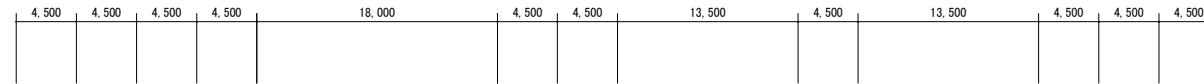
冷媒管 サイズ表

①	15.88 φ	9.52 φ
②	22.22 φ	9.52 φ
③	25.40 φ	12.70 φ
④	28.58 φ	12.70 φ
⑤	28.58 φ	15.88 φ
⑥	31.75 φ	19.05 φ



冷媒管サイズ表

①	15.88φ	9.52φ
②	22.22φ	9.52φ
③	25.40φ	12.70φ
④	28.58φ	12.70φ
⑤	28.58φ	15.88φ
⑥	31.75φ	19.05φ

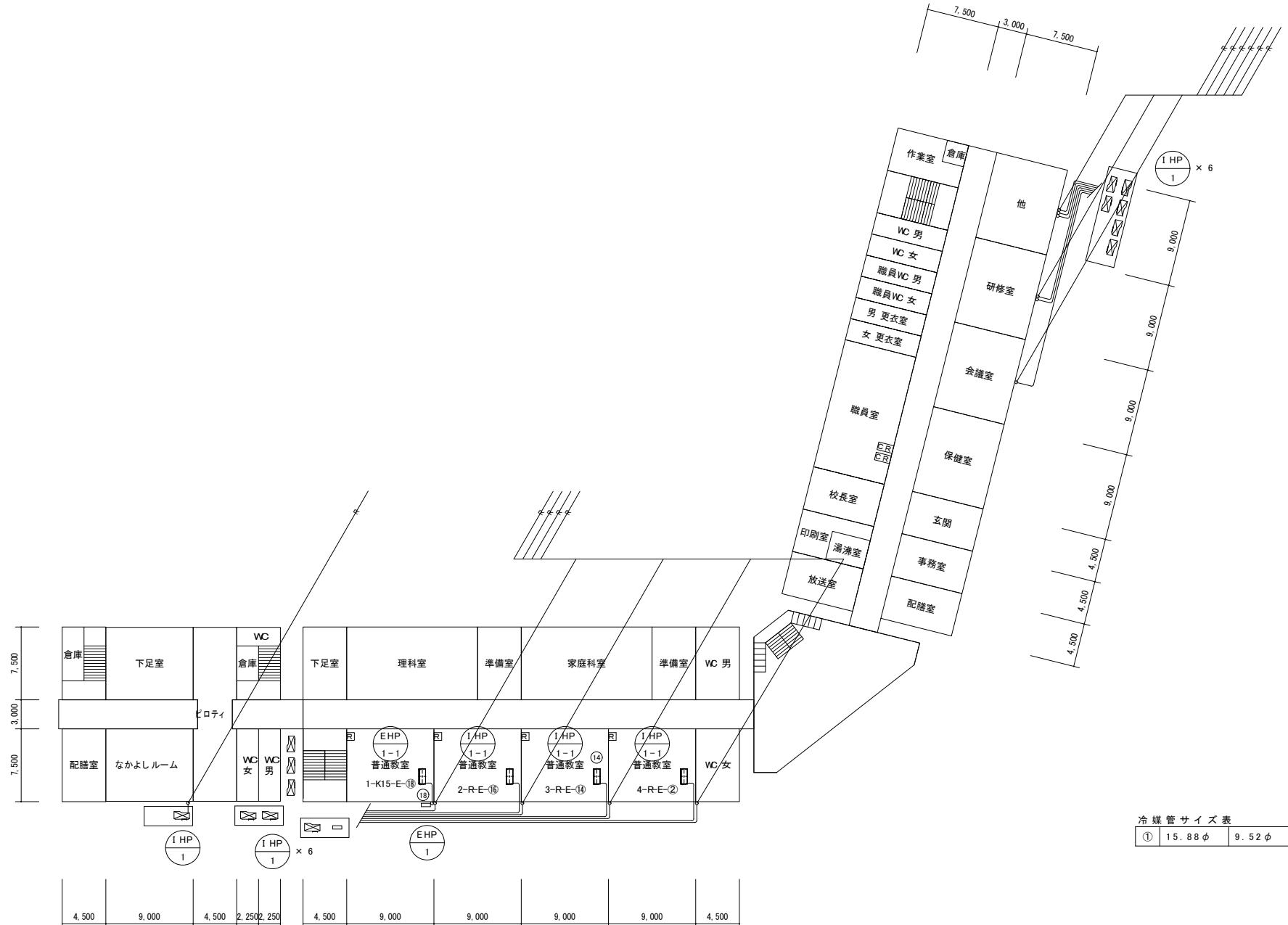


4  
\*

部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立百合台小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市曾谷6丁目10番1号)	4階平面図(百合台小学校)	A3:1/400	M05

## 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立幸小学校)	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号

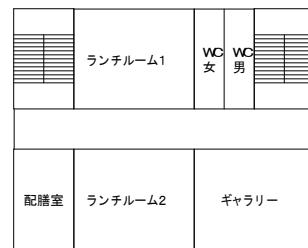




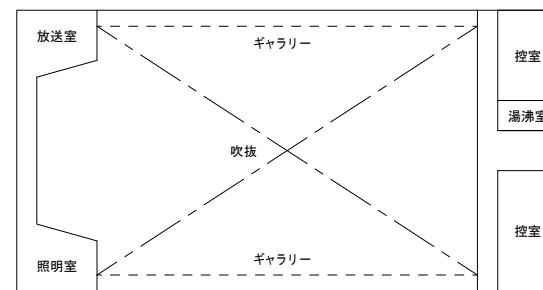
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立幸小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立幸1丁目1番1号)	2階平面図(幸小学校)	A3:1/400	M03



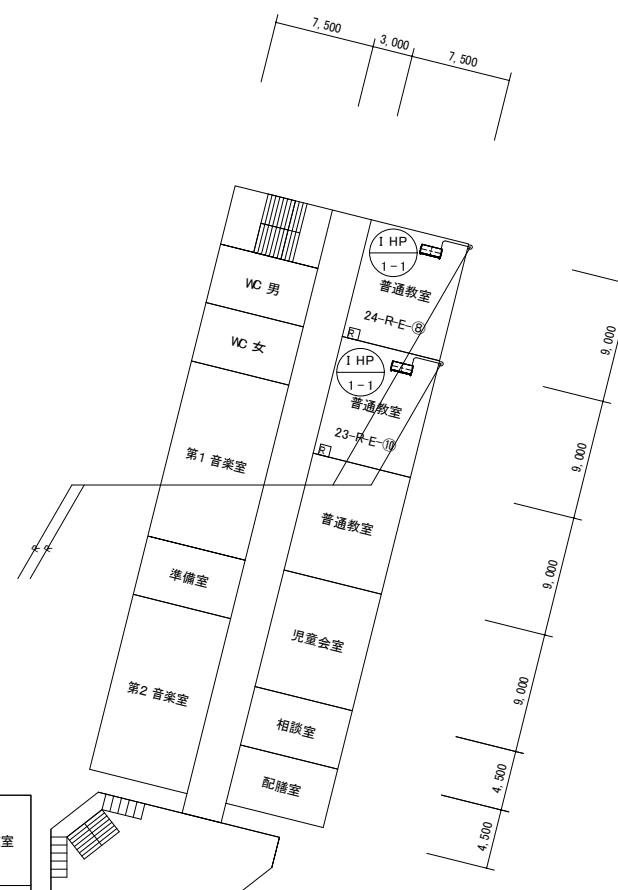
7,500  
3,000  
7,500



4,500 9,000 9,000



40,500

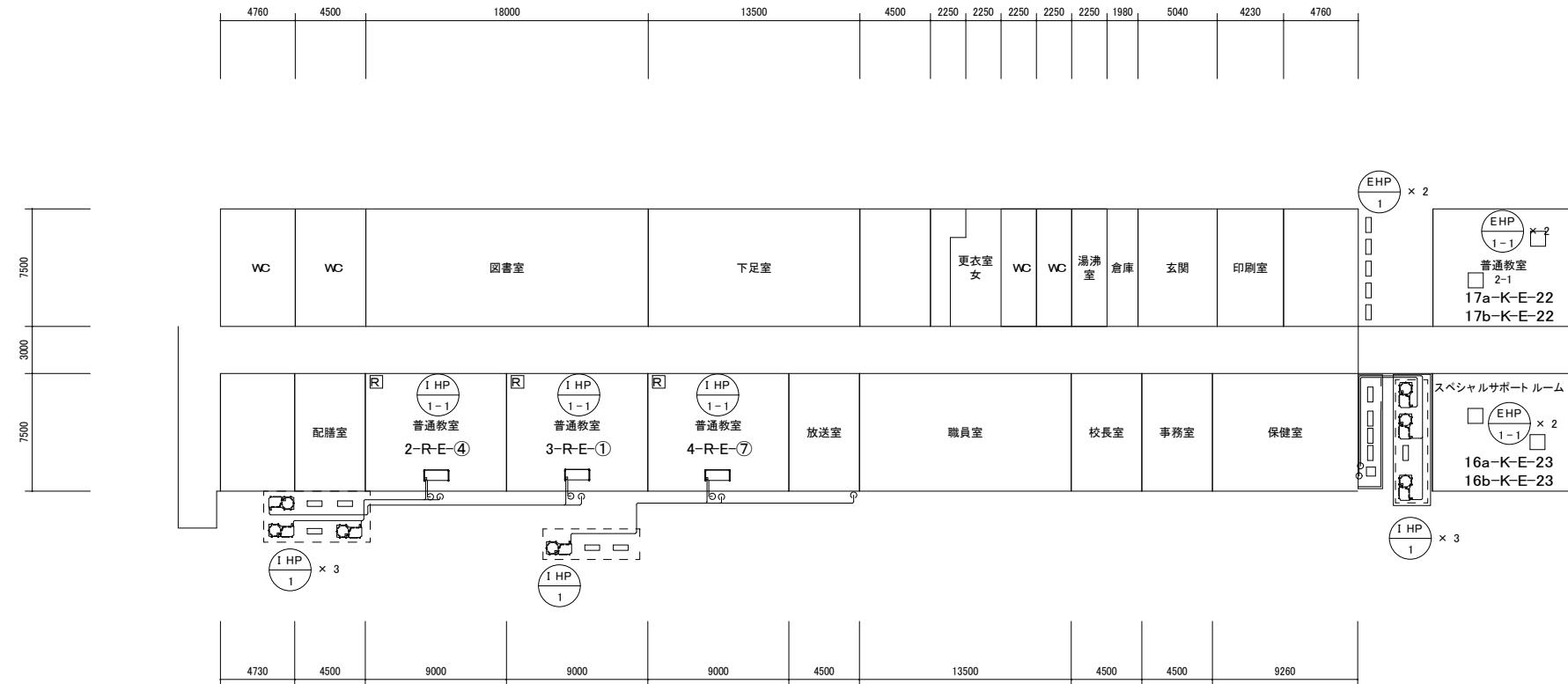


冷媒管サイズ表  
① 15.88φ 9.52φ

## 機器表【既存】

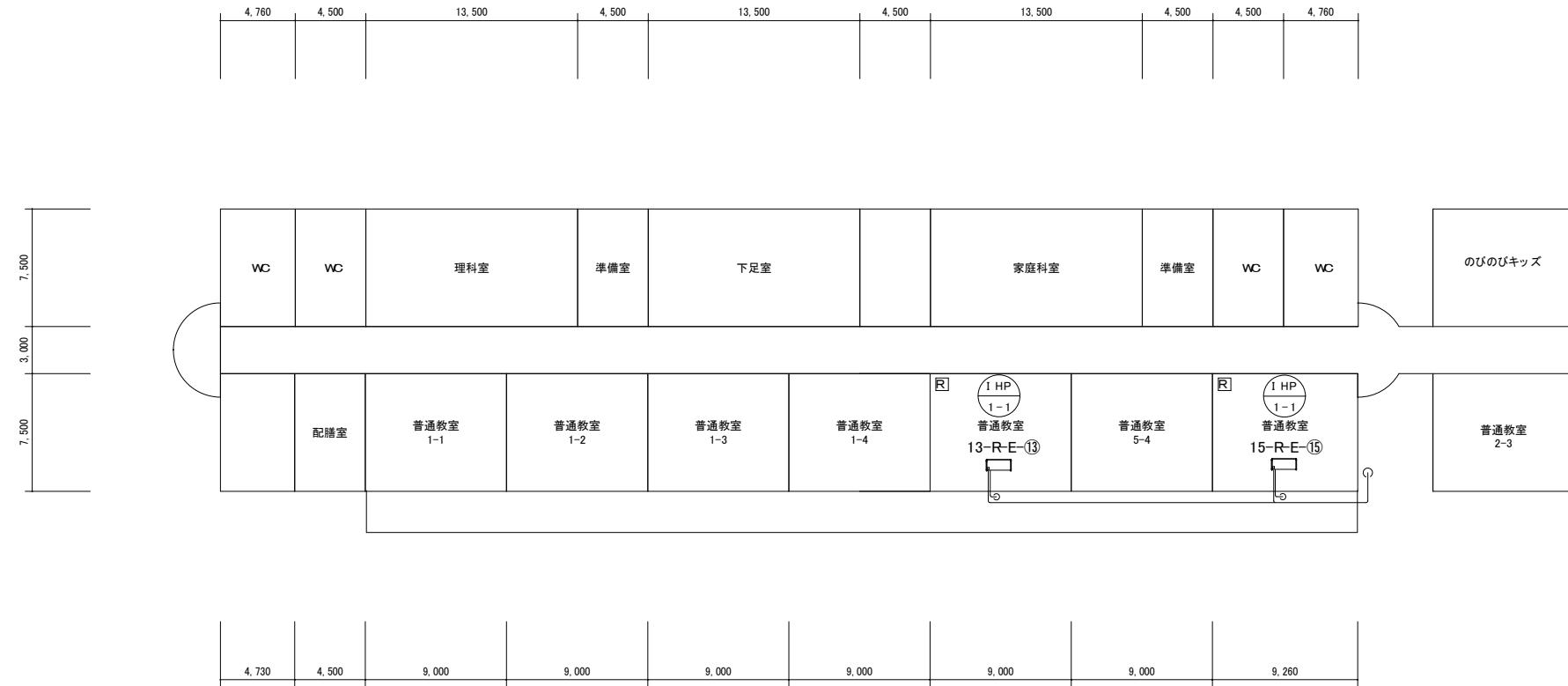
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 市川市立中山小学校外15校冷暖房機質貸借 (市川市立大和田小学校)	件名	施行場所	面図名称	縮尺	面図番号
								市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田1丁目1番3号)	機器表(大和田小学校)	N.S	M01	

冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 $\phi$	9.52 $\phi$



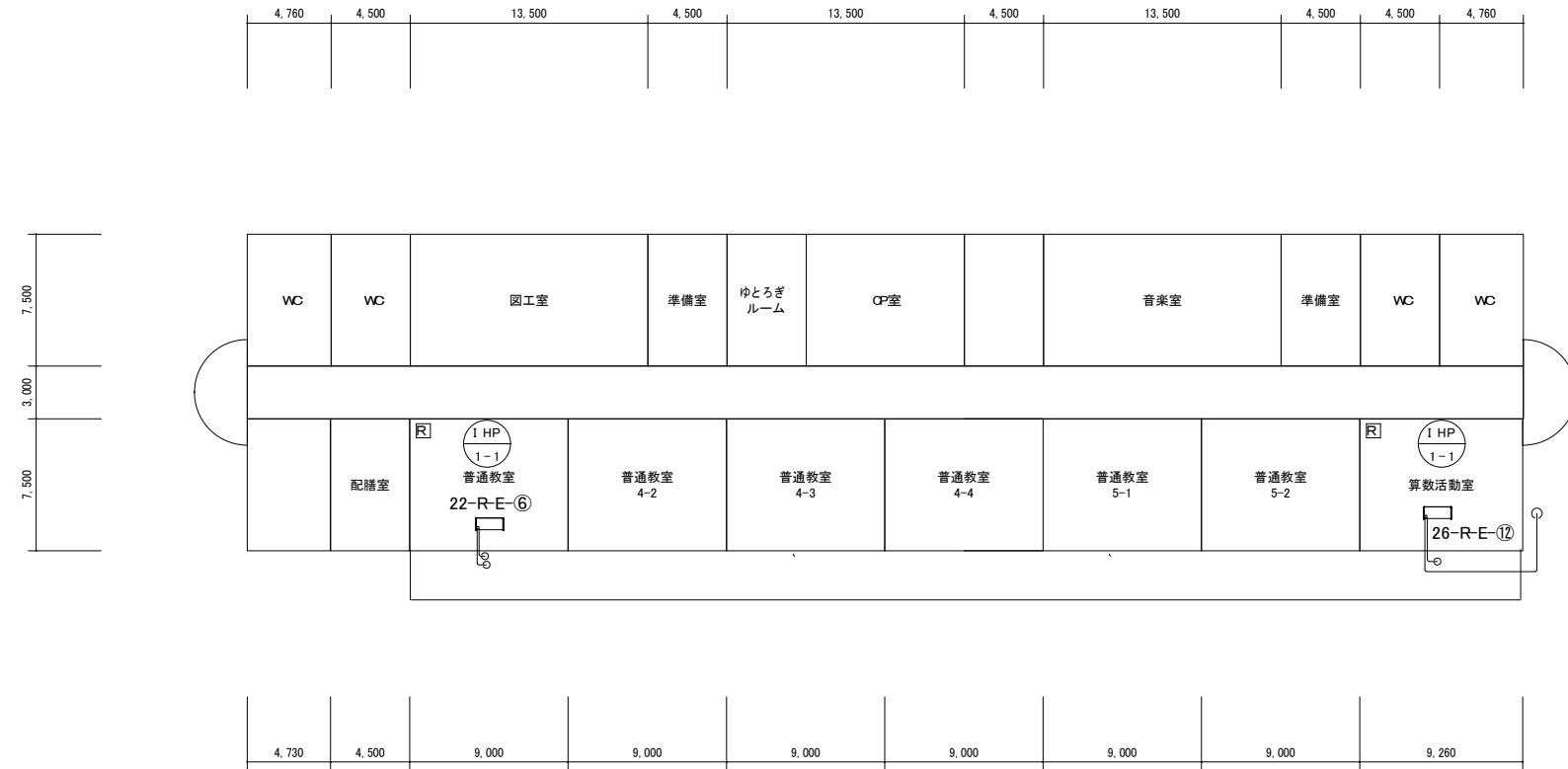
部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立大和田小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田1丁目1番3号)	1階平面図(大和田小学校)	A3:1/300	M02

冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 $\phi$	9.52 $\phi$



部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立大和田小学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田1丁目1番3号)	2階平面図(大和田小学校)	A3:1/300	M03

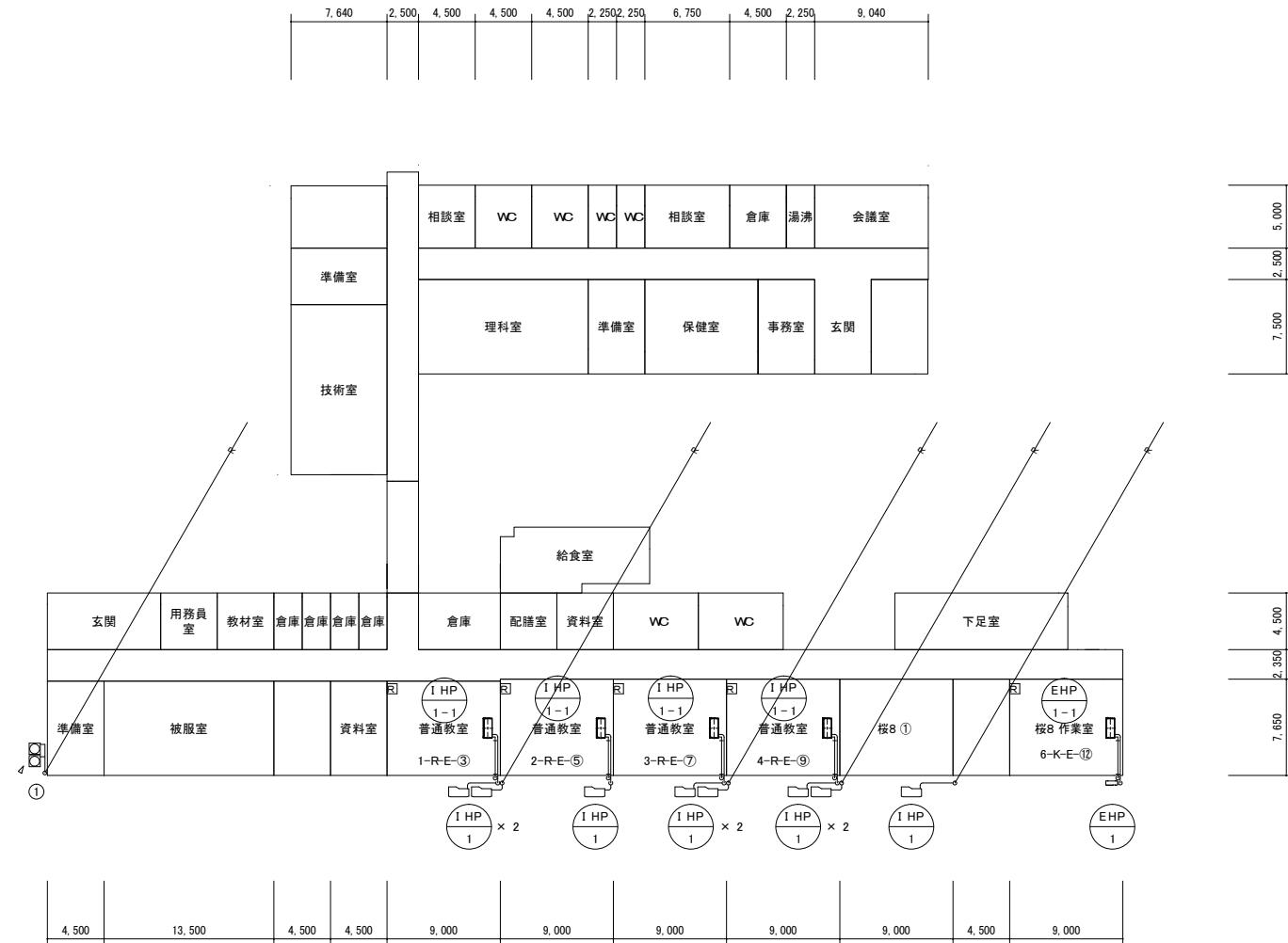
冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号	
							△	△						
										市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立大和田小学校)	市川市立大和田小学校	3階平面図(大和田小学校)	A3:1/300	M04

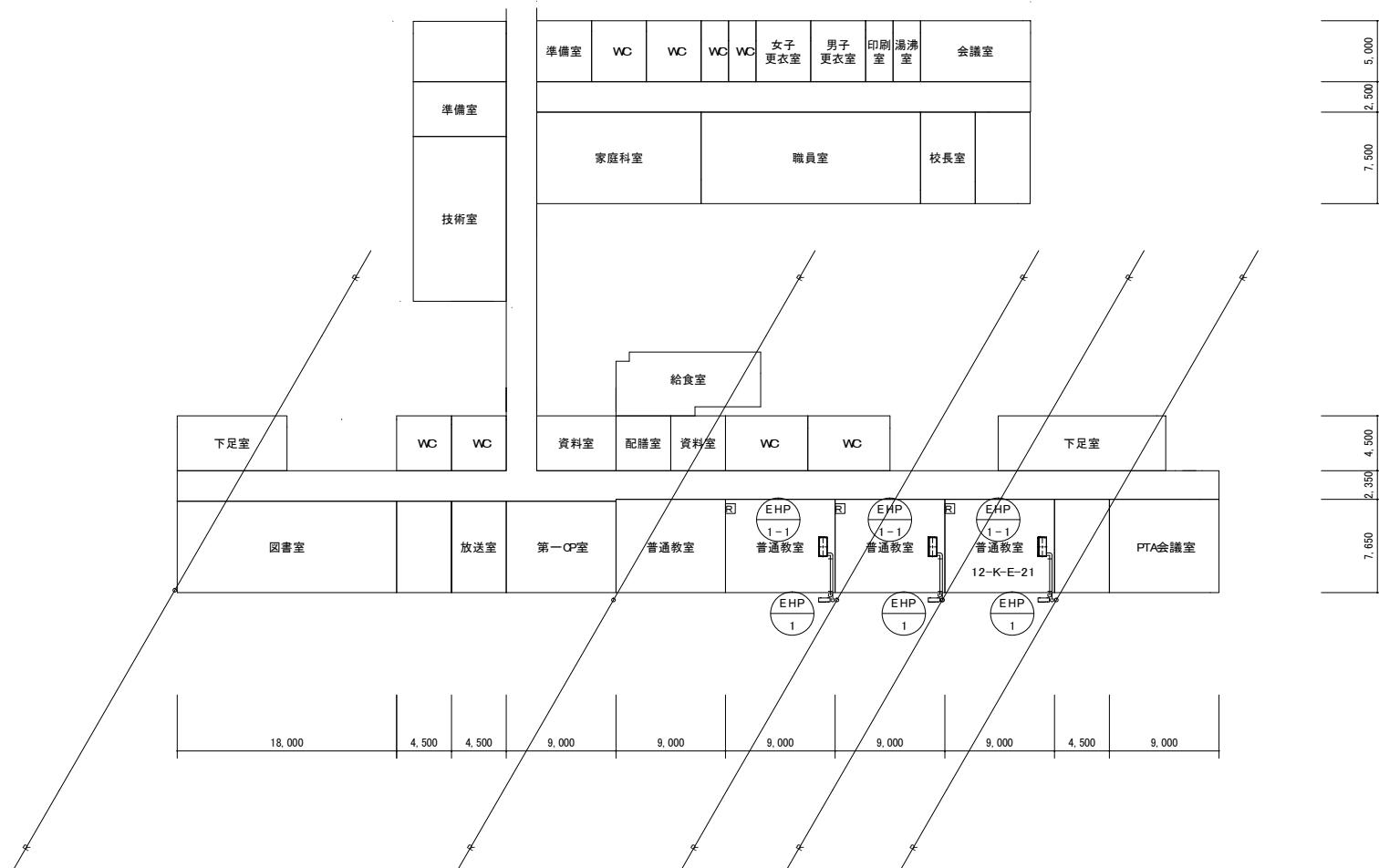
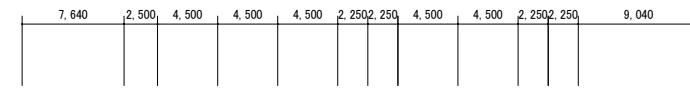
## 機器表【既存】

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ



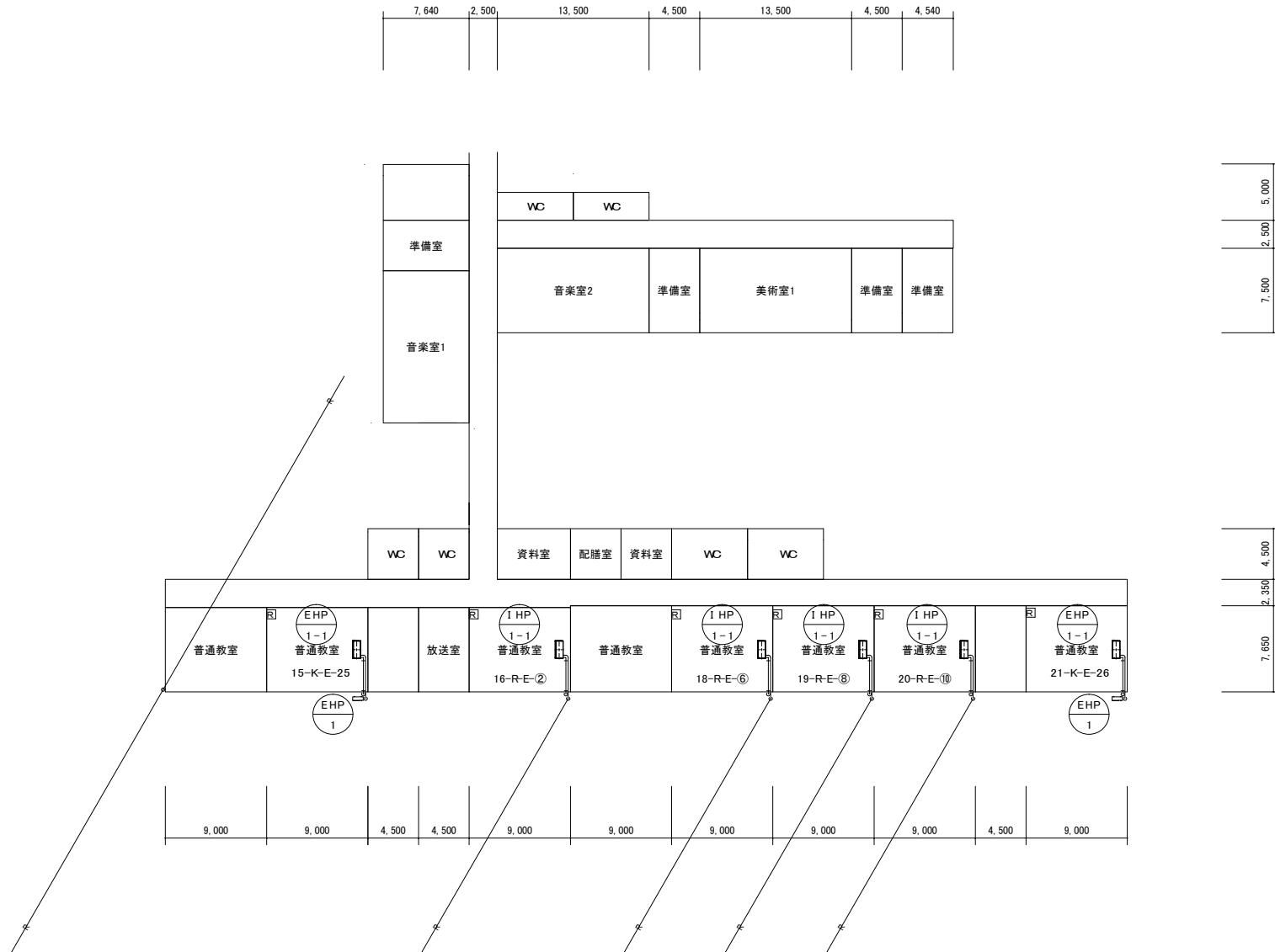
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
									市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第三中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立第三中学校)	1階平面図(第三中学校)	A3:1/400	M02

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ



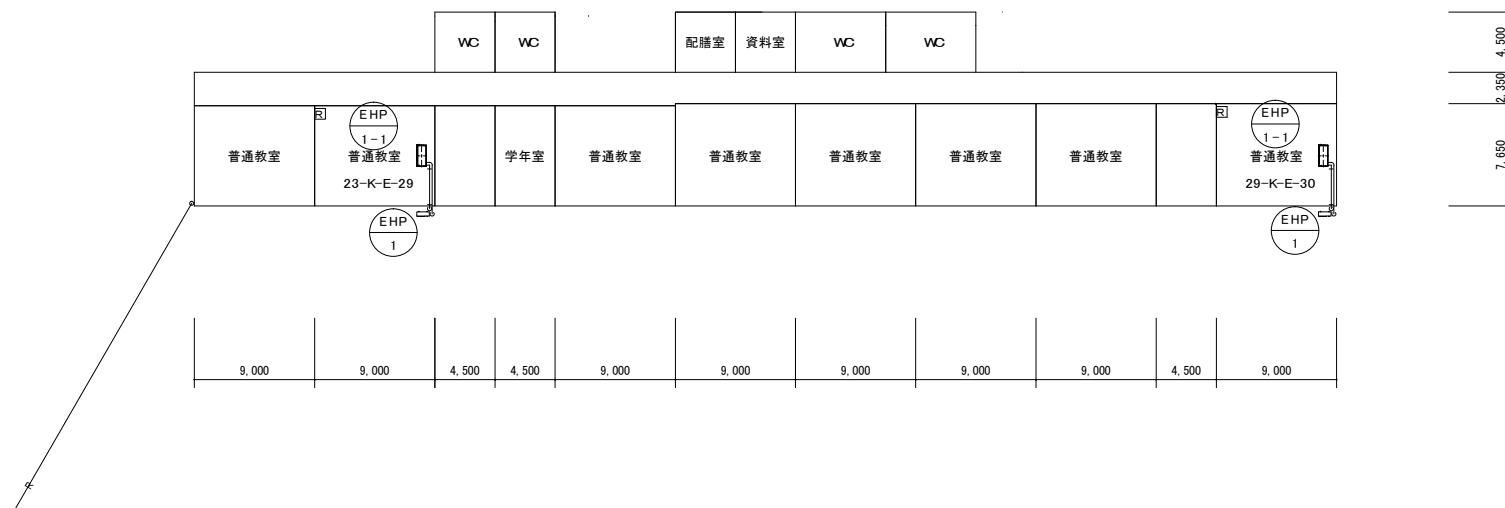
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							_____	市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第三中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立第三中学校)	2階平面図(第三中学校)	A3:1/400	M03

冷媒管サイズ表		
①	15.88 φ	9.52 φ



部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号							市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第三中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市曾谷3丁目2番1号)	3階平面図(第三中学校)	A3:1/400	M04

冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ

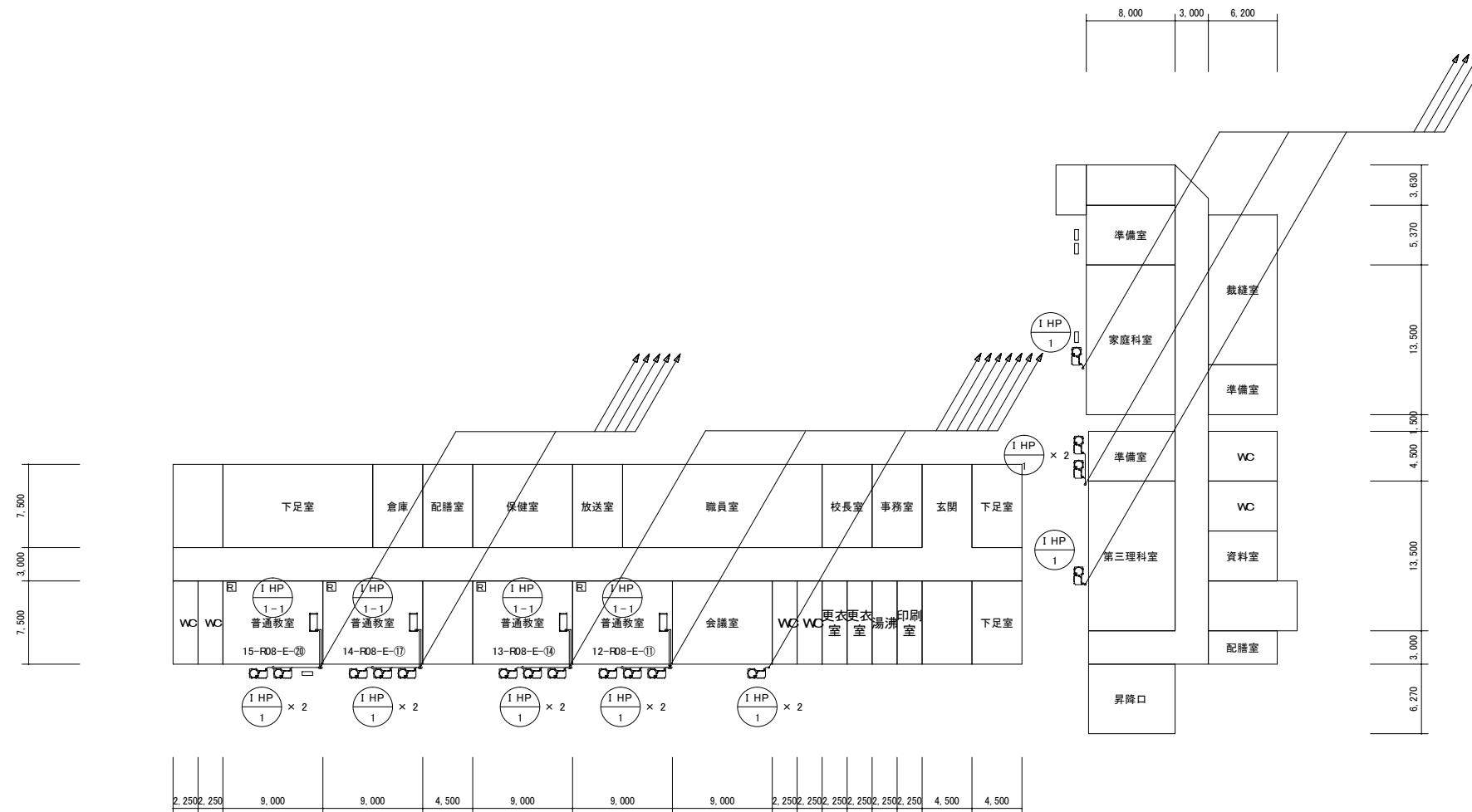


市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号	
									市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第三中学校)		市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市曾谷3丁目2番1号)		4階平面図(第三中学校)	
													A3:1/400	M05

## 機器表【既存】

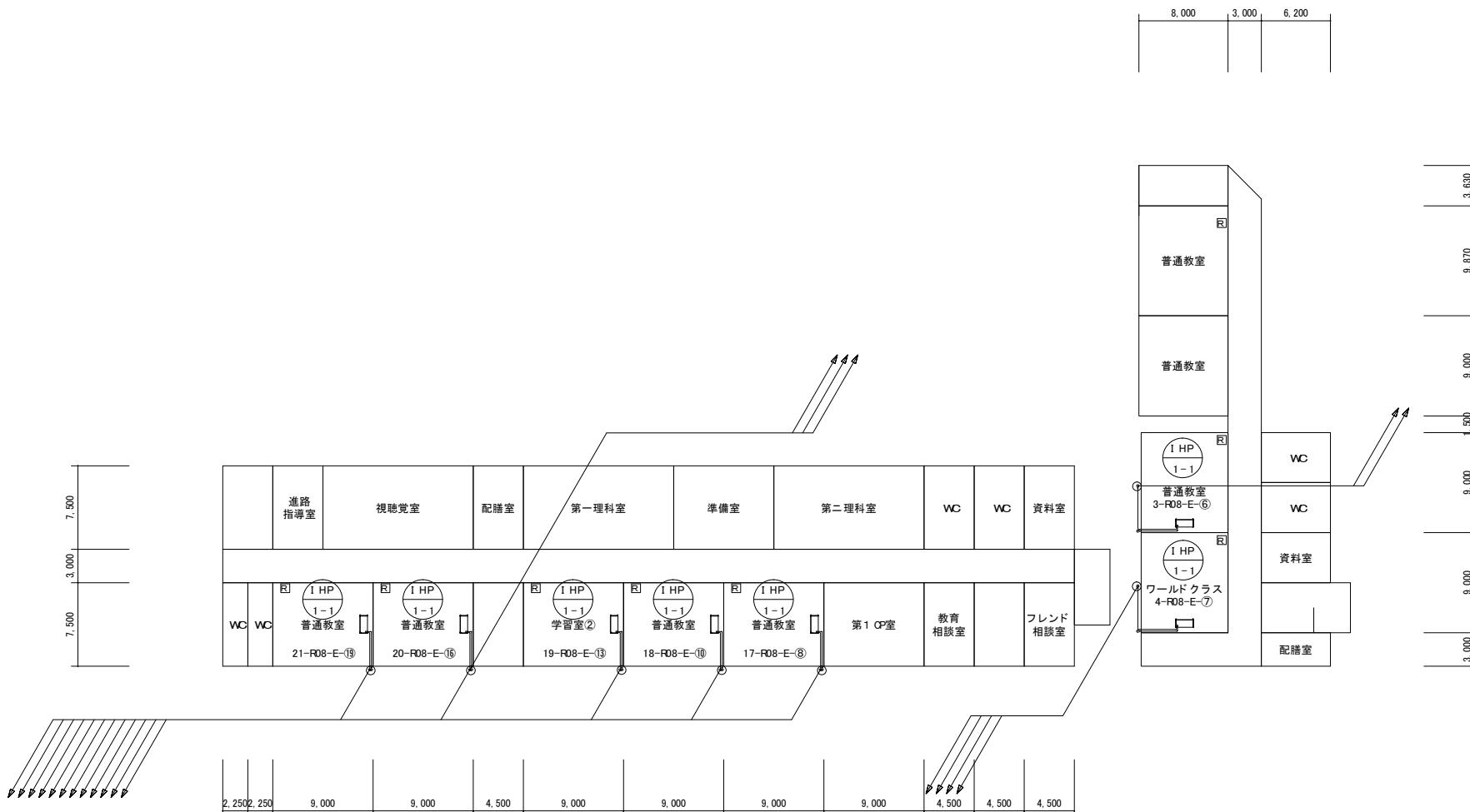
### 冷媒管 サイズ表

① 15.88  $\phi$  9.52  $\phi$



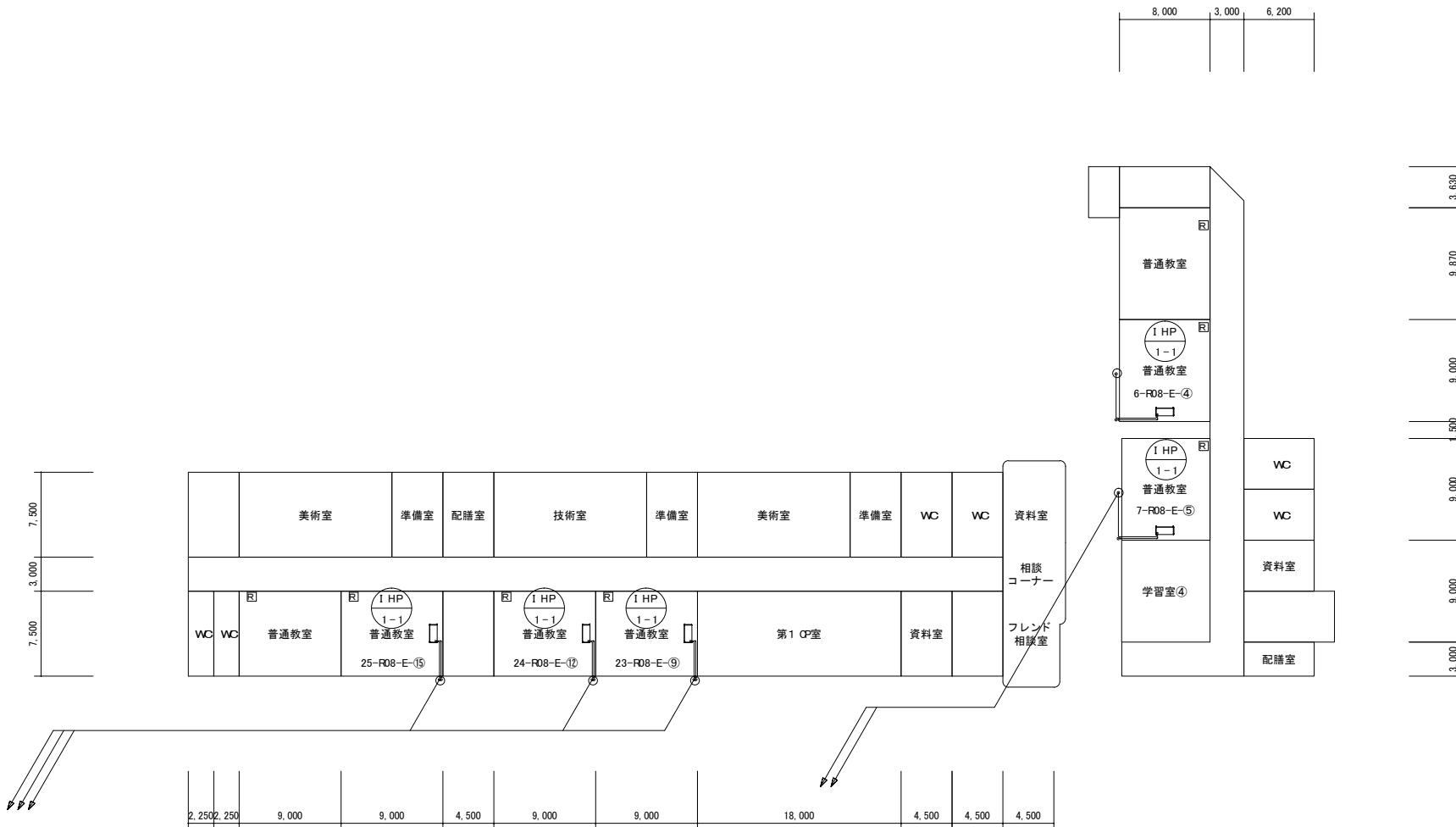
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							市川市立中山小学校外15校冷暖房機貸借 (市川市立第六中学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市鬼高3丁目16番1号)	1階平面図(第六中学校)	A3:1/400	MO2	

冷媒管サイズ表		
①	15.88 φ	9.52 φ



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							_____	_____	_____	_____	_____	_____
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第六中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市鬼高3丁目16番1号)	2階平面図(第六中学校)	A3:1/400	M03

冷媒管サイズ表		
①	15.88 φ	9.52 φ

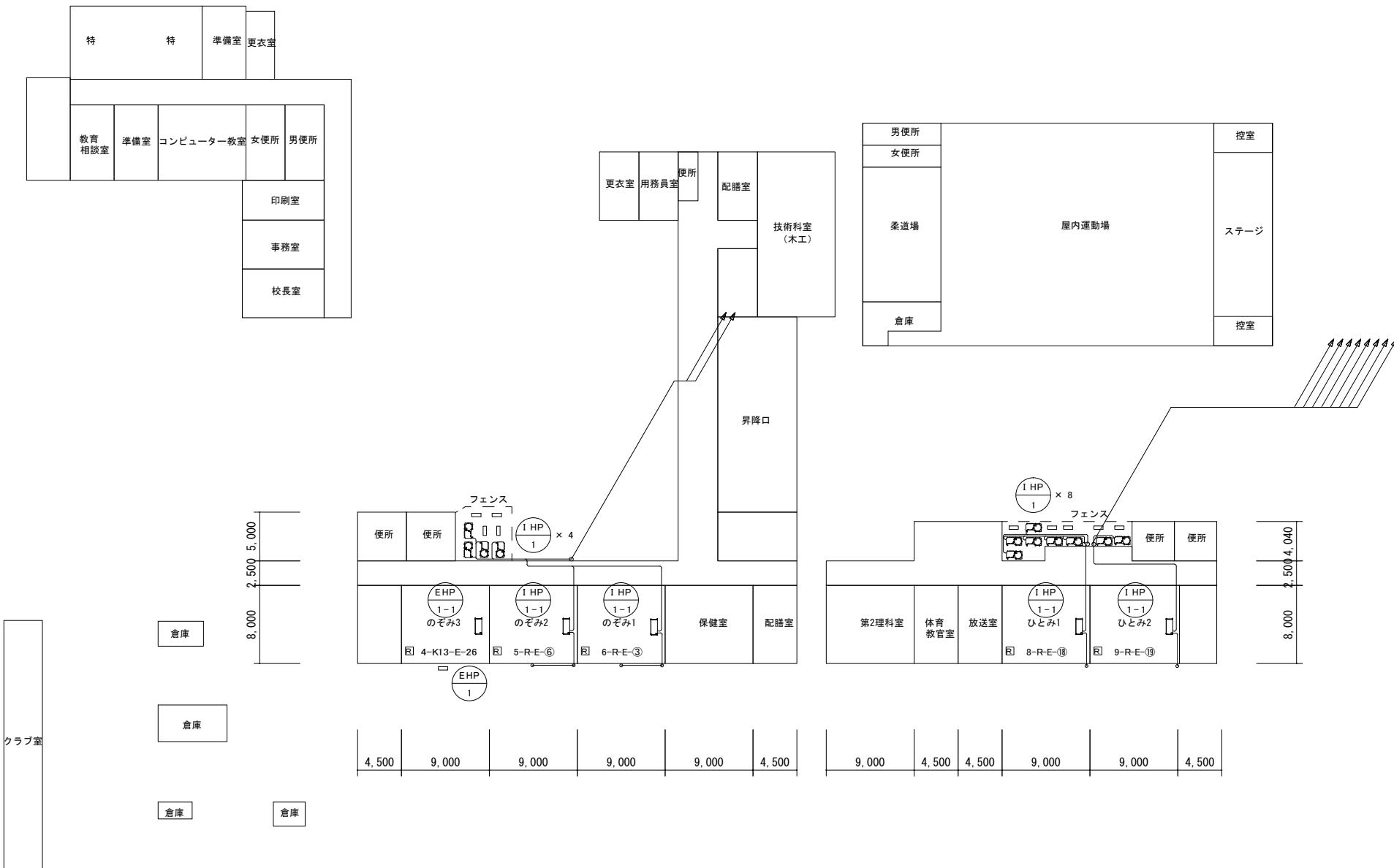


市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第六中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市鬼高3丁目16番1号)	3階平面図(第六中学校)	A3:1/400	M04

## 機器表【既存】

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項 _____	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機器賃貸借 (市川市立第八中学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田4丁目9番1号)	機器表(第八中学校)	N.S	M01

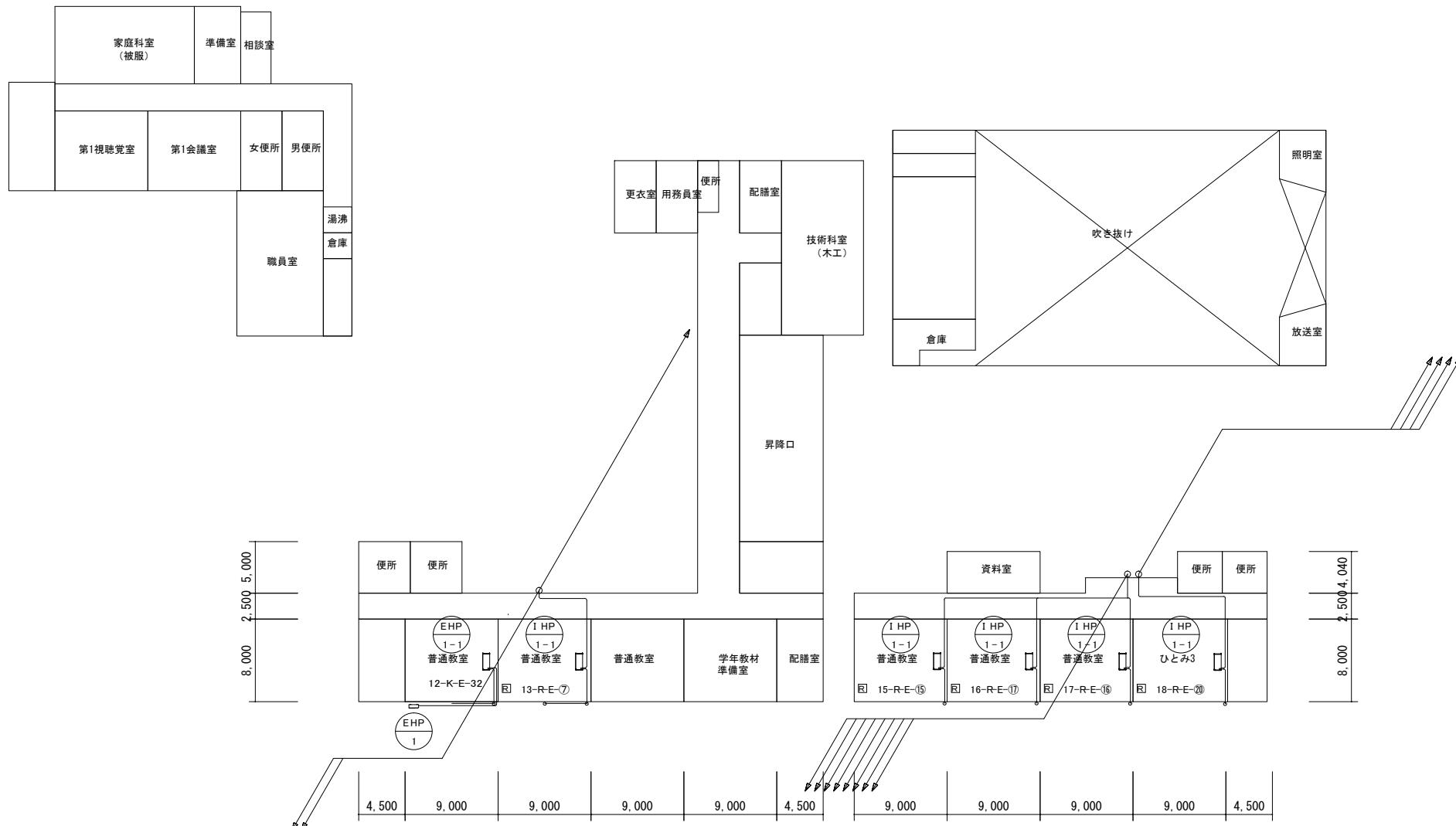
冷媒管サイズ表		
①	15.88 φ	9.52 φ



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							担当	担当					
									市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第八中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田4丁目9番1号)	1階平面図(第八中学校)	A3:1/400	M02

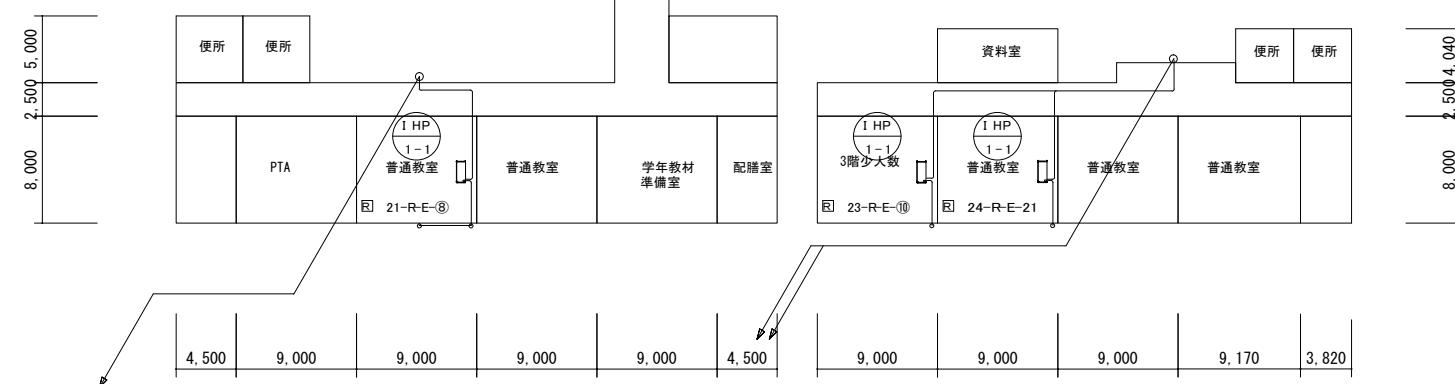
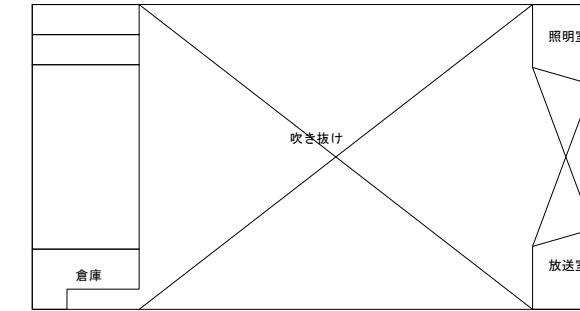
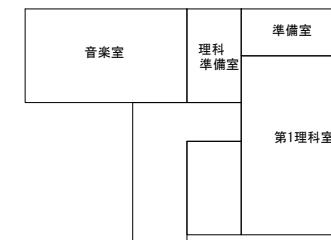
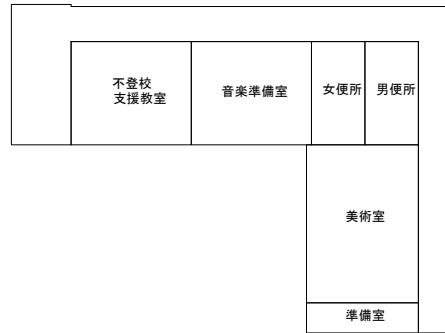
### 冷媒管 サイズ表

① 15.88  $\phi$  9.52  $\phi$



冷媒管サイズ表

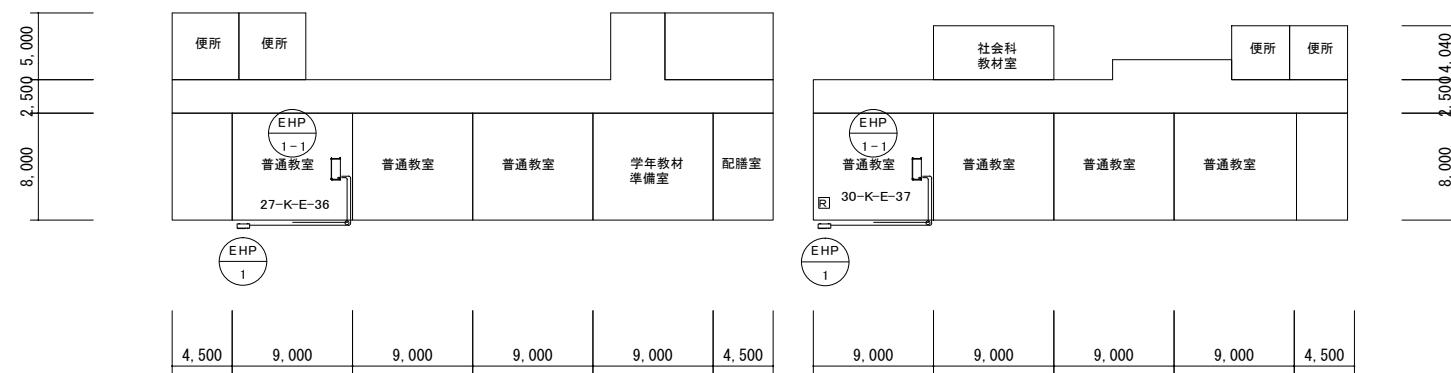
①	15.88φ	9.52φ
---	--------	-------



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
	/	/	/	/	/	/			市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立第八中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大和田4丁目9番1号)	3階平面図(第八中学校)	A3:1/400	M04

### 冷媒管サイズ表

① 15.88  $\phi$  9.52  $\phi$

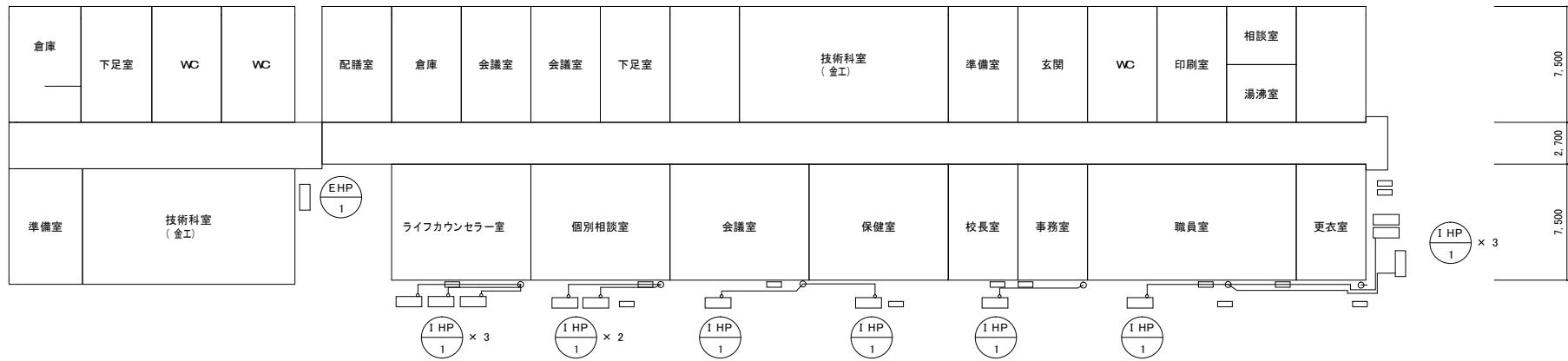


## 機器表【既存】

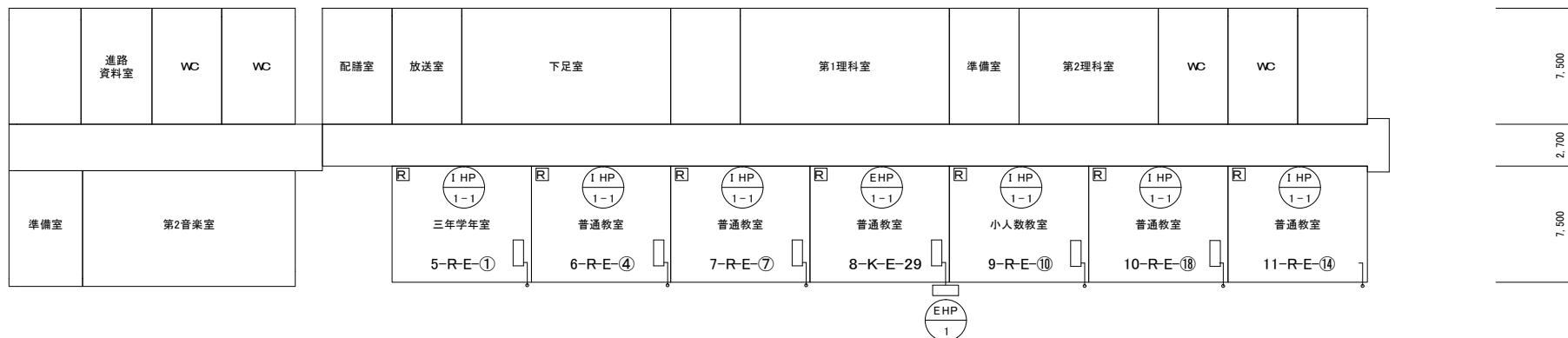
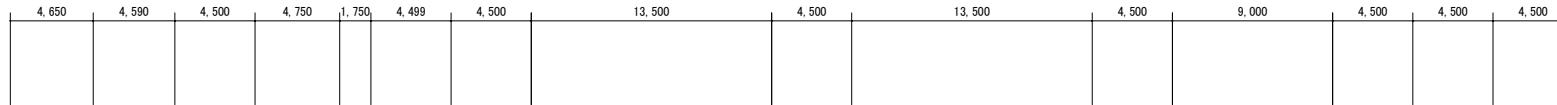
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立下貝塚中学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市下貝塚3丁目13番1号)	機器表(下貝塚中学校)	N.S	M01

### 冷媒管 サイズ表

① 15.88  $\phi$  9.52  $\phi$



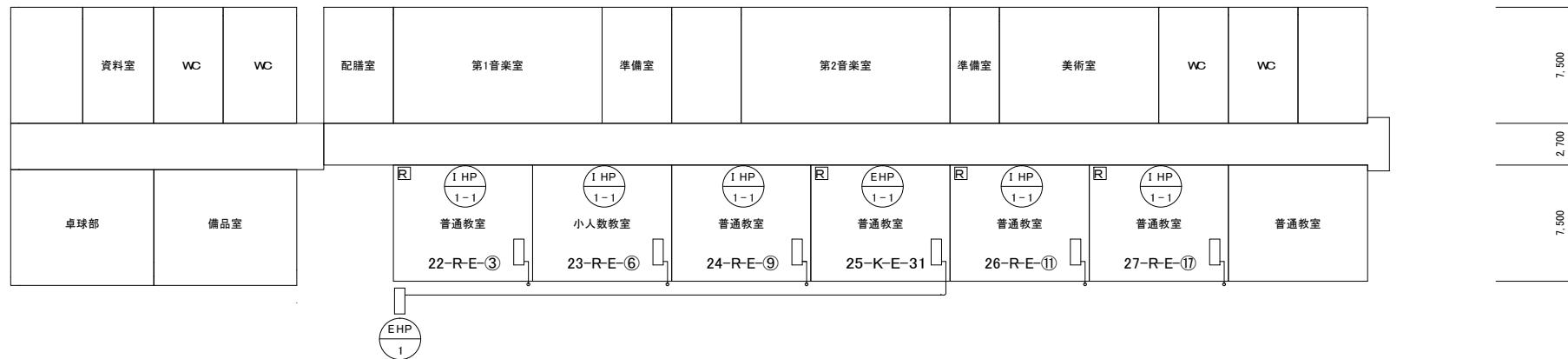
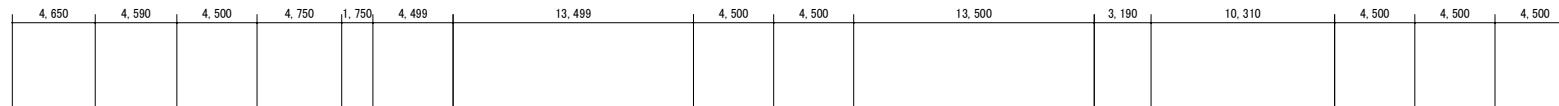
冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
	/	/	/	/	/	/						
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立下貝塚中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立下貝塚3丁目13番1号)	2階平面図(下貝塚中学校)	A3:1/300	M03

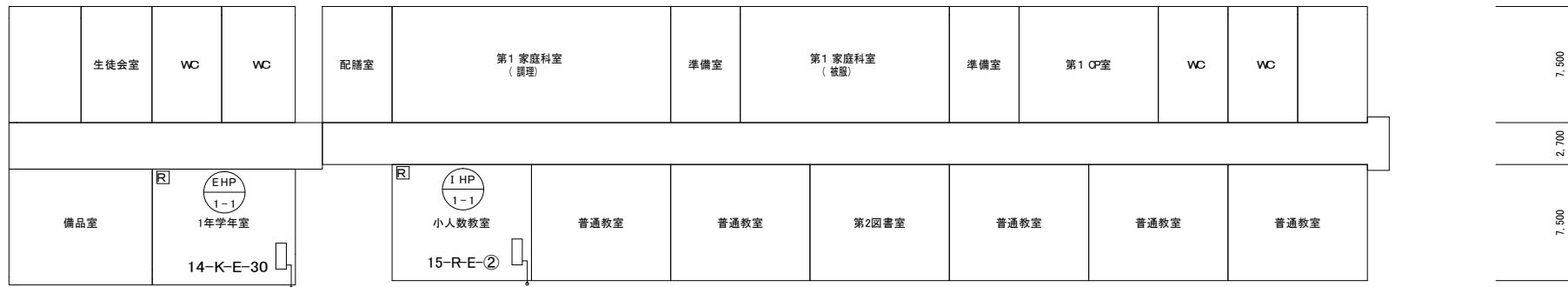
## 冷媒管 サイズ表

①	15.88 $\phi$	9.52 $\phi$
---	--------------	-------------



冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ

4,650	4,590	4,500	4,750	1,750	4,499	18,000	4,500	13,500	3,190	10,310	4,500	4,500	4,500
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	-------	-------



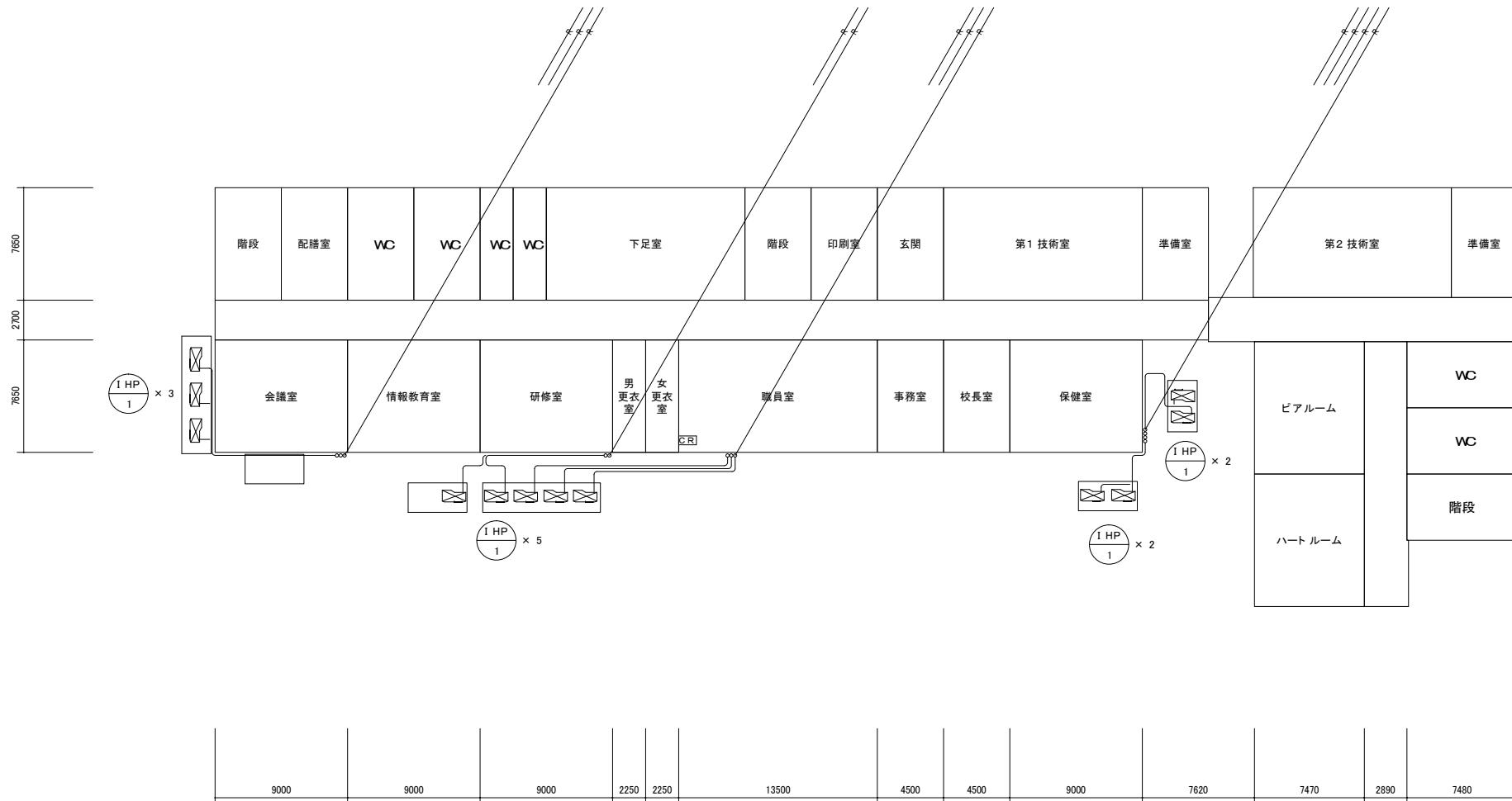
9,250	9,250	6,250	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立下貝塚中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立下貝塚3丁目13番1号)	4階平面図(下貝塚中学校)	A3:1/300	M05

## 機器表【既存】

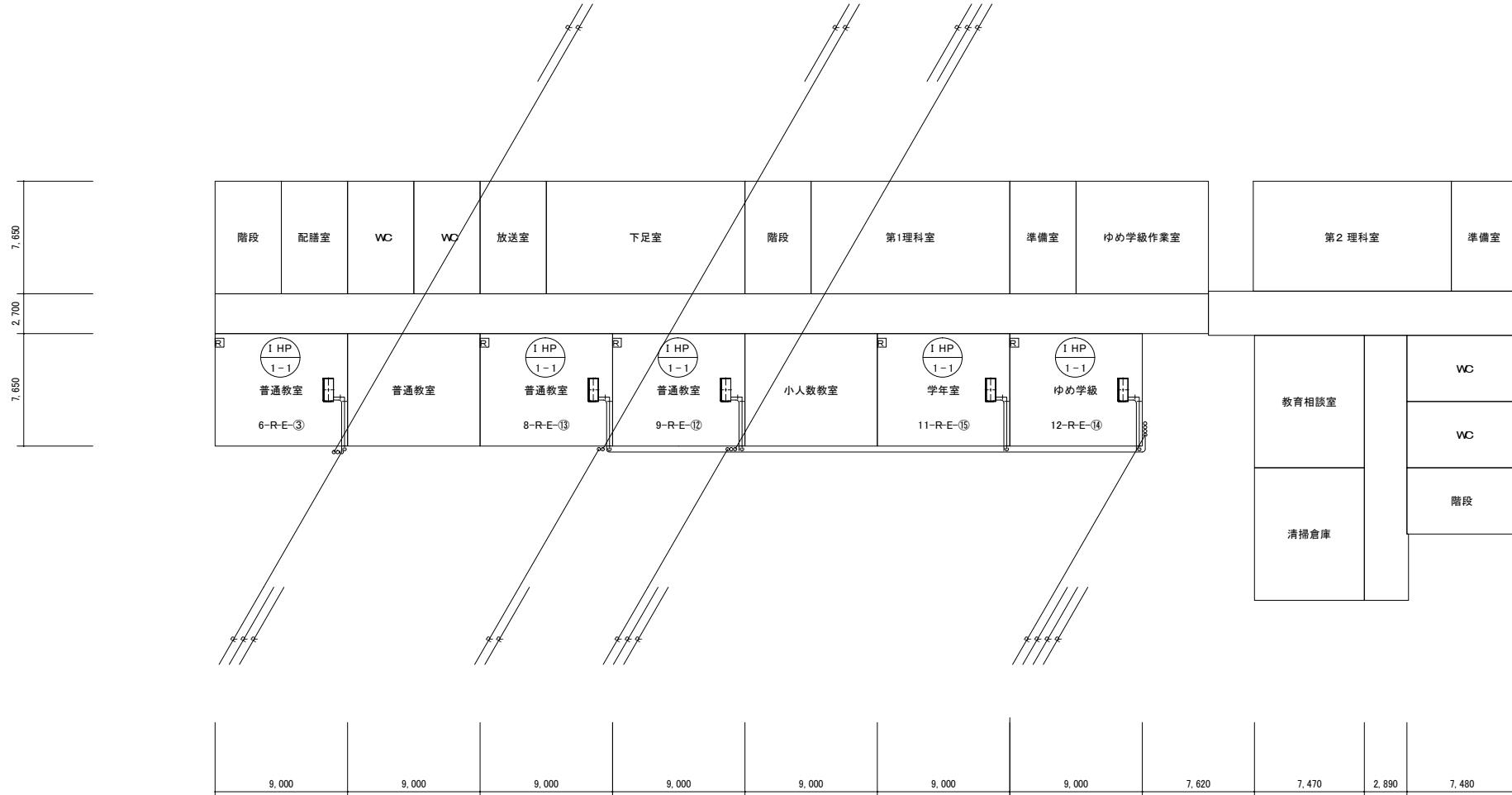
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立高谷中学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市高谷1627番地の4)	機器表(高谷中学校)	N.S	M01

冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ



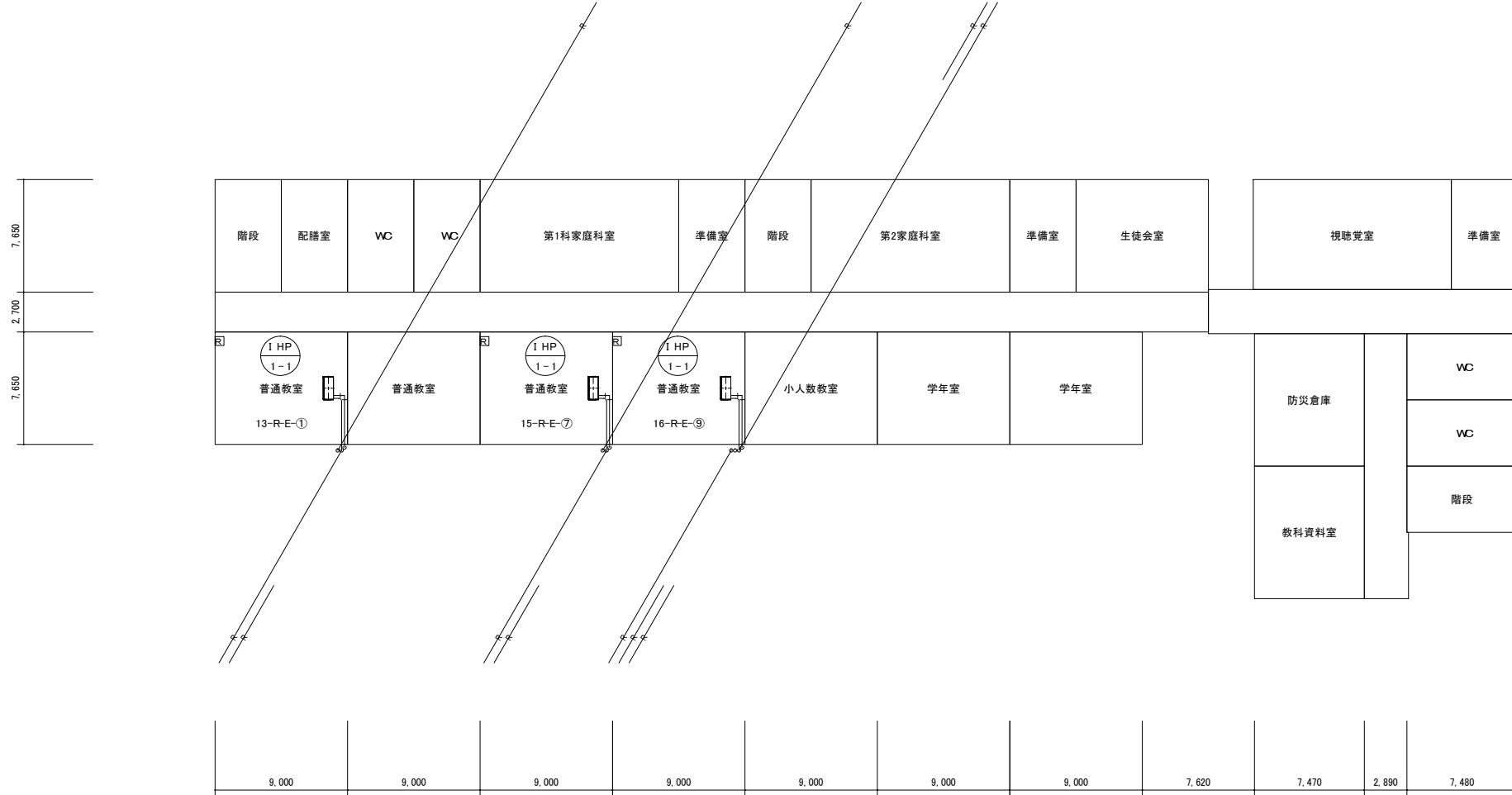
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							_____	_____	_____	_____	A3:1/300	M02
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立高谷中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市高谷1627番地の4)	1階平面図(高谷中学校)		

冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ



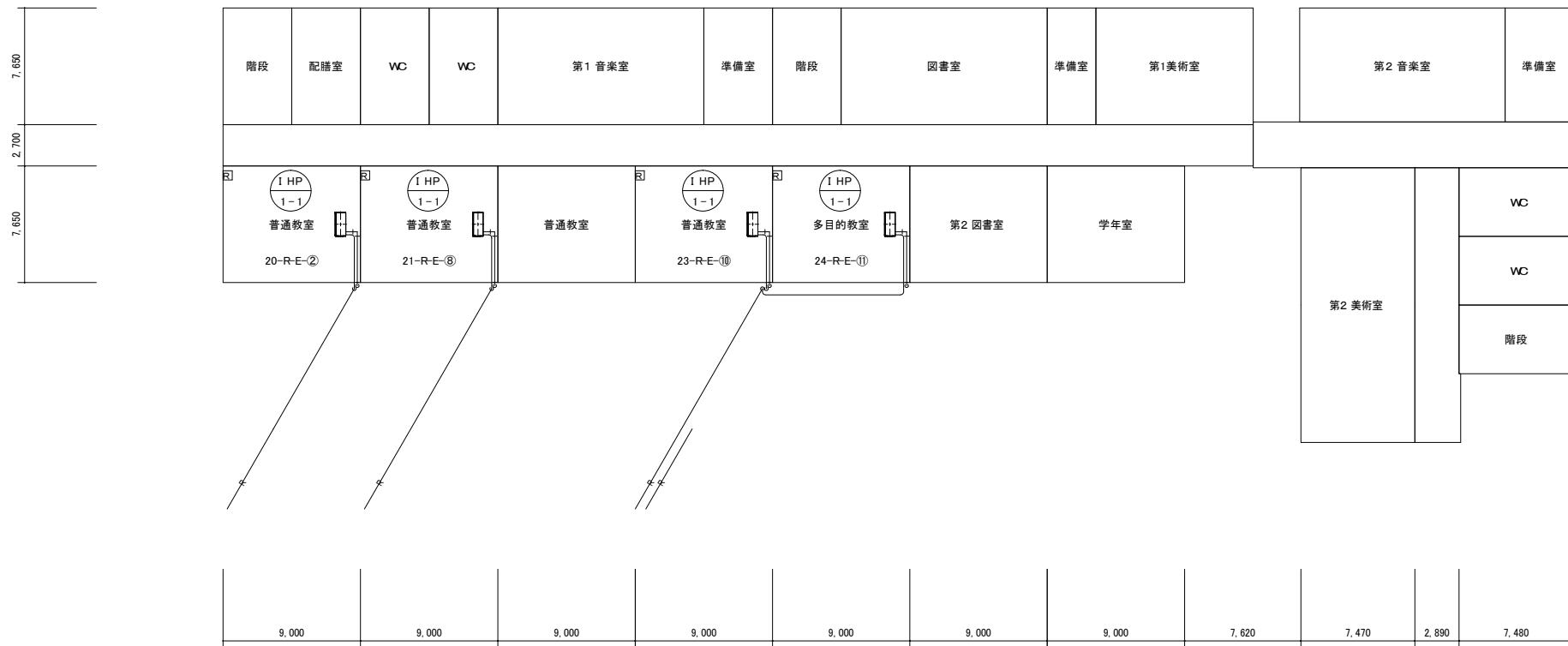
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立高谷中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市高谷1627番地の4)	2階平面図(高谷中学校)	A3:1/300	M03

冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ



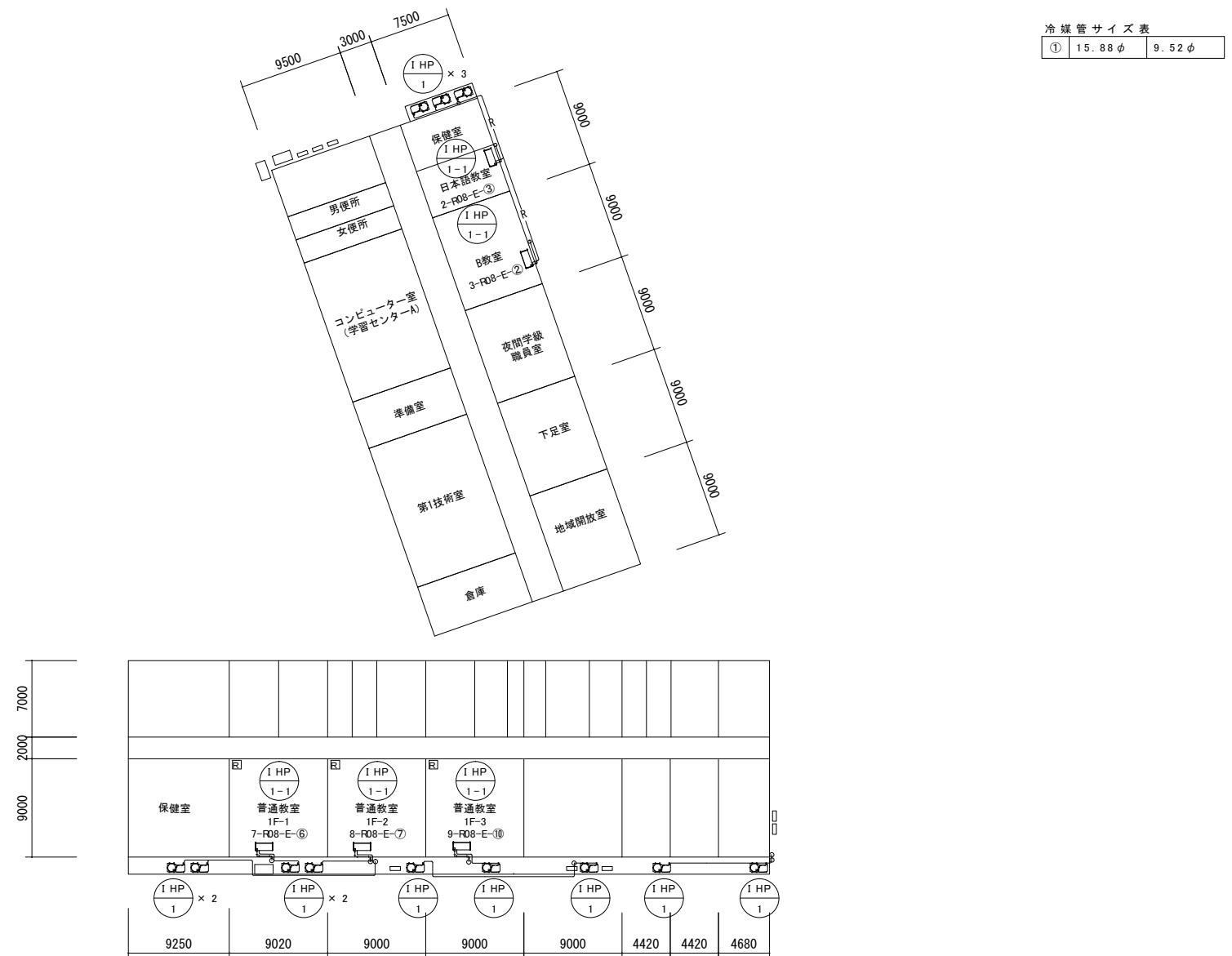
市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
									市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立高谷中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市高谷1627番地の4)	3階平面図(高谷中学校)	A3:1/300	M04

冷媒管 サイズ 表		
①	15.88 φ	9.52 φ



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							_____	_____	_____	_____	A3:1/300	M05

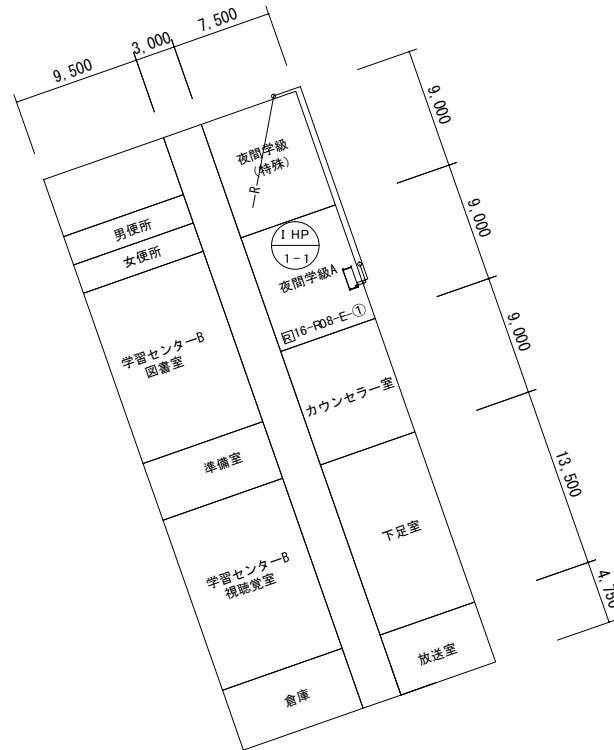
### 機器表【既存】



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							市川市立中山小学校外15校冷暖房機貸賃借 (市川市立大洲中学校)	市川市中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大洲4丁目21番5号)	1階平面図(大洲中学校)	A3:1/400	M02	

冷媒管サイズ表

① 15.88φ 9.52φ



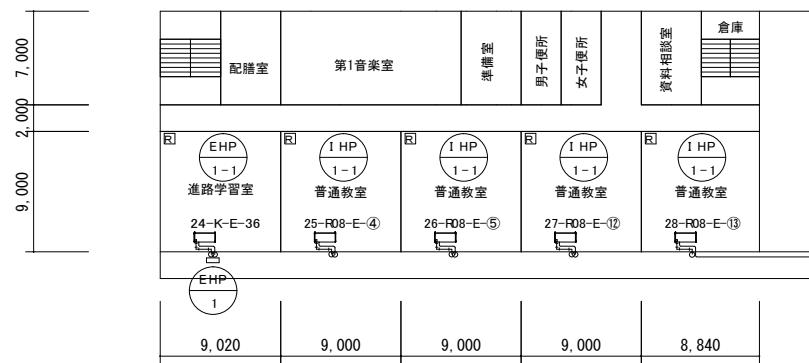
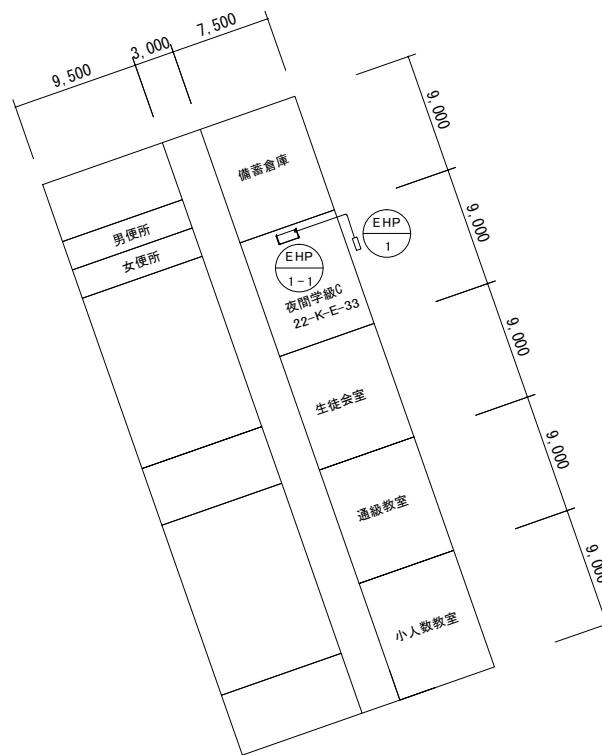
会議室		配膳室	第一理科室		男子便所 女子便所	資料室	倉庫
第一理科室	準備室	適応指導教室	研修室		職員室		

9,250	9,020	9,000	9,000	9,000	4,420	4,420
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

9,250	9,020	9,000	9,000	9,000	4,420	4,420
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項		件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
									市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立大洲中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立大洲4丁目21番5号)	2階平面図(大洲中学校)	A3:1/400	M03

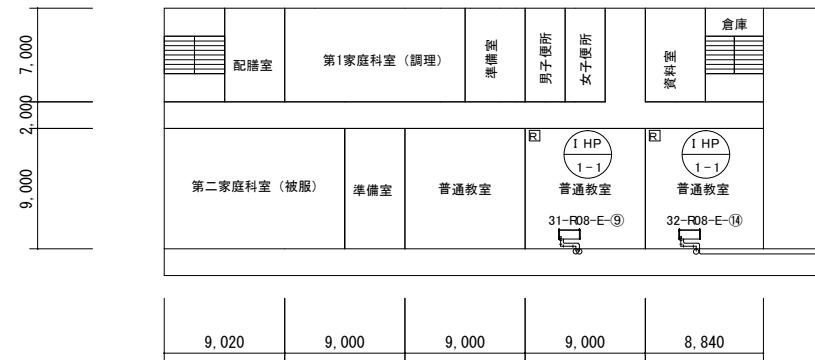
冷媒管サイズ表		
①	15.88φ	9.52φ



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
	/	/	/	/	/	/		市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立大洲中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市立大洲4丁目21番5号)	3階平面図(大洲中学校)	A3:1/400	M04

## 冷媒管サイズ表

①	15.88 $\phi$	9.52 $\phi$
---	--------------	-------------



市川市教育振興部教育施設課 市川市 南八幡2丁目20番2号	部長	次長	課長	主幹	担当	担当	特記事項	件名	施行場所	図面名称	縮尺	図面番号
							_____	_____	_____	_____	_____	_____
								市川市立中山小学校外15校冷暖房機賃貸借 (市川市立大洲中学校)	市川市立中山1丁目1番5号外15箇所 (市川市大洲4丁目21番5号)	4階平面図(大洲中学校)	A3:1/400	M05